

第6次守口市総合基本計画

(基本構想・後期基本計画)

いつまでも住み続けたいまち

守口

暮らしやすさが、
ちょうどええ↑



2026 ▶ 2030

「いつまでも住み続けたいまち守口」を目指して

守口市は、昭和21(1946)年11月に誕生しました。早くから産業都市として発展し、高度経済成長期は、豊富な財源により上下水道を始め、様々な市民サービスや学校等、多数の公共施設、社会資本を府内でもいち早く整えた「近代都市」でした。

しかし、産業構造の転換や工場の海外移転、他方で急速に進んだ人口減少や少子高齢化、加えて近年の災害リスクの高まりなど、本市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。

これからは、行政だけではなく、市民や企業・団体などの「オール守口」で自らのまちづくりを考え、協働してまちの未来を描き、共に歩んでいくことが大切です。

そうした思いを込めて、令和3(2021)年3月に、令和3年度から令和12年度までの10年間のまちづくりの羅針盤となる「第6次守口市総合基本計画」を策定し、将来都市像『いつまでも住み続けたいまち 守口 ～暮らしやすさが、ちょうどええ♪～』の実現に向けて、まちづくりの目標を設定し、取り組んできました。

この間、人口減少・少子高齢化の更なる進行や新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、不安定な国際情勢の影響を受けた物価やエネルギー価格の高騰、AIをはじめとするデジタル社会の進展など、人々の生活や価値観は大きく変化してきました。

こうした社会情勢を踏まえ、より質の高い、効率的・効果的な行政運営を進めるため、令和6年2月に「守口市行政経営プラン」を策定し、強固な行財政運営の基盤の確立を進めているところです。

さらに、目標の実現を確かなものとするために策定した、「前期基本計画」の計画期間が令和7年度で終了することに伴い、「基本構想」を時点修正するとともに前期基本計画の取組みの基本的な方向性を継承しつつ、令和8年度からの5年間のまちづくりの方向性などを定めた「後期基本計画」を策定いたしました。

本市は令和8(2026)年に市制施行80周年を迎えます。これまで、市民の皆様が積み重ねてこられた本市の歴史と伝統を未来に引き継ぐとともに、時代の変化に即した持続可能な行政経営を実行し、本計画に基づき各施策を着実に推進することにより、更に魅力的な市を創り上げてまいります。

むすびに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、また、活発なご審議をいただきました総合基本計画審議会委員、市議会ならびに関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後も本市が目指すまちづくりに向けて、一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

令和8(2026)年3月

守口市長 瀬野 憲一



旧徳永家住宅「燈森(ともし)」

目次

序論		1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の構成と期間	2
3	基本計画の推進	3
	第6次守口市総合基本計画の概要	4
基本構想		5
1	基本構想の策定背景	6
	(1)本市を取り巻く社会状況の変化	6
	(2)本市の人口の見通し	9
	(3)本市の特性	10
	(4)本市の主要課題	14
2	将来都市像	17
3	まちづくりの目標	18
	目標1 子どもや若い世代が夢を育めるまち	18
	目標2 一人ひとりが自分らしく活躍できるまち	19
	目標3 安全に安心して暮らせるまち	19
	目標4 市民が誇れる魅力あるまち	20
	目標5 持続可能な都市づくりを進めるまち	20
後期基本計画		21
1	基本計画とは	22
2	後期基本計画の計画期間	22
3	前期基本計画の評価	22
4	後期基本計画の施策の体系	23
	各施策の構成と内容	24
施策1	子ども・子育て支援	26
施策2	青少年	28
施策3	学校教育	30
施策4	教育環境	32
施策5	人権平和・多文化共生	34

施策6	男女共同参画	36
施策7	健康	38
施策8	地域福祉	40
施策9	障がい者福祉	42
施策10	高齢者福祉	44
施策11	コミュニティ活動	46
施策12	市民協働	48
施策13	生涯学習・スポーツ	50
施策14	文化	52
施策15	防災・減災・縮災	54
施策16	消防・救急	56
施策17	防犯	58
施策18	都市空間	60
施策19	住まい	62
施策20	緑・花・公園	64
施策21	道路・交通	66
施策22	上下水道	68
施策23	地域産業	70
施策24	魅力創造・発信	72
施策25	環境	74
施策26	行財政運営	76
施策27	公共サービス	78

巻末資料 81

1	前期基本計画における取組状況の評価	82
2	SDGsについて	86
3	分野別計画一覧	88
4	守口市総合基本計画条例	90
5	総合基本計画(基本構想・後期基本計画)策定体制	91
6	総合基本計画(基本構想・後期基本計画)策定経過	92
7	市民参加・参画の取組	93
8	守口市総合基本計画審議会	96
9	市歌・市章・市の木・花・市民憲章	99

守口市シンボルキャラクター「もり吉^{きち}」

〈プロフィール〉

名 前：もり吉

性 別：柴犬の男の子

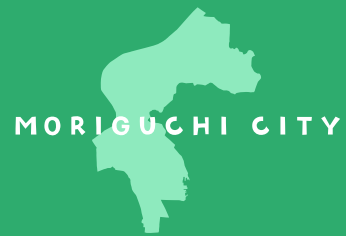
好きなこと：散歩

特徴①：家で採れたと～っても長い守口大根を首に巻いている。

特徴②：お母さんの手作りのポーチには、大好物の守口漬けが入っている。

性 格：やんちゃ、好奇心旺盛





MORIGUCHI CITY

序論



1 計画策定の趣旨

本市では、高度経済成長を遂げつつあった昭和45(1970)年に、まちづくりの基本方針を明らかにするために第一次総合基本計画を策定して以降、五次にわたり総合基本計画を策定し、市政の指針としてきました。

平成23(2011)年5月に地方自治法の一部が改正され、同法第2条第4項の「基本構想策定の義務づけ」が撤廃されましたが、総合的かつ計画的な市政の運営を図るためには総合基本計画が必要と考え、守口市総合基本計画条例を平成31(2019)年3月に制定しました。

同条例では、総合基本計画を、総合的かつ計画的に市政運営を行うための市の最上位計画として位置づけています。基本構想及び基本計画の策定にあたっては、守口市総合基本計画審議会に諮問することとし、基本構想の策定にあたっては、議会の議決を経ることとしています。

平成23(2011)年3月に策定した「第五次守口市総合基本計画」から10年の歳月が経過し、この間の社会状況の変化を踏まえ、本市の新たな未来を描くため、行政だけではなく、市民や議会、企業・団体など「オール守口」での協働によるまちづくりの「羅針盤」として新たに「第6次守口市総合基本計画」を策定します。

2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成します。

基本構想

基本構想は、守口市のまちの将来像や、その実現に向けた基本目標などを定めるものです。

基本構想の計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

基本計画

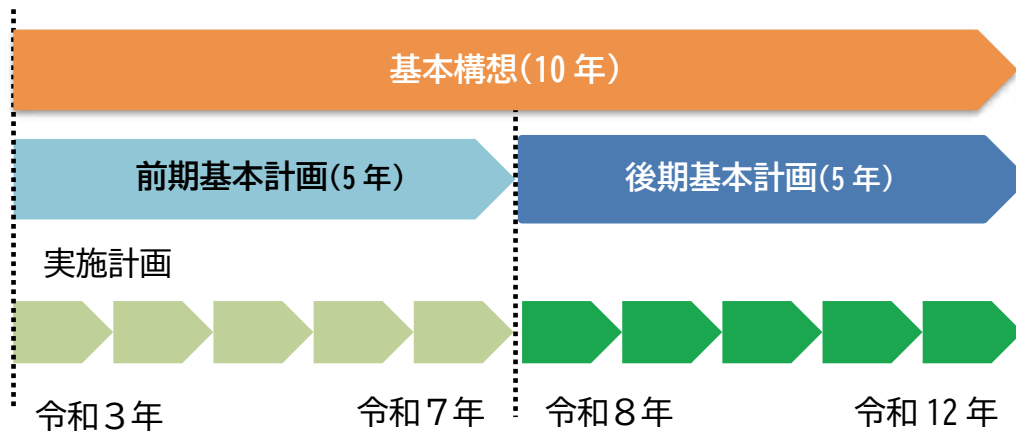
基本計画は、基本構想で示したまちの将来像を実現するための政策の方向性や、その方向性に基づく具体的な施策などを定めるものです。第五次総合基本計画までは、計画期間を10年間としていましたが、変化の激しい時代にあって、その政策の方向性や施策などの実現をより具体的なものとするために、計画期間を前期と後期で5年ごとに分けることとします。

前期基本計画の計画期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで、後期基本計画の計画期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までとします。

3 基本計画の推進

基本計画の推進にあたっては、基本計画の達成状況等を毎年チェックするなど、適切な進行管理により、計画の実効性を高めます。また、基本計画に示す施策の着実な進捗を図るため、主要な事務事業について毎年度、実施計画を策定します。

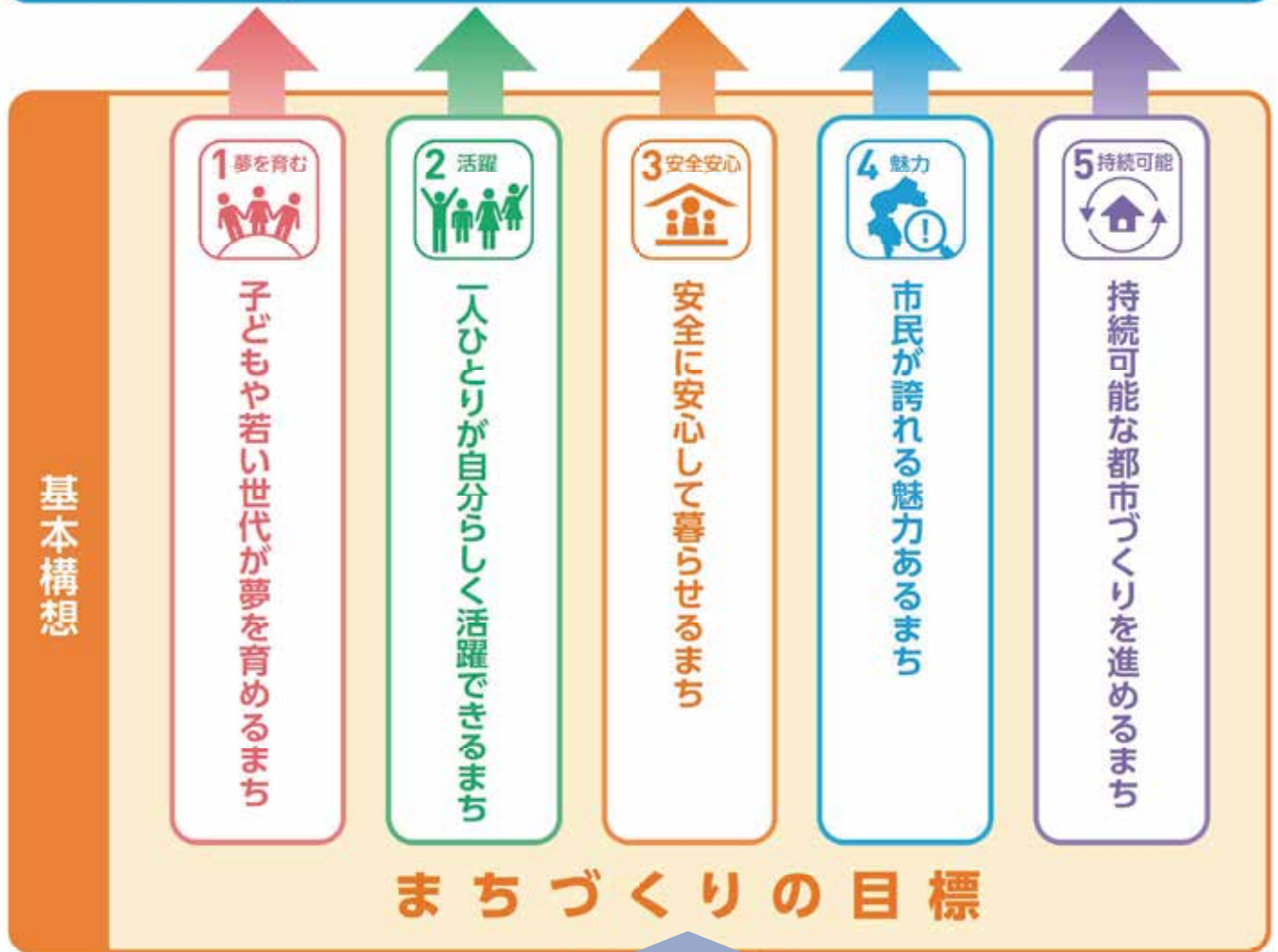
図表 計画の構成と期間



第6次守口市総合基本計画の概要

将来都市像

いつまでも住み続けたいまち 守口
～暮らしやすさが、ちょうどええ♪～



後期基本計画

27施策	1.子ども・子育て支援	2.青少年	3.学校教育
4.教育環境	5.人権平和・多文化共生	6.男女共同参画	7.健康
8.地域福祉	9.障がい者福祉	10.高齢者福祉	11.コミュニティ活動
12.市民協働	13.生涯学習・スポーツ	14.文化	15.防災・減災・縮災
16.消防・救急	17.防犯	18.都市空間	19.住まい
20.緑・花・公園	21.道路・交通	22.上下水道	23.地域産業
24.魅力創造・発信	25.環境	26.行財政運営	27.公共サービス

MORIGUCHI CITY

基本構想





基本構想

1 基本構想の策定背景

(1)本市を取り巻く社会状況の変化

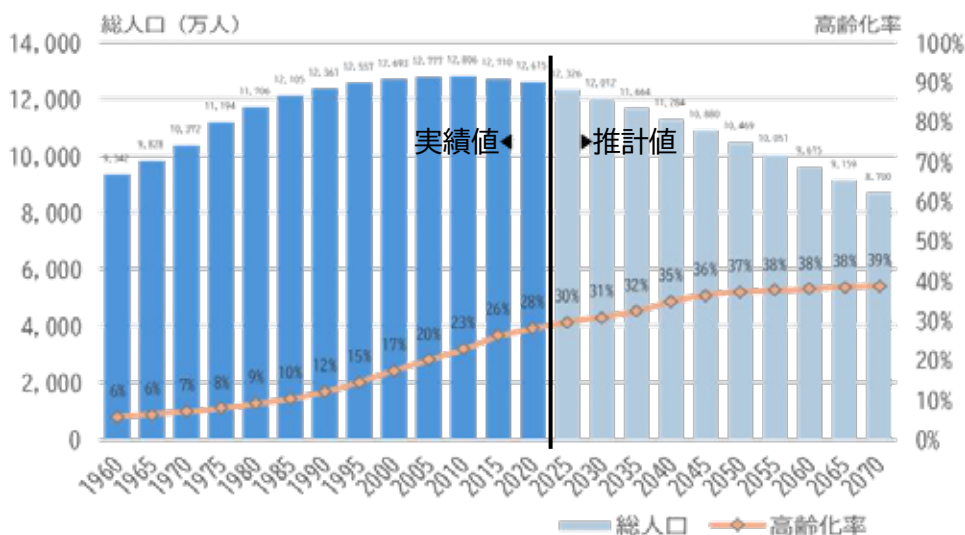
本市は、早くから企業城下町として栄えた産業都市として、上下水道の整備等、都市生活の利便性の向上に取り組んできました。しかし、産業構造の変化に加え、急激に進む人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化の進展、災害によるリスクの増加、情報技術の発展、地球温暖化の進行など、本市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。また、令和2(2020)年度以降、世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の大流行は、人々の働き方や暮らし方に対する大きな意識の変容をもたらしました。さらに、不安定な国際情勢の影響を受けた物価やエネルギー価格の高騰は、本市においても、市民生活や市内事業者の経済活動に多大な影響を及ぼしています。これらの変化が私たちの暮らしに及ぼす影響を様々な観点から想定し、「守口の将来」を考え、市民とともにその実現に取り組む必要があります。

①人口減少・少子高齢化のさらなる進行

我が国の人口は平成20(2008)年12月の1億2,809万人をピークとして減少に転じ、令和2(2020)年4月には1億2,593万人となっています。国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口(令和5(2023)年推計)によると、本計画の最終年度にあたる令和12(2030)年には、1億2,012万人となる見通しです。その後も人口減少はさらにスピードが上がり、令和38(2056)年には1億人を割り込み、令和52(2070)年には8,700万人となるとされています。

様々な対策により、今後、人口減少のスピードが多少抑制されたとしても、人口減少は避けがたい我が国の未来です。人口構造をみると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)が減少する中で、概ね令和25(2043)年までは高齢人口(65歳以上)のみが増加していきます。そのため、高齢者の増加への対応と、少子化対策、労働力人口の減少への対応を同時に進めていくことが必要となります。また、本格的な人口減少と税収減少を見据えて、社会インフラを段階的に適正規模へと整えていくことが必要となります。

図表 日本の人口の推計



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」 「人口統計資料集」

②ビジネスや生活におけるグローバル化のさらなる進展

我が国の在留外国人は約358万人(令和6(2024)年6月末)、大阪府の在留外国人は31.7万人(令和5(2023)年12月末)です。人口減少に伴って労働力不足が進むことが見込まれることから、令和6(2024)年6月に出入国管理法が改正されて新たな在留資格「育成就労」が創設されるなど、外国人人材の受け入れの取組が進みつつあります。この外国人人材の中には、我が国での滞在が長期間になる人や、配偶者や子どもの帯同が認められる人もいます。こうしたことから、地域社会において、交流人口だけでなく、定住外国人とともに暮らすということが増えていくことに対応した社会づくりが必要となります。

訪日外国人観光客(インバウンド)は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込みましたが、令和6(2024)年には3,687万人、訪日外国人旅行消費額は8.1兆円と過去最高となりました。また、日本企業の現地法人数は近年25,000前後で推移しており、現地での売上高の増加や海外生産比率も増加がみられます。円安に伴う経済効果に加え、人口減少に伴う国内マーケットの縮小に対応して、海外マーケットにビジネスチャンスを見出そうとする企業はさらに増えると想定されます。令和7(2025)年の「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)」では、さまざまな海外ビジネスイベントが開催されたことなどもあり、今後、外国人に対するビジネスや外国人とともに行うビジネスがさらに広がっていくと考えられます。

③様々なリスクから身を守る「自助」の重要性の高まり

地球温暖化の影響と考えられる気候変動もあり、近年、我が国における風水害の被害が増加しています。河川氾濫や内水氾濫はひとたび発生すると、広い範囲で住戸や事業所が浸水等の影響を受けます。

また、南海トラフ付近を震源とする地震については、政府の地震調査委員会は今後30年以内に起きる確率について、これまでの「80%」を令和7(2025)年9月に「最大90%程度」に引き上げました。このような災害リスクの高まりに対応して、限りなくその被害を小さなものにする減災・縮災に加えて、その後の生活再建や、事業所における被災後の事業継続をできる限り速やかに成し遂げる回復力を高めていくことが必要となっています。国においては令和8(2026)年度中の防災庁設置に向けた準備を進めており、事前防災の推進をはじめとする地域防災力の強化に向け自治体の役割も高まることが想定されます。

加えて、感染症の世界的流行を踏まえ、感染症と自然災害に同時に対応する必要性への認識とそのための備えも求められます。

また、地域での犯罪は大きく減少傾向にあるものの、高齢者等を対象とする詐欺被害が増えています。さらに、インターネット等を介したコミュニケーションやサービスの拡大は、生活に利便性をもたらす一方で、新たな犯罪やトラブルを招いています。

このように様々なリスクに対する認識を共有し、あらゆるリスクを想定したエビデンス(科学的根拠)に基づく防災・防犯に取り組むため、「公助」「共助」とともに、「自助」の重要性も一層高まっています。



平成30(2018)年大阪北部地震直後(佐太小学校)



平成24(2012)年8月14日豪雨

基本構想

④ デジタル社会の実現への対応

スマートフォンやSNSの普及により、誰もがいつでもどこでもインターネットを利用して、世界の情報を入手・発信することができ、個人同士でのモノやサービスのやり取りも一般的に行われているほか、観光分野では、SNSによる情報発信が人の流れに大きな影響を与えています。また、フリーランスやテレワークなど様々な働き方が広がっており、今後も人々の暮らしやビジネスが変化していくことが想定されます。

さらには、最近のAIの進化はめざましく、近い将来には、これまで以上に多くの分野でAIが活用され、これまで人が行ってきた労働をAIやロボットが代わりに行うなど、大きな社会変化をもたらすことが想定されます。そのような大きな社会変化への対応が求められています。

国が目指すデジタル社会は「デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せを実現できる社会」であり、令和6(2024)年6月の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、集中対応すべき課題を「人口減少および労働力不足」「デジタル産業をはじめとする産業全体の競争力の低下」「持続可能性への脅威」として、令和9(2027)年までの工程がまとめられました。

デジタル社会の実現には、DX(デジタルトランスフォーメーション)*の推進が必要となることから、住民や企業、研究開発機関など、さまざまな主体が連携することが求められています。

*DX(デジタルトランスフォーメーション): デジタル技術の浸透で、人々の生活を、より良い方向に変化させること。

⑤ 持続可能な社会に向けた具体的な「行動」の必要性の高まり

国際社会においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、令和12(2030)年を年限として「持続可能な開発目標-SDGs(Sustainable Development Goals)」の達成に向けて取組を進めています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、政府においても積極的に取り組んでいます。

SDGsでは17の国際目標が設定されていますが、自治体がそれぞれの特性に応じて、目標を設定し、取組を進めていくことが期待されています。SDGsという国際的な枠組みを活用しながら、社会・経済・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことや、多様な主体が連携・協力して取り組むことが必要です。

また、これからの社会や人生100年時代の重要なキーワードとされる「ウェルビーイング(well-being)*」は、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」目標8「働きがいも経済成長も」は特に関連性を有しており、これらの目標に向けた具体的な取組が求められています。

しかし一方で、国際的な研究組織「国連持続可能な開発ソリューション・ネットワーク」(SDSN)の発表した2025年版の「持続可能な開発報告書」によると、日本のSDGs達成度は167カ国中19位で、前年から1ランク下げるとともに、17目標のうち6つが最低評価である「深刻な課題がある」でした。また、同報告書は、「2015年のSDGs採択以来の進捗にもとづく、17の目標のうち2030年までに達成できそうなものは1つも無い」と指摘しており、日本を含む各国で目標達成に向けて取り組んでいます、まだまだ成果が出ていない状況となっています。

*ウェルビーイング: 身体的、精神的、社会的に良好な状態で、個人の権利と自己実現が保障されている状態を表す。

SDGsが掲げる17のゴール

(資料)外務省「持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けて
日本が果たす役割」より抜粋

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/2001sdgs_gaiyou.pdf

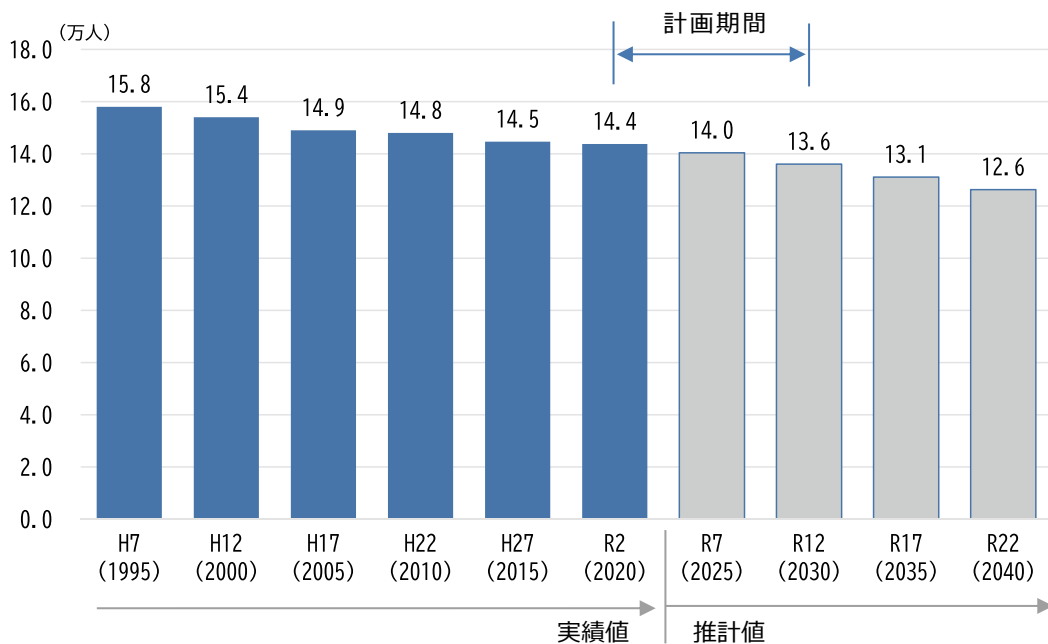


(2)本市の人口の見通し

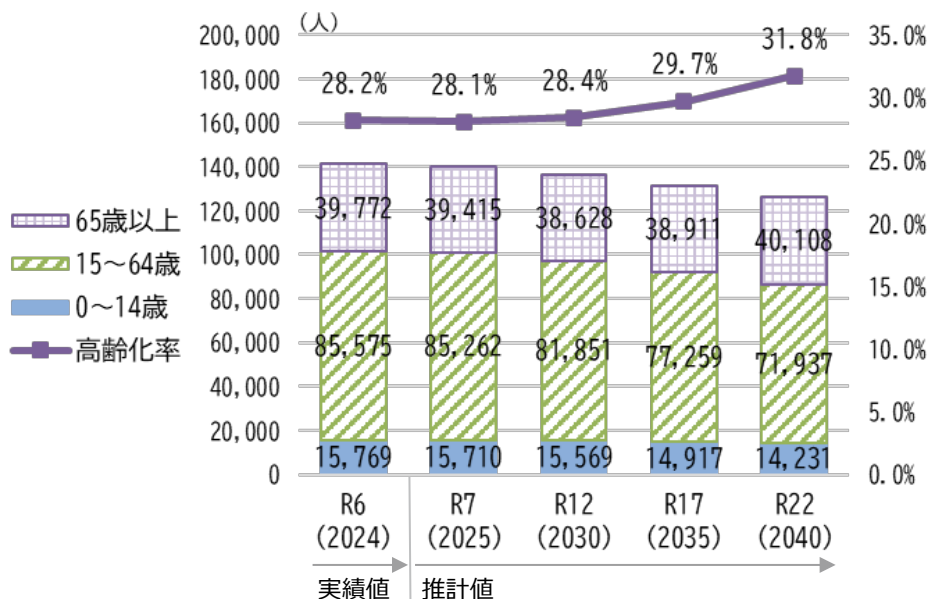
本市の人口は、昭和46(1971)年6月の188,035人をピークとして減少し、令和2(2020)年10月1日現在には143,758人となっています。将来人口を推計すると、本計画の最終年度にあたる令和12(2030)年には、現状より約8千人減少し、約13.6万人になることが見込まれます。

年齢3区分で人口の推移をみると、令和12(2030)年に向けては、0～14歳人口、15～64歳人口、65歳以上人口のいずれも減少していきます。高齢化率は28%台で推移した後、令和22(2040)年に30%を超えることが見込まれます。

図表 守口市の人口推移と将来人口推計



図表 守口市の人口(3区分)の推移



(資料) 守口市「住民基本台帳(各9月末現在)」より推計

基本構想

(3)本市の特性

本市には、地理的位置、自然、歴史、文化、産業等、様々な特性があります。社会状況の変化に対応して、これらの特性をまちづくりの資源として活かしていく「守口の将来」を考えることが必要です。

コンパクトで平坦な市域

本市の面積は12.71km²と、大阪府内では7番目に小さく、コンパクトな市域となっています。淀川を除くほぼ全域が市街地で、そこに約14万人の市民が暮らしており、かつては人口急増による超過密都市であり、今も可住地人口密度は11,173人/km²(全国10位。東京都特別区を除く。)です。一方、市域は概ね平坦であり、自転車での移動がしやすくなっています。

図表 可住地人口密度順位(全772市)

	市区町村	人口密度 (人/km ²)	人口(人)
(参考)	東京都特別区	15,249.01	9,569,211
1	蕨市(埼玉県)	14,732.29	75,282
2	武蔵野市(東京都)	13,475.77	147,964
3	西東京市(東京都)	13,146.62	205,876
4	狛江市(東京都)	12,970.06	82,749
5	大阪市(大阪府)	12,166.99	2,741,587
6	三鷹市(東京都)	11,573.19	189,916
7	川崎市(神奈川県)	11,269.88	1,524,026
8	国分寺市(東京都)	11,219.42	128,238
9	豊中市(大阪府)	11,209.65	407,695
10	守口市(大阪府)	11,173.41	142,014

(資料)総務省「統計でみる市区町村のすがた2024」より本市作成

交通利便性

本市には、京阪電車、大阪メトロ(谷町線、今里筋線)、大阪モノレールの駅が合わせて6つあり、鉄道による主要ターミナルや近隣都市、空港へのアクセスが良好です。また、市内を走る路線バスは、一部の路線が廃止されたものの守口市駅、大日駅を中心にバス路線網が形成されています。さらに、大阪中央環状線、阪神高速道路、国道1号、国道163号、国道479号などの主要幹線道路が市域を通っており、東西方向、南北方向のいずれの方向に対しても交通利便性が高くなっています。

特に大阪都心部への良好なアクセスにより、様々な都市機能を利用しやすい環境にあり、また、京都や北大阪地域へ電車で乗り換えなく行き来できる交通利便性の高さも有しています。さらに、大阪モノレールの東大阪市までの南伸と諸駅の設置が計画されており、大阪都市圏における南北軸の交通利便性向上が一層期待されます。



大阪メトロ(谷町線)



京阪電車



淀川と鳥飼大橋

中心市街地

京阪電車守口市駅・大阪メトロ守口駅周辺の「守口都市核」は、商業・業務系機能に加え、行政文化機能が集積しており、また、大阪モノレール大日駅・大阪メトロ大日駅周辺の「大日都市核」は、商業・業務・居住系機能が集積しています。

買い物・医療

市内には、百貨店、大型複合商業施設、食品スーパー、商店街等が多く立地し、日常の買い物が便利な環境にあり、市内はもとより近隣地域からの買い物客でにぎわっています。

また、市内には多くの民間医療機関があり、その中には、一次、二次、三次の救急医療を担える医療機関があることも強みです。加えて、入所、在宅双方の高齢福祉サービスを担う介護保険施設が多数立地し、これらが市民生活を支えています。



守口市駅前



大日駅前

緑・公園

北部を流れる淀川は、貴重な自然環境が享受できる水辺空間であり、本市の上水道の水源にもなっています。南部にある鶴見緑地には、緑と親しめる空間が整備されています。このほか、市内には60を超える都市公園をはじめ、多くの公園があります。このうち最も面積が大きい大枝公園は、「スポーツ・防災公園」として平成31(2019)年4月にリニューアルされ、多くの市民でにぎわう本市の新たな魅力スポットとなっています。



大枝公園

基本構想

歴史文化・生涯学習

本市には、東海道57次の宿場町の趣を残す文禄堤などの貴重な歴史的資源や景観が存在し、市指定有形文化財であるもりぐち歴史館「旧中西家住宅」、古寺社、石造物や美術工芸品などの有形文化財、府指定天然記念物の樹木などがあります。また、市指定無形民俗文化財である寺方提灯踊りのほか、秋祭りでのだんじりやみこしなども地域において継承されています。

市内では8箇所のコミュニティセンターが整備され、市民の文化・スポーツ活動の場として活用されています。また、令和2(2020)年には、守口市生涯学習情報センターを全面リニューアルし、「市立図書館」が誕生し、市民が主体的に集い・学び・交流する新たな場となっています。

産業

本市は、大手家電メーカーの企業城下町として発展し、電機、機械金属、繊維など多くの工場が立地し、そこに勤める従業員により商店街等も大きなにぎわいをみせた時期がありました。高度成長の終焉や産業構造転換、海外への工場移転等、大手家電メーカーをはじめとする製造事業者やそこで働く労働者の環境変化に伴い、本市の産業構造と就業構造は大きく変化し、平成24(2012)年以降は、本市の従業者数は、商業が製造業を上回っています。

子育て・教育

本市では国に先駆け、平成29(2017)年度から0歳～5歳児の幼児教育・保育の無償化を実施しています。これに加えて、妊婦健康診査の助成や18歳までのこども医療費助成などの取組により、保育・教育・医療に係る費用負担が軽減されています。また、こども家庭センター「あえる」の開設など、在宅での子育てに対する支援も充実しており、全国トップクラスの子育てにやさしいまちとなっています。

教育においては、全中学校区において小中一貫教育を推進しており、全国に先駆けた義務教育学校を設置しています。また、地域の方が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの導入やICT機器を活用した学習に積極的に取り組むなど、より良い教育環境の中で子どもたちが学んでいます。



よつば小学校



守口市立図書館

安全安心

大阪府警との連携により防犯カメラ1,100台を地域にきめ細かく整備したことや防犯委員による見守り、小学校区の青色パトロール活動の充実により、地域での犯罪は大きく減少傾向にあります。令和6(2024)年11月には高齢者被害防止を目的として、市と守口警察署、社会福祉法人守口市社会福祉協議会の三者で「特殊詐欺被害防止対策に関する協定」を締結しました。

守口市概略図



(4)本市の主要課題

①子育て世帯等の定住促進

6歳未満親族がいる世帯数は平成27(2015)年以降に増加に転じ、減少傾向だった18歳未満の親族がいる一般世帯数も横ばいとなっていることから、子育て世帯に選ばれるまちになりつつあることがうかがわれます。また、10歳以下の住民の過去の人口を比較すると、特に3歳以下は転入超過、6歳以降は住み替え等に伴い転出超過となっていることがうかがわれます。

令和6(2024)年に実施した守口市外への転出者に対するアンケートでは、転出者のうち、「守口市内も検討したが最終的には市外になった」が24%、「守口市内に住むこともできたが、守口市内では探さなかった」が10%となっており、転出者の約3割強は、守口市に住みつづける可能性があったことがわかります。

そのため、定住促進に向けて、若者が本市に愛着を持ち、生まれ育ったことを誇りに思い、保護者が「守口で子育てをし続けたい」と思えるよう、住まいを取り巻く環境や、子育て、教育等の環境を総合的に高めていくことが重要な課題です。

②人生100年時代を見据えた多様な人が過ごしやすいまちづくり

ライフスタイルや価値観の多様化等の中で、本市では様々な市民が暮らしています。世帯別にみると、令和2(2020)年には、一人暮らし世帯が約42%を占めており、夫婦と子どもからなる世帯は約24%、夫婦のみ世帯が約19%、ひとり親と子どもからなる世帯は約10%となっています。年齢構成をみると、生産年齢人口が減少し続け、このままでは、企業活動や地域活動において必要な人材の確保や定着が困難となることが見込まれます。そのため、若者や女性、高齢者、障がい者、外国人等多様な人々が社会で活躍しやすい環境を整えていくことが必要です。

また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年には、人口に占める後期高齢者の割合は約18%となる見込みです。こうした年齢の市民は、身体的な変化や家族構成の変化(単身化)があり、外出やコミュニケーションの機会が減るなど孤立化が懸念されるとともに、医療や介護の費用の増大が見込まれます。100年の人生を豊かに暮らせるように、誰もが安心して外出・移動できる環境の確保や、安心して過ごすことができる医療・福祉サービス基盤の確立や居場所づくり、同じ趣味などを持つ人とつながりを持つ機会を確保など、多様な人が過ごしやすいまちづくりを限られた資源、財源のもとでどう進めていくかが極めて重要です。

様々な市民がいきいきと自分らしく過ごしやすい、ウェルビーイングを実現する環境を整えていくことが、健康寿命の延伸にもつながっていくと期待されます。

③防災・防犯対策のさらなる充実

平成30(2018)年に発生した大阪北部地震や台風21号では、本市も大きな被害を受けました。本市は歴史的には淀川と江戸時代に付け替えられた旧大和川に挟まれた沖積平野に所在するため、海拔3メートルと土地が低く、市域の大部分はもともと淀川の氾濫原であったため、大雨による浸水リスクが相対的に高くなっています。

加えて、高度経済成長期以降の急速な都市化に都市計画が追い付かず、狭い生活道路と耐震性の低い木造住宅が多く存在する市街地が形成されており、大地震時の家屋倒壊や火災によるリスクが懸念されます。こ

のような起きてはならない最悪の事態を確実に回避するため、国においては国土強靱化基本計画が策定されており、本市においても、インフラの整備に加えて、ソフト面からも災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った地域づくりが求められています。

また、安全安心のまちづくりには治安対策も重要です。大阪府警と連携し、1,100台の防犯カメラを全市域に設置したことにより、ひったくり等の地域犯罪が大幅に減少している一方で、オレオレ詐欺などの特殊詐欺による被害は増加しており安心できない状況が続いています。市民アンケートでは、さらなる防犯対策の充実を求める意見が回答者の約3割となっており、また、転出者の守口市がさらに良くなれば良いことでは「治安の良さ」が約3割みられます。これらの治安に対する不安は、実際に起こっている犯罪の状況だけでなく、夜道の暗さや、ごみの散乱や落書き、自転車等の交通マナー、過去に形成された都市イメージも影響していると考えられます。このような不安の解消に向け、市の取組と実際の地域犯罪は大きく減少しているという事実即した情報を発信することが不可欠です。

高齢化のさらなる進展に備え、防災・防犯の両面から安全安心への備えをさらに高めるため、市としてハード面の整備とともに、ソフト面からは市民の主体的活動への支援などを行うことにより、市民と行政がそれぞれの具体的な役割を理解し、ユニバーサルな視点を備えた自助、共助、公助の協働による安全安心社会に向かう姿勢及び体制の確立が重要です。

④市民の守口への愛着・都市イメージの向上

市民アンケートによると、本市の魅力としては、買い物や道路・鉄道、通勤・通学の利便性が圧倒的に多くあげられています。一方、さらに良くなれば良いと思うこととしては、高齢者福祉サービス、路線バス等の利便性、災害への備え、物価や住居費、防犯対策の充実があげられ、既に魅力に感じる方が多い医療施設の充実も、さらに良くなれば良いと考える方が多くなっています。一般市民(22歳以上)、若者(15～21歳)ともに、守口市に対して良いイメージを持っている方、守口市での暮らしに満足している方及び守口市に愛着を感じている方の割合は、いずれも約7割と高くなっていますが、守口市民であることを誇りに感じている方は4割弱にとどまっています。

あらゆる人々にとって、生活の利便性に加えて、守口の様々な人や店、活動と出会い、仲間や友人、なじみの店、自分らしく活躍できる居場所を得ることが、守口への愛着や、守口市民としての誇りにつながると考えられます。そのためには、守口の魅力と出会う機会を増やすことや、京阪守口市駅など、市内外の多くの人を惹きつける地域のランドマークとなる都市の顔づくりも課題です。また、それらの魅力を発信して、都市イメージの向上につなげていくことも課題となります。

⑤公共施設や都市基盤の再編統合と計画的な更新

本市では昭和30年代からの人口急増に対応するため、大手家電メーカーをはじめとする多数の事業所や市民からの豊富な税収を活用し、すべての施設やインフラを“自前”で整備・保有するというフルセット型の公共施設や都市基盤整備に早くから取り組んできました。それから60年程度の年月がたち、多くの公共施設や都市基盤が老朽化し、安全性確保や利用環境への影響が懸念されます。また、施設の老朽化は、地域の魅力低下にもつながるおそれもあります。これらの懸念に加え、少子高齢化やニーズの変化に対応するため、保育所や学校、公園やコミュニティセンター等、多くの施設を更新してきましたが、上下水道等のライフラインの老朽化対応などの更新はまだ道半ばです。

今後も引き続き、人口減少を見据え、限られた財源を有効に活用し、公共施設や都市基盤の必要な規模を見定めた上で、必要となる再編統合や隣接自治体との水平連携などを進めていくとともに、一方で、新たな

基本構想

市民ニーズに応じた機能を付加する観点も含め、将来にわたって維持できる公共施設や都市基盤の管理手法の確立や機能更新を計画的に進めていくことが必要です。

⑥ デジタル化の推進と公民連携への取組

国においては、国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応などの課題を解決するため、デジタル社会の形成に取り組んでいます。また、令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症の大流行に伴い、感染拡大防止の観点から、緊急事態宣言が発令されるとともに、外出行動の抑制や3密(密閉・密集・密接)を避けた行動が奨励されるようになりました。これにより、国民生活や経済活動維持の観点から、これまでデジタル化が進まなかった領域を含め、急速にデジタル技術の活用が広がることとなりました。

本市においても、市民サービスの利便性の向上や行政事務の効率化に向けて、行政サービスのオンライン申請手続の導入などを積極的に進めてきましたが、今後もICTやAI技術の更なる活用によるデジタル化を推進するとともに、職員の意識変革もあわせて行い、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進していくことが必要です。

また、これからのまちづくりにおいては、コロナ禍における経験も踏まえつつ、人口減少対策や時代の変化に即応するための仕組みづくりが重要です。これまで行政が担ってきた役割や市民が求める行政サービスの内容も従来から変化しつつあるため、市の課題を効率的に解決し、市民サービスの向上につなげていくためには、民間事業者と適切に連携し、その資源や手法を積極的に活用していくことが重要です。市の魅力を向上させていくためにも、幅広い分野において、公民連携の枠組みをいかに活用していけるかが課題です。

⑦ 2040年頃を見据えた自治体の役割の転換

我が国では、2040年頃には、高齢者人口がピークを迎えるとともに、人口減少により、全ての自治体において若年労働力の不足や経営資源が大きく制約されます。このことを前提として、従来の制度や業務を大胆に再構築する必要があります。

また、人口減少と高齢化により、公共私それぞれの人々の暮らしを支える機能が低下する中、自治体は「プラットフォーム・ビルダー」として新しい公・共・私の協力関係を構築し、住民生活に不可欠なニーズを満たすことが求められます。

自治体の職員は関係者を巻き込み、まとめるプロジェクトリーダーとなる必要があるため、公・共・私を支える人材の確保・育成も重要です。

本市においても、このような環境変化に対応して、住民サービスを持続的、かつ安定的に提供していくためには、処理可能な事務作業は全てAI・ロボティクスに任せ、職員は職員でなければできない業務に特化することが必要です。あわせて、新たな公共私協力関係を構築することなどにより、少人数の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量・質ともに困難さを増す課題を突破できるような仕組の構築が課題です。

2 将来都市像

今後、本格的な人口減少とさらなる少子高齢化が進むことが見込まれます。我が国の都市部におけるこれほどの急速な人口減少は、誰もが経験したことがなく、右肩上がりの社会を過ごしてきた私たちには、これから訪れる未来に対処することは容易ではありません。しかし、未来への羅針盤として将来都市像を描き、時代変化の兆しを敏感に受け止めながらまちづくりを進めていくことができれば、全国有数の人口過密都市である本市は、21世紀にふさわしいゆとりと豊かさを感じられる定住都市への転換を図ることができます。

第五次総合基本計画の計画期間を通じて蒔いてきた「明日の守口につながる種」から苗を育て、単に「便利で住み良いまち」から、安心して幸せに「いつまでも守口市に住み続けたい」と考える市民が定住する都市を令和12(2030)年度までに築くことを目指します。

このような考え方を踏まえ、守口市の将来都市像を

「いつまでも住み続けたいまち 守口 ～暮らしやすさが、ちょうどええ♪～」と定めます。

いつまでも住み続けたいまち 守口
暮らしやすさが、
ちょうどええ♪



3 まちづくりの目標

将来都市像を実現するために、本市の主要課題を踏まえて、次の5つを「まちづくりの目標」と定めます。

基本計画に定める各施策において、「まちづくりの目標」とのつながりを考慮した「5年後の守口像」を設定し、その実現に寄与する取組を企画立案し、実行していきます。

まちづくりの目標

 1 夢を育む	目標1 子どもや若い世代が夢を育めるまち	 4 魅力	目標4 市民が誇れる魅力あるまち
 2 活躍	目標2 一人ひとりが自分らしく活躍できるまち	 5 持続可能	目標5 持続可能な都市づくりを進めるまち
 3 安全安心	目標3 安全に安心して暮らせるまち		



目標1 子どもや若い世代が夢を育めるまち

子どもたちは様々な可能性を秘めています。子どもたち一人ひとりが、将来の夢を描き、社会に羽ばたいていくための礎を、守口での暮らし・遊び・学び等を通じて築くことができるように、子どもの主体性を大切にしながら、家庭・地域・学校・行政、関係機関等の連携により、「子どもや若い世代が夢を育めるまち」を目指します。

子どもがのびのびと楽しく過ごしている。保護者が、子育てを楽しんでいる。

子どもやその保護者を子育て世代以外の者が、手を差し伸べ助けている。さらには、その姿を小学生・中学生などが目にし、豊かな心の成長につながり、支えあいの連鎖が起きている。

子どもが守口での学び・経験を通じて夢を持っている。周囲の大人が応援している。



守口で生まれ育った若者が、守口に愛着を持ち、誇りを感じている。



目標2 一人ひとりが自分らしく活躍できるまち

守口には多様な価値観やライフスタイルを持った人が暮らしています。その多様性は今後さらに広がるのが想定されます。人生100年時代を見据え、生涯を通じて、誰もが自分らしく暮らし、働き、楽しみ、人の役に立つことができる環境づくりがより大切になってきます。家庭や地域、学校、職場、趣味活動等、あらゆる場面において「一人ひとりが自分らしく活躍できるまち」を目指します。

多様な価値観・ライフスタイル・生き方を認めあっている。

多様な人が、やりがいを持って多様な方法で働いている。



いくつになっても誰もが健康で楽しく生きがいを持って暮らしている。

誰もが少しずつ人の役に立つことを行っている。



目標3 安全に安心して暮らせるまち

犯罪、災害、事故、疾病、失業、家族構成の変化等、人生には自己や社会が抱える様々なリスクがあります。また、加齢等により、福祉・介護サービスが必要となることもあります。このような時に備えて、市民がそれぞれ自ら事前予防に心がける(自助)とともに、様々な困難に直面した時に支えあう(共助)ことや、セーフティネットとしての行政による支援(公助)が適切に機能している誰もが「安全に安心して暮らせるまち」を目指します。

多くの住民が防災訓練や高齢者の見守りなど命を守る取組に具体的に携わっている。

住民自らが強い防犯意識を持って、行政、警察とともに犯罪が起きにくい・起こしにくいまちづくりに率先して取り組んでいる。

医療・福祉を必要とする時に、適切な助言・サポートを受けながら安心して利用できる。

行政、事業者、住民がともに災害に強い都市インフラ、ライフライン及び住宅等の整備の重要性を理解し、安全性が高く安心できる都市基盤が整っている。



安心して市民生活を送ることのできる「新しい生活様式」の確立と感染症の拡大防止の体制が社会全体で整っている。

基本構想

4 魅力



目標4 市民が誇れる魅力あるまち

大都市に近いという利便性に加えて、地元で心豊かな「守口ライフ」をおくることができる環境を整えていくことが必要です。まちのあちこちに、ワークライフバランスの下で時間をゆったりと過ごせる居心地のよい場所があり、地域をぶらぶらと巡り、あるいはアクティブに活動に参加することで、守口の魅力ある様々な人やお店、イベント等との出会いがある「市民が誇れる魅力あるまち」を目指します。

居心地の良い場所があちこちにあり、歩いていて様々な出会いがあり、まち歩きが楽しい。

まちがきれいで、緑にあふれており、四季を感じることができる。

誰もが市内での移動がしやすい。

様々なイベント等があり、自らも関わることもでき、楽しい時間を過ごせる。それを求めて市外からも人が訪れている。



まちの情報が入手しやすい。守口の魅力発信により、都市イメージが向上している。

5 持続可能



目標5 持続可能な都市づくりを進めるまち

今の守口市は、高度経済成長期の右肩上がりの時代に作り上げてきたものです。地球環境への配慮をはじめ社会状況の変化による課題に対応しつつ、限られた行財政資源の適切な配分・有効活用により、人口減少時代に応じたまちへと徐々に作り変えていくことが必要です。SDGsの理念に基づき、社会・経済・環境のあらゆる側面を考慮した「持続可能な都市づくりを進めるまち」を目指します。

日々の暮らし、経済活動、行政活動において、社会・経済・環境の持続性を考慮して行動している。

人口減少を見据えて必要規模を見定め、公共施設や都市基盤等を計画的に再編・再整備している。

市民と行政が、市と市民の将来を見据えて協働し、それぞれの役割と責任のもと、「我が事」意識を持って地域の公共的な課題の解決に取り組んでいる。



多様な主体と連携し、守口の魅力を次々と創出し、改革をし続けることができる市となっている。



後期基本計画





後期基本計画

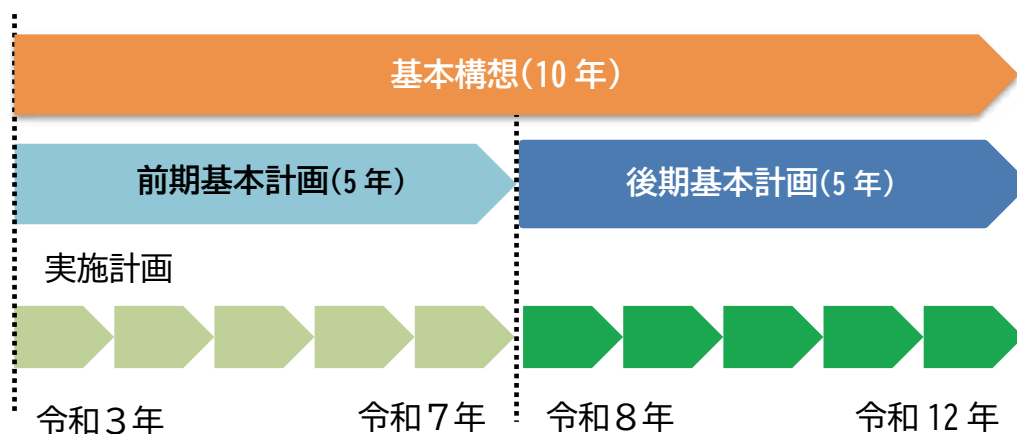
1 基本計画とは

基本計画は、まちの将来像を実現するための方向性や、その方向性に基づく施策などを定めるもので、基本構想における将来都市像を実現するための5つのまちづくりの目標のもと、27の施策ごとに「5年後の守口像」や「評価指標」、「施策を取り巻く状況」「5年後の守口像実現に向けた現状と課題」「主な取組」などを示したものです。

計画期間は基本構想と同じ10年間であり、前期基本計画と後期基本計画からなり、急速に社会経済環境等が変化していく状況を踏まえ、10年間の中間期である令和7(2025)年度に基本計画の見直しを図り、「後期基本計画」として策定します。

2 後期基本計画の計画期間

後期基本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。



3 前期基本計画の評価

基本構想に定める5つのまちづくりの目標の実現に向け、前期基本計画では、27の施策ごとに、その施策分野における「5年後の守口像」とその達成のための「評価指標」を設定しました。

前期基本計画の計画期間中においては、毎年度、施策ごとの評価指標の達成状況や、取組内容の進捗状況を把握してきました。前期基本計画の評価として、「5年後の守口像」の達成に向けた「評価指標」の達成度(令和7(2025)年度見込を含む。)を巻末に記載します。

4 後期基本計画の施策の体系

将来都市像の実現に向けて、前期基本計画と同様に、以下の27の施策に沿って取組を進めます。
基本構想に定める5つのまちづくりの目標の実現に関わる主な施策を下表の●で示します。

まちづくりの目標と各施策とのつながり

まちづくりの目標		1	2	3	4	5	ページ数
		子どもや若い世代が夢を育めるまち 	一人ひとりが自分らしく活躍できるまち 	安全に安心して暮らせるまち 	市民が誇れる魅力あるまち 	持続可能な都市づくりを進めるまち 	
施策1	子ども・子育て支援	●	●	●			26
施策2	青少年	●		●			28
施策3	学校教育	●		●		●	30
施策4	教育環境	●		●			32
施策5	人権平和・多文化共生	●	●	●			34
施策6	男女共同参画		●	●			36
施策7	健康		●	●			38
施策8	地域福祉		●	●		●	40
施策9	障がい者福祉		●	●			42
施策10	高齢者福祉		●	●			44
施策11	コミュニティ活動				●	●	46
施策12	市民協働		●		●	●	48
施策13	生涯学習・スポーツ		●				50
施策14	文化		●		●		52
施策15	防災・減災・縮災			●			54
施策16	消防・救急			●			56
施策17	防犯	●		●			58
施策18	都市空間			●	●		60
施策19	住まい			●			62
施策20	緑・花・公園		●		●	●	64
施策21	道路・交通		●	●	●		66
施策22	上下水道			●		●	68
施策23	地域産業		●		●	●	70
施策24	魅力創造・発信				●		72
施策25	環境				●	●	74
施策26	行財政運営					●	76
施策27	公共サービス					●	78

各施策の構成と内容

後期基本計画は、27の施策ごとに見開き2ページで、以下のような構成・内容としています。

●まちづくりの目標のアイコン
基本構想に定める、まちづくりの目標と当該施策とのつながりを表示しています。

●5年後の守口像
令和12(2030)年度内に実現を目指す守口市での暮らしや活動の姿です。
文頭の番号は、評価指標や現状と課題と共通です。


●評価指標
「5年後の守口像」に対応して、その実現状況を測るためのモノサシとして設定しています。
後期基本計画においては、前期基本計画と同様、数値での目標設定は行わず、矢印によって「目指す方向」を示すこととしています。

●施策を取り巻く状況
●5年後の守口像実現に向けた現状と課題
施策を取り巻く状況や現状と課題を記載しています。

施策
1

子ども・子育て支援

まちづくりの目標



5年後の守口像

- 1 市民が互いに支えあい、安全・安心な環境下で、全ての子育て家庭がゆとりを持ち、子どもの豊かな成長を願いながら子育てを楽しんでいます。
- 2 個々の様々な不安や悩みについての相談や必要な支援が、妊娠期から子育て期まで総合的に行われ、全ての子育て家庭が安心して子育てをしています。
- 3 質の高い教育・保育の提供により、受け入れ施設において、子どもが笑顔で過ごしています。保護者も安心して仕事や豊かな子育てができています。

評価指標

	指標名	初期値	目指す方向
1	ゆったりとした気分子どもと過ごせる時間がある母親の割合	79.6%	R6年度
2	妊娠期及び出産後にこども家庭センターの専門職による面談等を受けた人の割合	99.5%	R6年度
3	4月1日時点の未利用児童数(厚労省定義の待機児童はゼロを堅持)	未利用児童数 229人 待機児童数 1人	R7年度

施策を取り巻く状況

○令和5(2023)年に「こどもまんなか社会」の実現を目標にこども家庭庁が設置され、地域の状況に合わせた柔軟な対応や、こどもたちとその家庭に寄り添う具体的な施策展開が自治体に求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 保護者は、子育てによって自分の時間がなく、また出費もかさむため、子育てに関して十分なゆとりがない状態です。また、気軽に子育てについて相談できる相手が身近におらず、不安や孤立感を抱えている人もいます。安全・安心な子育て環境に向けて、子育て情報の提供や相談、保護者同士の交流の場などの整備をさらに進めることが課題です。また、市内のこどもの人口の減少は現状では小幅にとどまっているものの、今後も緩やかに減少していくものと見込まれており、子育て世帯の定住促進につながる施策展開が課題です。
- 2 個々の家庭は、多種多様な事情を抱えており、経済的に困窮している家庭など、支援を必要とする家庭が増加しています。また、虐待の通告件数が増加するとともに、重篤なケースも増加傾向にあり、複雑で多種多様な要因が絡み合っていることから、関係機関との連携によるサポート体制の充実が課題です。
- 3 保育施設の利用を希望しながら、利用できない保護者がいます。保護者の就労や多種多様な保育ニーズに対応するため、保育の質の向上や保育の受け皿が必要ですが、これを担う保育人材が不足しているため、保育施設における保育人材確保が課題です。また、共同親権導入などの民法改正を踏まえ、養育費や親子交流など、共同養育のより一層の理解促進が課題です。

●SDGsのアイコン

当該施策に関わる目標のアイコンを表示しています。



主な取組

1 ゆとりある子育て環境

- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもや妊産婦に係る各種医療費助成や幼児教育・保育の無償化を引き続き実施するとともに、定住促進につながる新たな施策についても検討を進めます。
- 地域における子育て力の向上を目指し、市民同士が子育てを支えあうファミリー・サポート事業の充実など、地域の子育て支援活動への支援に取り組みます。
- 地域子育て支援拠点施設や認定こども園等において、保護者同士の交流も深めることができるよう、子どもの遊びの場の提供や子育ての相談支援を引き続き実施します。
- 子育て世帯が安心して出かけられるよう、赤ちゃんの駅の設定促進や地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。

2 妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援

- 子どもの育ちに関するワンストップ相談窓口であるこども家庭センター「あえる」にて、妊娠期から子育て期までの全ての子育て家庭に対し、総合的な相談・支援を行います。
- 妊娠届出時と出生後の面談や乳幼児健診など、あらゆる機会を通じて、様々な不安や悩みについての相談や必要な支援を行います。
- 虐待を防止するため、オレンジリボン活動を通じて、全ての市民に対して、「No 虐待」という意識を醸成します。
- 虐待防止の体制を一層強化するため、子どもや子育て家庭に対する支援を行う関係機関と密に連携をとり、地域全体で支える包括的支援体制を構築します。

3 子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立

- 保育のニーズ量に合わせた受け皿・サービスを確保するために、必要な整備を行います。
- 子どもが豊かに育つ環境を整えるため、教育・保育の質の向上に向け、保育教諭等の人材確保や資質向上に必要な支援を行います。
- ひとり親家庭等を支援するため、各種助成や、自立を促進する施策の充実に取り組みます。
- こどもの最善の利益に基づいた養育費の確保や安全・安心な親子交流の取決めの促進に向けて、関係機関との協力体制の構築に取り組みます。
- 放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全・安心に過ごせるよう、児童の健全育成に向けた取組を充実するため、放課後児童クラブの支援員の資質向上や環境づくりに取り組みます。
- 親が子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるようワークライフバランスを実現するため、大阪府等とも連携し、市内企業等に対しテレワークの利用促進や各種制度の周知を行います。
- こども誰でも通園制度の実施体制を整備し、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化します。

●主な取組

左ページで課題として示した内容等に対応するための主な取組を記載しています。

序論

基本構想

後期基本計画



0歳からの幼児教育・保育の無償化(市独自)

全国トップレベルの子育て家庭にやさしいまちの実現を目指し、子育て世代の負担軽減と定住促進のため、平成29(2017)年4月から、世帯の所得に関係なく0歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化を実施しています。平成30(2018)年12月に実施したアンケート調査では、9割の子育て家庭から施策に対して、肯定的なご意見をいただいています。



▲幼児教育・保育の無償化(イメージ)

●もりグッド

守口市において、既
に実施している取組
を紹介しています。

巻末資料



5年後の守口像

- 1 市民が互いに支えあい、安全・安心な環境下で、全ての子育て家庭がゆとりを持ち、子どもの豊かな成長を願いながら子育てを楽しんでいます。
- 2 個々の様々な不安や悩みについての相談や必要な支援が、妊娠期から子育て期まで総合的に行われ、全ての子育て家庭が安心して子育てをしています。
- 3 質の高い教育・保育の提供により、受け入れ施設において、子どもが笑顔で過ごしています。保護者も安心して仕事や豊かな子育てができています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	79.6% R6年度	
2 妊娠期及び出産後にこども家庭センターの専門職による面談等を受けた人の割合	99.5% R6年度	
3 4月1日時点の未利用児童数（厚労省定義の待機児童はゼロを堅持）	未利用児童数 229人 待機児童数 1人 R7年度	

施策を取り巻く状況

○令和5(2023)年に「こどもまんなか社会」の実現を目標にこども家庭庁が設置され、地域の状況に合わせた柔軟な対応や、こどもたちとその家庭に寄り添う具体的な施策展開が自治体に求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 保護者は、子育てによって自分の時間がなく、また出費もかさむため、子育てに関して十分なゆとりがない状態です。また、気軽に子育てについて相談できる相手が身近におらず、不安や孤立感を抱えている人もいます。安全・安心な子育て環境に向けて、子育て情報の提供や相談、保護者同士の交流の場などの整備をさらに進めることが課題です。また、市内のこどもの人口の減少は現状では小幅にとどまっているものの、今後も緩やかに減少していくものと見込まれており、子育て世帯の定住促進につながる施策展開が課題です。
- 2 個々の家庭は、多種多様な事情を抱えており、経済的に困窮している家庭など、支援を必要とする家庭が増加しています。また、虐待の通告件数が増加するとともに、重篤なケースも増加傾向にあり、複雑で多種多様な要因が絡み合っていることから、関係機関との連携によるサポート体制の充実が課題です。
- 3 保育施設の利用を希望しながら、利用できない保護者がいます。保護者の就労や多種多様な保育ニーズに対応するため、保育の質の向上や保育の受け皿が必要ですが、これを担う保育人材が不足しているため、保育施設における保育人材確保が課題です。また、共同親権導入などの民法改正を踏まえ、養育費や親子交流など、共同養育のより一層の理解促進が課題です。

主な取組

1 ゆとりある子育て環境

- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもや妊産婦に係る各種医療費助成や幼児教育・保育の無償化を引き続き実施するとともに、定住促進につながる新たな施策についても検討を進めます。
- 地域における子育て力の向上を目指し、市民同士が子育てを支えあうファミリー・サポート事業の充実など、地域の子育て支援活動への支援に取り組みます。
- 地域子育て支援拠点施設や認定こども園等において、保護者同士の交流も深めることができるよう、子どもの遊びの場の提供や子育ての相談支援を引き続き実施します。
- 子育て世帯が安心して出かけられるよう、赤ちゃんの駅の設置促進や地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。

2 妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援

- 子どもの育ちに関するワンストップ相談窓口であるこども家庭センター「あえる」にて、妊娠期から子育て期までの全ての子育て家庭に対し、総合的な相談・支援を行います。
- 妊娠届出時と出生後の面談や乳幼児健診など、あらゆる機会を通じて、様々な不安や悩みについての相談や必要な支援を行います。
- 虐待を防止するため、オレンジリボン活動を通じて、全ての市民に対して、「No 虐待」という意識を醸成します。
- 虐待防止の体制を一層強化するため、子どもや子育て家庭に対する支援を行う関係機関と密に連携をとり、地域全体で支える包括的支援体制を構築します。

3 子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立

- 保育のニーズ量に合わせた受け皿・サービスを確保するために、必要な整備を行います。
- 子どもが豊かに育つ環境を整えるため、教育・保育の質の向上に向け、保育教諭等の人材確保や資質向上に必要な支援を行います。
- ひとり親家庭等を支援するため、各種助成や、自立を促進する施策の充実に取り組みます。
- こどもの最善の利益に基づいた養育費の確保や安全・安心な親子交流の取決めの促進に向けて、関係機関との協力体制の構築に取り組みます。
- 放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全・安心に過ごせるよう、児童の健全育成に向けた取組を充実するため、放課後児童クラブの支援員の資質向上や環境づくりに取り組みます。
- 親が子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるようワークライフバランスを実現するため、大阪府等とも連携し、市内企業等に対しテレワークの利用促進や各種制度の周知を行います。
- こども誰でも通園制度の実施体制を整備し、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化します。



0歳からの幼児教育・保育の無償化(市独自)

全国トップレベルの子育て家庭にやさしいまちの実現を目指し、子育て世代の負担軽減と定住促進のため、平成29(2017)年4月から、世帯の所得に関係なく0歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化を実施しています。平成30(2018)年12月に実施したアンケート調査では、9割の子育て家庭から施策に対して、肯定的なご意見をいただいています。



▲幼児教育・保育の無償化(イメージ)



5年後の守口像

- 1 行事や体験活動を通じて、青少年が心身ともに健やかに育っています。
- 2 家庭・学校・地域をはじめ、関係機関が連携して青少年を見守ることなどにより、健全な環境の中で青少年が健やかに育っています。
- 3 青少年に対する教育等により、インターネット等でのトラブルや薬物乱用についての正しい知識をもち、巻き込まれることなく健やかに育っています。

評価指標

	指標名	初期値	目指す方向
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年活動団体補助金交付団体数 ・ 青少年育成指導員連絡協議会と協力し実施する行事や体験活動への参加人数 ・ 市広報誌等を活用した青少年育成指導員の活動報告や募集の掲載数 	20団体 4,030人 2件	R6年度
2	青少年健全育成協力数 「こども110番の家」運動協力家庭数 「少年を守る店」運動協力店舗数	1,364件 370件	R6年度
3	パトロール等の非行防止に関する啓発活動の実施回数	3回	R6年度

施策を取り巻く状況

○青少年を取り巻く社会経済環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化など、様々な要因によって大きく変化しており、ニート、ひきこもり、不登校、いじめ、薬物使用をはじめとする非行など、青少年自身はもちろん家庭や教育現場においても悩みや生きづらさを抱くことが増加してきています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 青少年育成指導員連絡協議会と協力しながら、こどもまつりやスポーツ大会等、青少年の相互交流や活動の機会を提供しています。これらの活動の中心を担う青少年育成指導員の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が課題です。
- 2 青少年の健全育成のため、「こども110番の家」運動協力家庭や「少年を守る店」運動協力店舗が青少年の見守りを行っています。世帯形態の変化や個人商店の減少等の環境変化に対応し、協力家庭や協力店舗を引き続き確保していくことが課題です。
- 3 青少年を取り巻く環境変化に対応し、青少年の健全な成長を阻害する有害情報や、薬物乱用から青少年を守る取組を促進することが課題です。

主な取組

1 地域による青少年育成活動の支援

- 青少年育成指導員連絡協議会と協力しながら、こどもまつりやスポーツ大会等、青少年の相互交流や活動の機会を引き続き提供するとともに、より多くの人に参加してもらえるよう、その内容を検討するほか、募集に係る手法についても検討します。
- 市広報誌等を活用し、青少年育成指導員の活動報告や募集を行うとともに、関係団体に働きかけを行うことで、新たな担い手の確保に繋がります。
- 青少年の健全育成活動に取り組んでいる団体の財政面での負担を軽減するため、「青少年関係団体補助金制度」により、活動経費を補助します。
- 学生ボランティアや青少年の育成活動を目的としたNPO 法人など多様な主体との連携を図ります。

2 青少年を見守るネットワークの形成

- 地域コミュニティ協議会や町会、学校、警察など関係機関と連携し、青少年の見守りのネットワークを強化するとともに、「こども110番の家」及び「少年を守る店」運動に安心して協力していただける環境づくりを行うことで、参加協力数の増加に繋がります。
- 「こども110番の家」運動協力家庭数の減少に歯止めをかけるため、青少年育成指導員連絡協議会と協力し、マンション等の集合住宅等にも参加協力を呼びかけます。
- 「少年を守る店」運動協力店舗の減少に歯止めをかけるため、青少年育成指導員連絡協議会と協力し、市内のコンビニエンスストアや大手チェーン店等にも参加・協力を呼びかけます。

3 有害情報や違法薬物等から青少年を守る取組の推進

- 青少年育成指導員と協力して、インターネット上の有害情報の危険性を周知啓発するとともに、有害情報や有害アプリの起動をブロックするフィルタリング機能の利用やスマートフォン利用に関するルールづくりの促進等に取り組むことで、安全な利用環境での青少年の適切なインターネット利用に繋がります。
- 危険ドラッグ等から青少年を守るために、守口地区保護司会や青少年育成指導員と協力して危険性を周知します。



守口市こどもまつりの開催

「こどもの日」を記念し、子どもたちがいきいきと遊べる場を創り出すとともに、子どものあそびや生活を捉え直し、子どもをめぐる地域の大人や青年の協力関係をより発展させることを目的に、「守口市こどもまつり」を青少年育成指導員連絡協議会との共催により開催しています。



▲令和5(2023)年度守口市こどもまつりの様子



5年後の守口像

- 1 小中一貫教育を通して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、子どもたちが自ら学習課題に取り組み、自らの考えを深めたり広げたりしながら、確かな学力を身につけています。
- 2 多様な人材・機関と連携しながら、互いを思いやり認め合う人間関係づくりや、より良い運動習慣や生活習慣の定着を通して、豊かな人間性と健康や体力を身につけています。
- 3 学校と地域、就学前施設、高校や大学、企業等との連携・協働による様々な体験を通じて、子どもたちが地域や社会をよくするために何ができるか主体的に考える力を身につけています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」の肯定的回答 「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」の肯定的回答	小：80.2% 中：85.0% 小：84.3% 中：87.0%	R6年度
2 「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」の肯定的回答 「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツは大切なものである」の肯定的回答	小：71.4% 中：79.1% 小男子：92.8% 小女子：87.1% 中男子：90.1% 中女子：81.5%	R6年度
3 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の肯定的回答	小：79.5% 中：71.4%	R6年度

施策を取り巻く状況

- 「主体的・対話的で深い学び^{*1}」を実現し、学習指導要領が示す資質・能力を育成するためには、新たに学校における基盤的なツールとなる ICTを効果的に活用し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び^{*2}」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び^{*3}」の一体的な充実が図られることが求められています。
- 加速度的に変化し、複雑で将来を予測することが困難となることが予想されるこれからの社会(中教審答申(平成28(2016)年12月)において、すべての子どもが主体的に社会にかかわり力を発揮することができるようにするため、1人ひとりに合った多様な学びを実現することが求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「めざす守口の教育」に掲げる授業改善の推進と自立した学習者の育成に取り組んでいます。1人1台端末等も活用しながら、子どもが自ら課題に向き合い、他者と協働して学びを深められるよう、中学校区では子どもの9年間を見通した合同研修も行っています。就学前の学びと小学校での学びを円滑につなぐこと、また組織的な授業改善と教員の資質向上が課題です。
- 2 子どもたちが自他をかけがえのない存在として大切にできるよう、健康な体と豊かな心を育てています。自然災害をはじめ、犯罪やネット上のトラブル、いじめ問題など、子どもの安全を脅かす事象が多様化・複雑化するなか、防災教育や情報モラル教育等の推進が課題です。
- 3 子ども豊かな成長を支えるため、学びの場の確保や地域の方々および大学や企業との交流を通し、様々な教育活動を展開できる地域ぐるみで子どもを支える体制づくりが課題です。

主な取組

1 児童生徒の学力向上

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、1人1台端末を活用しながら、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの充実を図るため、組織的な校内研究を行います。また、子どもたちが、就学前から小学校教育に向けて、段差無くスムーズに学ぶことができるよう取組を進めます。
- 小中一貫教育に基づき中学校区合同授業研究会を行います。また、研究の成果や日々の実践は中学校区だけでなく全校で共有し、すべての教員の指導力向上を図ります。
- ICT環境、学校図書館やメディアセンター等の施設環境を活用し、子どもたちの多様な学びを支えるとともに、学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)をバランスよく育みます。

2 命を守る・心豊かに生きる力の育成

- 地元企業等による出前授業や社会人講話、職場体験活動を実施するとともに、自己の将来を具体的に考えることができるよう、キャリアパスポートを効果的に活用します。
- 自然災害や犯罪等、また、いじめなどの人権侵害事象に対して、子どもたちが自ら考え行動する力、命を守る力、心豊かに生きる力を育むため防災、人権、情報モラル等の取組を進めます。
- 災害や事件、人権侵害事象等においては、子どものケアを最優先とし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、関係諸機関と連携します。
- 専門性のある外部人材を活用する等、子どもたちが運動やスポーツの魅力に触れる機会を増やすとともに、外遊びの励行、家庭でできる運動の例示など、日常的な運動習慣づくりに取り組みます。

3 コミュニティ・スクールを核とした特色ある学校づくりの推進

- 地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会が教育課程の編成をはじめとした学校運営に関与します。
- 学校運営協議会を通して、保護者や地域の方による学校支援を充実します。
- 自然災害や犯罪等の危機において、子どもの安全を確保できるよう、学校・家庭・地域や関係諸機関と連携します。
- 地域、就学前施設、高校や大学、企業等との連携による体験活動を充実させ、主体的に社会に関わろうとする子どもを育てます。



不登校の子どもへの心の支えに！ 守口市学生フレンド

学生フレンドの活動は、学校に行きたくても行けない子どもたちと、一緒に遊んだり勉強したり、話し相手や相談相手となりながら「よき友」として心を和らげ、学校復帰と社会的自立への援助を行っています。



▲学生フレンドイメージイラスト

※1「主体的・対話的で深い学び」…学ぶ意味と自分の人生や社会の在り方を主体的に結びつけていく主体的な学び。多様な人との対話や先人の考え方(書物等)で考えを広げる対話的な学び。教科等の特質に応じた見方や考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解につなげる深い学び。
 ※2「個別最適な学び」…子ども一人一人の興味関心や学習特性を踏まえながら、「主体的・対話的で深い学び」を通じた資質・能力の育成を、誰一人取り残さず全ての子どもに実現できるようにしていくための学び
 ※3「協働的な学び」…探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、必要な資質・能力を育成する学び



5年後の守口像

- 1 多様な教育活動に対応できる教育環境の整備に向けた取組により、子どもたちの学習への意欲が高まり、活気に満ち溢れた教育活動が展開されています。
- 2 学校施設の点検や通学路の安全確保などの取組と、学校の安全・安心をサポートするボランティア人材等の活用により、子どもたちが安全で安心な学校生活を送っています。

評価指標

指標名		初期値		目指す方向
1	大規模改修等による安全・安心な教育環境の整備を実施した学校数	0校	R6年度	
2	・学校施設、通学路の安全点検実施校の割合 ・児童生徒の生命や身体の安全を守るため、家庭・地域と連携した安全対策を講じている学校の割合	100% 100%	R6年度	

施策を取り巻く状況

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時における避難所としての役割も担う重要な施設であることから、国においては、老朽化が進む施設について財政面の支援を行いながら、市が作成する計画等に基づく施設改修を促進しています。
- 子どもたち誰一人取り残すことなく学習指導要領が示す資質・能力を育成するためには、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実しつつ、すべての子どもが学びにアクセスできる学校施設、教室環境、支援体制を構築することが求められています。
- 国における「食育の一層の推進」や「若者・子育て世代の負担軽減」の議論が進む中で、大阪府内においても中学校給食について、ほぼ全ての自治体が「全員喫食制」の実施又は移行を決定しています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 令和7(2025)年度現在、72棟ある学校施設のうち、63棟が築後40年以上となっていることから、施設の老朽化調査を踏まえた施設整備計画に基づき、計画的に施設改修を進めるとともに、中学校等(義務教育学校後期課程を含む)給食を「全員喫食制」へ移行するなど、時代に即した多様な教育活動に対応できる学習環境の整備が課題です。
- 2 登下校時には保護者や地域の方々の協力による見守り活動が行われています。学校内では、配慮を要する子どもへ学校介助員や看護師を配置しています。登下校時の見守り活動については、地域等での活動を継続していただくためのサポートや、新たな担い手の確保が課題です。また、児童虐待相談や不登校の件数が増加傾向にあるなど子どもを取り巻く状況は深刻で、課題は複雑化・多様化しており、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取り組みが必要となっています。

主な取組

1 学習環境の計画的な整備

- 子どもたちの学校づくりのため、新設校は多様な学習内容や形態に対応できる学校づくりを進め、既設校においても同様に学習環境の質的向上を図るため、守口市立学校施設整備計画(令和3(2021)年3月策定)に基づき、計画的な学校施設の整備に取り組みます。整備にあたっては、児童生徒数の推移を的確に見極め、学校規模にも注視しながら整備します。
- 平成30(2018)年度に発生した大阪北部地震や台風21号による被害の教訓から、専門業者による保守点検を定期的に行い、予防保全の観点を取り入れながら施設を適切に維持管理します。
- 児童生徒の「健康・体力づくりの充実」に向け、中学校等給食を「全員喫食制」に移行することなどにより、発達段階に応じた食育を推進します。
- メディアセンターや学校図書館などの施設の整備や多様な学習形態に対応できるネットワークなど、探究的・協働的な学びを可能にする教室環境を構築します。

2 安全・安心な環境づくりの推進

- 危険箇所の点検や、地域の方々との協働体制による見守り活動を継続しつつ、警察や道路管理者をはじめとする関係機関との連携も深め、一層の通学路の安全確保に努めます。
- 不登校児童生徒に対応する校内教育支援センターの活用や、障がいのある子どもたちが在籍する支援学級の各障がい種別に応じた適切な教室環境整備などを促進します。



本市2校目の義務教育学校を設置(予定)

八雲小学校と八雲中学校を統合し、さつき学園に続く本市で2校目の義務教育学校を設置します。新しい学校は、今後の学校教育の質を高め、新しい時代の学びに対応することはもとより、保護者や地域の方の活動のしやすさも考慮した設計としており、持続的で魅力ある学校教育の実現に向けた学習環境の整備と、地域とともに成長する学校の実現をめざします。



▲校舎イメージ(東面)



5年後の守口像

- 1 人権問題・平和についての啓発活動を推進することにより、家庭、学校、地域、職場等あらゆる生活の場において、互いの人権を尊重する意識や行動が定着しています。また、子どもたちや若い世代に戦争の悲惨さや平和を尊ぶ意識が受け継がれています。
- 2 偏見や差別、ハラスメント、性の多様性など、様々な人権相談を受け付ける環境が整うことにより、市民が安心して暮らしています。
- 3 多文化共生意識の啓発や外国人のための日本語教室等の多文化共生の推進により、外国人住民が地域社会の一員として、暮らしやすい環境が整っています。

評価指標

指標名	初期値		目指す方向
1 人権に関する講演会等の参加者数	1,056人	R6年度	↗
2 人権相談窓口の年間開設日数	175日	R6年度	↗
3 多文化共生に関する講座や日本語教室等の参加者数	3,924人	R6年度	↗

施策を取り巻く状況

- ハラスメントや家庭内暴力(DV)、いじめ、子どもや高齢者への虐待、障がい者差別、部落差別、外国人差別、性的指向を理由とする差別、感染症を理由とした人権侵害など、様々な人権課題があります。また、インターネットによる人権侵害など、手段が多様化しています。
- 戦争経験者の減少により、戦争の悲惨さや平和の尊さを語り継ぐことが難しくなっています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 人権意識を高揚させるため、人権関係団体等との協働により、あらゆる施策において人権擁護の視点を据えて、課題を掘り起こしながら検討を重ねています。新たな人権問題への対応をはじめ、常に問題意識をもちながら、その解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。また、戦争経験者が減る中で、平和社会を築く機運を保つための啓発活動の工夫が課題です。
- 2 性的指向を理由とする差別やインターネットによる人権侵害など、人権問題に関する相談内容が複雑化しています。相談しやすい環境を整えていくことや、専門相談員の配置が必要です。また、窓口職員の相談対応の質をさらに高めていくことが課題です。
- 3 地域社会で共に暮らしていくためには、多文化共生の地域づくりの重要性が増しています。誰もが安心して暮らせる地域社会を目指して、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を基本的な考え方としつつ、地域の特性、住民の理解の促進、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、外国人のための日本語教室や防災教室を開催しています。日本語教室の持続可能な運営に向けた人材確保や外国人が地域の一員として生活支援に関わり、共に支え合う環境づくりを関係団体と連携し推進していくことが課題となっています。

主な取組

1 人権問題・平和に対する意識の醸成

- 社会情勢の変化に即応した総合的な人権施策を推進できるよう、市の人権に関する取り組み方針を明確にするため、必要に応じ「人権条例」の改正や「人権行政基本方針」を改訂し、市民の人権意識の高揚に取り組みます。
- 全ての人権が尊重され、差別のないまちづくりを推進するため、幅広い年齢層の参画が図られるように創意工夫した講演会等を実施します。
- 市人権協会や市企業人権推進連絡会、人権擁護委員会等との連携・協力のもと、講演会をはじめ様々な啓発活動を実施し、人権教育、啓発の推進を図ります。
- 平和な社会の実現に向けて、核兵器の廃絶や戦争の悲惨さを次世代等に伝えていくため、工夫して啓発活動を実施します。
- 女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、部落差別等、あらゆる偏見や差別をなくすため、学校の教育活動全体を通して、人権意識の醸成と人権教育の充実に取り組みます。

2 セーフティネットとしての人権相談の実施

- 人権が尊重され、安心して生活できる環境整備の一環として質の高い人権相談・女性相談・電話相談の充実を図ります。
- 配偶者等からの暴力(DV)や高齢者、障がい者への暴力、インターネットによる人権侵害など、さまざまな人権侵害に対して、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

3 多文化共生の推進に寄与する組織との連携・協働による施策の実施

- 日本語学習支援に興味を持つ市民に対して、支援者養成講座を開催します。
- 国際交流サロンでの外国人のための日本語教室を支援することで外国人材の共生や外国人住民の生活環境の整備に努めます。
- 日本語学習支援者として活動しているボランティアがニーズの変遷に対応できるノウハウの向上のための講座を開催します。
- 日本語教室を支えるボランティア団体と連携して、多文化共生の場づくりに努めます。
- 外国人住民に関する防災対策のため、防災教室を関係課と連携し開催します。
- 人権を尊重し、自分らしく生きることができるよう多文化共生社会の実現を目指して、ヘイトスピーチの解消等の教育・啓発活動を実施します。



ヒューマンライツフェスティバル

人権啓発活動の一環として人権意識の普及高揚を目指し、小・中学生から人権啓発作品を募集した上で人権啓発週間に入選作品を表彰するほか、様々な人権問題に関する専門的分野の著名人による講演を行っています。



▲ヒューマンライツフェスティバル



5年後の守口像

- 1 多様な啓発活動を行うことにより、男女共同参画社会への理解が深まり、家庭や職場など様々な場面で、男女ともに家事や育児、仕事などの役割を担って、お互いを尊重し、誰もが自分らしく活躍しています。
- 2 若年層から高齢者までの幅広い年齢層からの日常の困りごとやDV などの深刻な問題など多岐にわたる相談に対し、女性相談支援員、専門カウンセラーが問題の解決に向けて支援を行い、女性の不安が減っています。
- 3 地域活動や家庭生活、雇用、市政などあらゆる分野において、男女がともに公平、平等に参加・参画しています。

評価指標

指標名	初期値		目指す方向
1 講演会等に参加して、男女共同参画について理解したと思う割合	57%	R6年度	
2 困難な問題を抱えた女性の相談対応件数	257件	R6年度	
3 本市職員の女性管理職の割合	15.6%	R6年度	

施策を取り巻く状況

○社会のあらゆる分野において、男女対等の立場で参画機会を確保するとともに、職場、家庭、地域生活において、ライフイベントへの配慮を進め、ともに支えあい、それぞれの場面で男女がともにいきいきと活躍できる環境づくりが求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 一人ひとりの個性が尊重され、能力を発揮し、あらゆる分野への参画を促進するため、男女が互いの人権を尊重し、性別に基づく役割分担意識の解消を目指した啓発活動等を実施していますが、自らの意思によって女性が能力をさらに発揮することができるように、男女共同参画意識を醸成させることが課題です。
- 2 女性が抱える問題が多様化、複雑化、複合化している中、女性相談支援員、専門カウンセラーが相談を受け問題の解決に向けて支援を行っていますが、市民が常日頃から安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実・強化が課題です。
- 3 豊かで活力ある社会の実現を図るために、あらゆる分野に女性が参画し、女性の個性と活力が十分に発揮されることが重要です。そのために、政策・方針決定過程への女性の参加促進に取り組んでいますが、男女共同参画が進んでいない分野を含めたあらゆる分野に、女性が活躍できる社会環境を目指して、市が率先して男女共同参画を具現化することが課題です。

主な取組

1 男女共同参画に向けた学習機会の提供

- 男女がともに個性と能力をさらに発揮することができるよう、ライフプラン、ワークライフバランス、子育て、育児・介護休業と復職、介護、ハラスメント、多様な性のあり方、ジェンダーギャップの解消などをテーマとする学習機会を充実します。
- ワークライフバランスを確立しやすい職場づくりや職場における男女共同参画を推進できるよう、企業に対する情報提供や助言、研修などの支援を行います。

2 困難な問題を抱える女性への支援の推進

- 困難な問題を抱える女性が安心して暮らし、活躍できるよう、専門カウンセラーと女性相談支援員の役割分担のもと課題を検証し、解決に向けて関係機関と連携するとともに、必要な支援が確実に届くよう体制等の充実を図ります。
- 支援対象者を早期に把握できるよう、安心して相談できる環境づくりや関係機関との連携関係を構築します。

3 市政における女性活躍の推進

- 政策形成過程において男女の意見を把握するため、審議会・委員会等において男女のバランスを考慮した委員構成とします。
- 政策形成や行政サービスの提供にあたって女性の視点を活かすため、女性職員の管理職への登用やワークライフバランスを確立しやすい職場づくり、女性活躍に関する職員研修を採用後の早い段階から実施します。
- 多様な性のあり方等について職員の理解を深めるため、研修を行います。



男女共同参画週間記念のつどい

男女共同参画を推進していくために、ワークライフバランス、介護などをテーマとした講演会を開催しています。



▲男女共同参画週間記念のつどい



5年後の守口像

- 1 楽しく生きがいをもって暮らすために「自分の健康は自分で守る」を自然に意識し、市民自らが主体的な健康づくり活動に取り組むことで健康寿命が延伸しています。
- 2 ライフステージに合わせた健診を受診することで、市民自ら生活習慣病をはじめとする疾病の予防ができています。また、かかりつけ医師・歯科医師・薬剤師の定着によって早期発見・早期治療につながっています。
- 3 こころの健康づくりについての情報を発信するとともに、支援者を育成し相談しやすい環境を作ることで、市民が悩みや不安を抱え込まず自分らしく暮らしています。

評価指標

指標名	初期値		目指す方向
1 健康寿命	男77.8歳 女83.1歳	R4年度	
2 特定健康診査受診率	33.3%	R5年度	
3 自殺者数	24人	R6年度	

施策を取り巻く状況

- 急速に進展する少子高齢化や疾病構造の変化などに伴い、健康を取り巻く課題も複雑・多様化しており、生涯を通じての健康づくりを積極的に推進するための環境整備が必要となっています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 健康増進計画のアンケート調査においては、「運動を定期的に行っている」と答えた人が、平成29(2017)年度の60%から令和5(2023)年度に66%、就労世代に限っても平成29(2017)年度の46%から令和5(2023)年度に57%と増加しています。しかし、健康づくりのための自主グループ参加者が固定化、高齢化しており、生活習慣病予防を含む健康づくりへの関心を高めるためには、健康情報の発信方法を工夫するとともに、取り組みやすい健康づくりの場を増やすことが課題です。また、健康寿命の効果的な延伸に向け、高齢者に対する保健事業と介護予防事業を一体的に実施できる効果的な体制の構築が必要です。
- 2 市民健診等の受診者数が減少傾向にあることから、かかりつけ医で受診できる個別健診と保健センターでの集団健診の差別化を図り、市民の様々なニーズに対応できる健診体制を構築することが課題です。
- 3 健康増進計画のアンケート調査においては、「悩みを抱えた時にためらわずに相談できない」と答えた人が、平成29(2017)年度に40%、令和5(2023)年度に42%となっており、生きづらさを抱えている人が、悩みや不安を抱えこまないようにするために、相談できる場や人を増やすとともに、多様な機関が実施する相談窓口の周知など、情報を発信していくことが課題です。

主な取組

1 健康寿命の延伸

- Well-beingの観点から、関係部局が連携して健康寿命の延伸に向けた幅広い取組を進める中で、市民が「自らの健康は自らが築くもの」との意識を持ち、正しい生活習慣を身につけることができるよう、健診や医療データに基づく科学的な裏付けのある健康情報を広く提供します。
- 健康意識の向上を図るために、運動・栄養・禁煙を重点項目とした健康教育を実施します。
- 地域や保健、医療、福祉などの関係機関と連携し、健康づくりのための自主グループを育成・支援することにより、市民の主体的な健康増進の意識を醸成します。

2 各種健(検)診の受診率の向上とかかりつけ医などの定着

- 市民総合(特定)健康診査や歯科健康診査、がん検診の受診者を増やすため、利便性を向上させるとともに、個別案内や未受診者への受診勧奨を行います。
- 守口市国民健康保険の被保険者については、特定健診・歯科健診の個別健診の導入により、新たにかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つ、きっかけづくり及び定着化を図ります。
- 各種健(検)診の精密検査未受診者や未治療者に対しては、かかりつけ医などの医療機関を受診するよう勧奨を行います。

3 生きづらさを抱えている人への支援

- 誰も自死に至ることがない社会を目指して、こころの健康づくりについての情報を発信するとともに公認心理師等による専門相談窓口を設置します。
- わずかな兆候をも見逃すことがないように、その支援者を増やすために、ゲートキーパー研修(悩みのある人に気づき、声をかけ、話を聴いて、危険度をはかり、適切な機関や支援者につなぎ、見守る人を育成するための研修)を充実します。



健康教室に参加した市民が自主的に活動しているウォーキングの会です。毎月、季節を感じられる名所などを楽しみながら歩いています。また、1年に1回は10組のグループが集まり、ウォーキングや情報交換などの交流を通じて健康についての学びを深めています。



▲鶴見緑地公園までウォーキング

市民総合(特定)健康診査・歯科健康診査

市民の健康増進のため、15歳以上を対象に市民保健センターで健康診査を実施しています。40歳以上の国民健康保険の被保険者は、市民保健センターでの集団健診に加え、令和6(2024)年度からは医科・歯科ともに一部の個別医療機関でも受診できます。



▲市民総合(特定)健康診査



5年後の守口像

- 1 様々な地域活動を通じて、全ての人が交流できるようになることで、地域住民が支え手と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成されています。
- 2 包括的な相談支援体制の構築、また、つなぎ役(コーディネーター)の取組の充実により、複雑・複合的な課題を抱える対象者が、速やかに支援機関につながっています。
- 3 社会的な孤立から支援できる制度の確立により、支援を必要とする市民が生活に困窮することなく安心して生活しています。また、相談支援や就労支援のさらなる推進、健康管理支援などにより、多くの生活保護受給者が自立した生活を送っています。

評価指標

指標名	初期値		目指す方向
1 小地域ネットワーク活動の参加者数	58,204人	R6年度	↗
2 コミュニティソーシャルワーカーによる各機関へのつなぎ件数	2,304件	R6年度	↗
3 生活保護受給者のうち、就労支援対象者の就労支援事業参加率	73.5%	R6年度	↗

施策を取り巻く状況

- 国においては、地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合う地域共生社会を実現するとしています。
- 社会福祉法において、包括的な支援体制の構築の手段として重層的支援体制整備事業が規定されるなど、市町村において包括的な支援体制の推進が求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 本市でも、単身世帯や核家族世帯の増加により、地域での人間関係が希薄化し、課題を解決していく地域力が弱まっています。地域住民が支え手と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成が課題です。
- 2 高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとの各制度の整備が進む一方で、既存の縦割りのシステムに限界が生じ、法律や制度の狭間で十分な情報共有が図れず適切な支援につながらないケースがあります。複雑・複合的な課題に対して、福祉関係だけではなく多岐の分野にわたる多くの関係機関がワンチームとして協働する体制づくりが課題です。
- 3 「くらしサポートセンター守口」を開設し、失業や病気、高齢化、家族の変化などにより生活が困窮した方に様々な支援を行っています。今後、これまで就労をしていなかったひきこもり状態にある人を抱える世帯への早期介入や支援が課題です。また、生活保護受給者は、健康に向けた諸活動が低調である傾向にあり、生活習慣病の発病や重症化につながっています。生活保護受給者の健康意識向上のため、健康管理の支援が必要と思われる者を把握することや健診の受診を促すことが課題です。

主な取組

1 「我が事」の意識の醸成

- 地域住民の地域共生社会への意識、すなわち他人事ではなく「我が事」の意識を醸成するために、地域住民の地域活動に参加するきっかけづくりや、地域活動への関心を高め、参加を促します。
- 地域共生社会を実現するため、地域の関係団体や学校との交流、世代間交流など多様な交流活動や、地域住民の参加と協働による支えあいの活動を推進します。

2 包括的な相談支援体制の構築

- 市民が抱える生活上の複合的な課題に対応するため、多機関協働のなかで、包括的に受け止める相談支援体制を構築します。
- 複合的な課題を包括的に受け止める相談支援体制を構築するために、関連する機関との協議のもと、主につなぎ役(コーディネーター)を担う機関等を定めるとともに、コーディネーターの役割を広く周知します。
- 介護保険制度における地域ケア会議や障がい分野の協議会などの各制度の枠組みを活用して、多機関協働の協議・検討の場を設けます。
- 包括的な相談支援体制の構築に向けて、庁内連携会議を開催し、社会福祉協議会や支援機関と議論を進めていきます。

3 生活困窮者等への支援

- 生活に困窮し、就労支援を要する方に対して、就労支援相談員を通じてより丁寧に支援を行います。
- ひきこもり状態にある人に対して長期にわたる支援ができるように、居場所づくりの確保などの支援を充実させます。
- 生活保護受給者のうち、これまで就労支援の対象外であった者に対しても支援できる体制を整備し、多様な働き方を通じた就労を支援します。
- 傷病の重症化を予防するため、生活保護受給者に対して健診の周知・受診勧奨や保健指導を行うとともに、頻回受診者に対する適正受診指導等を徹底し、医療費の抑制・適正化を図ります。



コミュニティソーシャルワーカーによる福祉相談

生活上の問題を解決できるよう地域住民への支援を行うコミュニティソーシャルワーカーは、身近な場所で気軽に相談できるよう、社会福祉協議会のほか、曜日ごとに各コミュニティセンターや藤田事務所(藤田町4丁目20番1号)でも相談を実施しています。



▲藤田町にある藤田事務所



5年後の守口像

- 1 地域生活を支える体制整備や地域移行の促進により、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができています。
- 2 障がい者に対する就労支援や日中活動の場の充実により、障がい者が生きがいを持って生活し、社会参加や余暇活動に取り組んでいます。
- 3 市民が障がいについて理解し、障がいのある人もない人も、誰もがかけがえのない個人として尊重され、ともに支えあい共生する社会が実現しています。

評価指標

指標名	初期値		目指す方向
1 基幹相談支援センター及び委託事業所の相談件数	5,789件	R6年度	↑
2 就労移行支援等を行う福祉施設の利用から一般就労に移行した障がい者数	35人	R5年度	↑
3 障がい者理解に係る講座等参加者数	2,475人	R6年度	↑

施策を取り巻く状況

- 障害者差別解消法の施行や障害者総合支援法の改正等により、障がい者(児)が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れるよう、その障がいの特性や環境に応じた支援が求められています。
- 今後は、障がい者理解の促進や権利擁護の取組を推進するとともに、障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた支援の構築など多様なニーズへの対応が必要です。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 自分らしい生活ができるよう、病院や施設ではなく自宅で家族と暮らしたり、一人暮らしをしたいというニーズがより一層高くなることから、在宅生活を支えるためのサービスの確保等地域全体での支援体制の整備が課題です。また、障がいのある人及び児童が地域で安心して暮らし続けるためには、障がいの重度化や高齢化、親亡き後にも切れ目無く支援を提供できる体制の構築が課題です。
- 2 障がいや病気等により、働くことに不安があるとの声があがっています。また、社会参加にあたっては「地域においてどのような活動が行われているか分からない」「一緒に活動できる仲間がない」との意見があります。障がいの種類・程度を問わず、就労ができるような環境づくりが課題です。
- 3 障害者差別解消法の趣旨である「合理的配慮の提供」、「不当な差別的取扱いの禁止」については民間事業者においても義務化されており、今後も障がいのある方が安心して過ごせるように、障がい理解を進めていくことが課題です。障がい者への虐待も依然として多く、その背景として養護者に虐待という認識がないケースがあり、早期発見できるような体制を構築することが課題です。

主な取組

1 地域生活支援拠点等の整備

- 障がいのある人及び児童並びにその家族が住みなれた地域で安心した生活が継続できるように、民間事業者等との連携により、「共生型サービス」を含む地域生活支援拠点等を整備しました。今後は、さまざまな障がいのある方のニーズに対応するため、地域のサービスの連携強化を目指します。

2 就労支援・社会参加の充実

- 障がい特性や適性に応じた就労支援を強化し、障がい者の多様な働き方を支援するとともに、就労の場が増えるよう、市内企業等への啓発を行います。
また、就労している障がい者が、就労後、家族が帰宅するまで安心して過ごせる居場所を拡充できるよう取り組みます。
- 障がい者が充実した社会参加や余暇活動ができるよう、デジタル化やICT等を活用した日中活動の場の充実や情報提供等の強化に取り組みます。

3 障がい者理解の促進、権利擁護の充実

- 障がい者に対する正しい理解が市民に広がるように、障害者差別解消法の内容をはじめとした障がい者理解のため、啓発や交流に関する取組を充実します。
- 障がいの有無に関わらず、互いを尊重しあう社会の実現に向けて、民間事業者と協同し、権利擁護に関する取組を充実します。



「ふれあいのお店」の拡充

「ふれあいのお店」とは、障がいのある人たちが市内の支援事業所で作った商品を出張販売する事業です。本市では、障がいのある方の就労支援を拡充するため、守口市庁舎内の他に市のイベントや大型店舗と連携を行い、販路拡大に努めています。



▲ふれあいのお店



5年後の守口像

- 1 地域包括支援センターの機能強化を行い、高齢者が地域全体で支えられています。
- 2 認知症サポーターステップアップ講座の受講者が増えたことなどにより、認知症になった方が住み慣れた地域で「安心してすごせるまち守口」になっています。
- 3 介護予防の拠点である「通いの場」や身近な地域で主体的に活動する「さんあい広場」、地域包括支援センターが実施する介護予防教室への参加、さらに就労等を通じて、高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1 ・自立支援型ケア会議検討事例数 ・通所型サービスC利用人数	43件 108人	R6年度
2 ・認知症サポーター数 ・認知症サポーターステップアップ講座受講者数	10,637人 639人	R6年度
3 ・通いの場の確保・活用状況：通いの場箇所数 通いの場参加者数 ・介護予防教室の活用状況：介護予防教室開催数 介護予防教室参加数	307箇所 14,007人 174箇所 5,522人	R6年度

施策を取り巻く状況

- 少子高齢化及びひとり暮らし高齢者のさらなる増加により、要介護及び認知症高齢者の増加が想定されます。また、それに伴って介護給付費の増大が懸念されます。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、支援を必要とする人のみならず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることが必要です。今後も地域包括支援センターのさらなる機能強化や周知啓発に努めるとともに、自立支援型地域ケア会議の運営の円滑化に取り組むことが課題です。
- 2 認知症に対する理解を深めることは、認知症の早期発見・早期治療・地域での見守り体制の構築につながります。地域住民や一部の小中学校、企業等に対する認知症サポーター※1養成講座を実施していますが、銀行やスーパーなど身近な企業に向けた講座の実施や、認知症サポーターステップアップ講座の受講者を増やし、活動の実践に繋げていくことが課題です。
- 3 高齢化の進展に伴う後期高齢化率の上昇により、支援を必要とする高齢者が増加傾向にあります。高齢になっても、可能な限り自立した生活を送り、地域で元気に活動できるよう、介護予防の推進、自立支援及び重度化防止に向けた取組である「通いの場」、「さんあい広場」及び「介護予防教室」の利用促進や整備に向けた地域住民の意識の醸成が課題です。

※1 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者のこと。市や職場等で実施されている「認知症サポーター養成講座」を受講した人が「認知症サポーター」となる。

主な取組

1 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センター職員の専門性の強化を図るため、研修会や職種間交流会を実施します。
- 自立支援型地域ケア会議を専門職(多職種)と協働して開催し、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント※²を実践します。
- 介護予防ケアマネジメントの強化により、介護予防の要である短期集中型の通所型サービスC 利用に繋が、自立を促進し、元気な高齢者を増やします。

2 認知症サポーターの養成とステップアップ

- 認知症サポーターをおおよそ人口比10%にするため、小学校の全児童に対して、小学校教育修了までに、認知症サポーター養成講座を実施します。
- 認知症サポーターに対して、さらに認知症に関する理解を深めるとともに、認知症カフェ等での活動に繋がるように、次の段階の認知症サポーターステップアップ講座を実施します。
- 認知症カフェを継続的に実施できるように、運営者間での情報共有や運営者の知識・技術の向上を図る場として認知症カフェ運営者の連絡会を開催します。

3 通いの場等の活性化

- 介護予防の推進、自立支援及び重度化防止を図るため、地域の介護予防の拠点である「通いの場」の開催場所を増やします。また、参加者数の拡大や、さらなる進展・継続に向けて、それぞれの地域の通いの場で活動するボランティア等が情報共有できるよう、通いの場交流会を開催します。
- さんあいの3つのテーマである「ふれあい」「語り合い」「助け合い」の意識を醸成するため、「さんあい広場」活動の支える側の運営体制を支援します。
- リハビリテーション専門職や栄養士、歯科衛生士など、専門職の介護予防教室への参画を促進し、より効果的な教室の開催と高齢者の介護予防の意識向上に努めます。
- 就労に対して生きがいを感じる高齢者が働く機会を確保できるよう関係機関と連携します。



『通いの場』とは、住民同士が気軽に集い、一緒になって内容を企画し、活動内容を決め、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場です。また、カラコロ体操などの介護予防のための活動をする場でもあり、場所は、個人の家や集会所など、みんなが通いやすい場所が「会場」となります。『通いの場』に参加し楽しむことが、高齢者の新しい生活習慣として定着すると、さらに地域が活性化し、支えあいが広がります。



▲通いの場の活動

認知症カフェ

「認知症カフェ」は、認知症の人やその家族、専門家、地域住民などが気軽に集まり、交流や情報交換、悩み事を共有するための場です。カフェのようなリラックスした雰囲気の中で、認知症に関する相談が受けられます。



認知症カフェ▶

※²介護予防ケアマネジメント
介護が必要な状態(要介護)になることを可能な限り防ぎ、もし要支援・要介護状態になっても、状態が悪化しないように高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援すること。



5年後の守口像

- 1 地域コミュニティ協議会の公益的な活動に対して必要な支援を行うことにより、地域住民の主体的なコミュニティ活動(地域文化・地域活動等)を促進しています。また、地域コミュニティ協議会が地域課題の解決に向けて中心的な役割を担うことで、守口の市民コミュニティが強靱なものとなっています。
- 2 コミュニティセンターが拠点となって、様々なテーマの学習・研修の機会や交流の場を提供することで、市民と市民の多様なつながりが広がり、地域課題に対する意識や関心を高めた市民の地域活動等への参加・参画が進んでいます。

評価指標

指標名		初期値		目指す方向
1	地域コミュニティ協議会が内容を改めた事業や新たに開始した事業数	一回	R7年度	
2	・各コミュニティセンターの年間平均利用率 ・地域館として認定した地域集会所の数	36.4% 5箇所	R6年度	

施策を取り巻く状況

- 少子高齢化など社会構造が変化する中で、地域福祉や防災といった課題への対応の必要性がますます高まっています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行などによるライフスタイルの多様化や、孤立・孤独問題などが、人と人との関わりや地域への関心度の低下に繋がり、町会や自治会、コミュニティ協議会の担い手不足や、会員の高齢化・固定化という問題を更に顕著にしています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 市域内には小学校区を単位とした地域コミュニティ協議会が結成され、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担っていますが、その運営の中心となる町会等において、担い手不足や加入率の低下等が顕著になってきており、安定的な活動を継続していくための体制をどう整えていくかが課題となっています。
- 2 市内8箇所に設置しているコミュニティセンターは、地域における市民の相互交流を促進するとともに、市民の主体的な学習活動の場及び機会の提供、市民との協働によるまちづくりを推進するための施設です。市民と市民との多様なつながりを広げていくため、より多くの人に施設を利用してもらるように利用者のニーズを的確に把握し、利用しやすい環境を整えていくことが課題です。また、地域の潜在的な人材や資源を発掘し、地域活動への参加・参画を促進していくことが課題です。

主な取組

1 地域コミュニティ協議会の活動支援

- 地域住民による主体的なコミュニティ活動の活性化に向け、幅広い世代が参加する魅力的な地域活動を展開できるよう必要な支援を行います。
- より柔軟に地域のまちづくりに取り組めるように、地域コミュニティ協議会が集まり、各地域が抱える課題や地域独自の事業内容等について情報共有や意見交換を行う場を設けます。
- コミュニティ活動の持続的な発展に向けて、地域コミュニティの様々な主体間の連携について検討します。

2 コミュニティセンターを拠点としたコミュニティづくりの促進

- 地域の様々な人に居場所や活動機会を提供するため、読み聞かせ等の子育て支援や防災講座、地域の交流を促進するコミュニティカフェ等の多様なニーズに対応した事業を展開します。
- 地域活動等への市民の参加・参画を進めていくため、地域課題に対する意識や関心を高める事業をコミュニティセンターで開催します。
- 各コミュニティセンターの指定管理者に対し、自治会・町会支援としてのコーディネーターの役割を持たせることで、地域が抱える課題等を相談できる環境づくりを行い、課題解決に繋がります。
- 平成29(2017)年に策定した「守口市コミュニティ施設整備計画」に基づき、老朽化や耐震性に課題を有するコミュニティセンターについては、計画的な建て替えや改修を行うなど、地域コミュニティ活動活性化のための施設として整備します。
- 一区域の住民に限らず誰でも利用できる「地域館」を増やすことにより、さらなる地域コミュニティの活性化に繋げるため、町会等に対して「地域館」となるよう働きかけます。また、町会等に対し働きかける際には丁寧な説明を行うことで、その趣旨や目的等に即した運営に繋がります。



コミュニティセンターの整備

幅広い世代の方々がいつでも気軽にかつ快適に利用できる交流の場として、市内に8館のコミュニティセンターを設置し、地域コミュニティの更なる活性化を図っています。

また、施設を利用する人の様々なニーズに効果的・効率的に対応し、市民サービス向上を図るため、平成30(2018)年度から指定管理者による運営を行っており、多様なニーズに対応した事業を展開しています。



▲錦コミュニティセンター
(令和5(2023)年度に開館)



5年後の守口像

- 1 市民同士あるいは市との協働による地域課題の解決を目指した市民のアイデアに対して予算や協力体制が確保され、市民が主体となった公共サービスが提供されています。
- 2 市民団体や市民個人、事業者などと行政との協働による事業が数多く行われています。
- 3 市民協働の基盤として、市民の意見や要望を市政に反映できる仕組みを整えることで、市民が積極的に市政へ参加・参画しています。

評価指標

指標名	初期値		目指す方向
1 守口市公募型協働事業提案制度提案件数	2件	R6年度	
2 市民団体と協働した行政の事業数	55件	R6年度	
3 市民の声への意見提出件数	460件	R6年度	

施策を取り巻く状況

- 人口減少と高齢化率の上昇に伴い、地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低下などが顕在化しており、協働の必要性が増してきています。
- 本市では、平成26(2014)年度に「公募型協働事業提案制度」を創設し、市民との協働に取り組んでいます。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 平成26(2014)年度に創設した守口市公募型協働事業提案制度については、令和6(2024)年度までに46件の応募があり、11件の事業が実施されています。より多様な提案を集めるためには、当該制度をより利用しやすくするとともに、周知することが課題です。
- 2 「市民まつり」や「こどもまつり」をはじめ、様々な協働事業を実施していますが、これらの事業が協働事業であると認識していない団体が多く存在しています。このことから、協働についての理解を深めていくことが課題です。
- 3 市民の市政への参加・参画機会としてパブリックコメントを実施し、令和5(2023)年度の提出件数は平均30件となっています。(平成30(2018)年度平均9件)市民との協働を進めていくため、一方的に市民の声を聴取する手法だけでなく、市民が主体的に地域の課題解決等に向けて取り組むことができる手法を取り入れるなど、市民協働の基盤を整えていくことが課題です。

主な取組

1 地域課題の解決に向けた市民のアイデアの具体化の支援

- 守口市公募型協働事業提案制度において、より多くの提案がされるように、分かりやすい制度への見直しや効果的な周知を図るなど、学生等のこれからの社会を担う世代からも提案しやすくなるような方策を検討します。

2 協働の意義に基づく市民団体等との協働事業の実施

- 市民団体や市民個人、事業者などが協働の意義を共有し、協力し合える場の設定を行い、適切な役割分担のもと連携・協力して「市民まつり」や「こどもまつり」をはじめとする様々な事業を開催します。
- 実施している協働事業について、広く市民等に周知することで、協働に対する理解と関心を図り、新たな協働事業の提案に繋がります。
- 地域課題の解決を目的とした公共私(自治体・NPO・市民団体・地域団体・民間企業・市民)の連携・協働の基盤の構築に向け、連携のあり方について、検討を進めます。

3 市民の意見が市政に反映されるような広聴活動の充実

- 多くの市民の意見を行政に反映するために、「市民の声」などの広聴体制を市民に分かりやすく周知するとともに、市民の意見を行政及び市民が共有できるように公表します。
- 総合基本計画などの市の施策や行政情報が広く行きわたるように、市民とともに具体的な方策を検討します。

**守口市公募型協働事業提案制度**

市民と行政が、また市民同士が協働でまちづくりに関わる事業を実施するための制度として、守口市市民協働指針に基づき、平成26(2014)年度に守口市公募型協働事業提案制度を創設し、協働事業を推進しています。



▲令和3(2021)年度守口市市民協働推進事業「共に支え合うまちづくり」の様子
(守口市公募型協働事業提案制度の提案事業)



5年後の守口像

- 1 守口市立図書館において、市民が図書やレファレンスサービス等を活用し、必要とする情報を自ら収集したり、学び直しの場としても活用するなど、生涯学習の推進に役立てています。
- 2 生涯学習施設の老朽化への対応策が適切に検討・実施され、市民が生涯学習活動が続けることができます。

評価指標

指標名	初期値		目指す方向
1 守口市立図書館の利用者数	344,101人	R6年度	
2 守口市民体育館と守口文化センターの来館者数	424,321人	R6年度	
3 ニュースポーツ講習会の参加者数	312人	R6年度	

施策を取り巻く状況

- 国は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、多くの人がスポーツを楽しむ社会を目指すこととしています。
- 人生100年時代を見据え、自ら学ぶ意思に基づき、手段や方法を選んで生涯にわたって学習することがさらに重要となっています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 令和2(2020)年度に、守口市立図書館を開館し、図書の貸出しやレファレンスサービスを提供しています。社会状況の変化により、市民の抱える課題は今後も増え続けることが予想されるため、市民が必要な情報を自ら収集でき、学び直しの場としても活用することができる環境を継続的に整備していく必要があります。
- 2 市民一人ひとりが、ライフステージに応じて充実した生活を送ることができるよう、生涯学習活動を推進することが必要ですが、守口市民体育館及び守口文化センターの施設が老朽化していることから、市民ニーズを踏まえ施設更新のあり方を検討することが課題です。
- 3 スポーツ・レクリエーションの推進に携わる指導者の高齢化が進んでいます。スポーツ・レクリエーション活動を継続していくために、指導者を育成することが課題です。

主な取組

1 市立図書館を活用した情報収集・読書環境の充実

- 市民が様々な図書にふれることができるように、市民ニーズを踏まえて、図書を計画的に収集し、施設のキャパシティの範囲内で更なる蔵書数の拡充を行いつつ、図書等の循環を図ることで、蔵書の充実を図っていきます。
- 市民の課題解決を支援するため、情報発信やレファレンスサービスを充実します。
- 読書習慣のきっかけを提供するため、親子向けの読み聞かせ講座や児童・生徒が読書への興味を高めるイベント等を開催します。
- 生涯にわたる読書習慣を身につけるため、市立図書館と学校図書館との連携を深めることで、学校での読書活動を支援します。
- 図書館に来館しなくても読書が楽しめる環境や、普段から図書館を利用しない方や図書館に来館することが難しい障がいのある方等が図書サービスを利用しやすい環境を整えるため、電子図書館サービスの充実など、引き続き、読書バリアフリー化に取り組みます。

2 生涯学習活動を行うための環境の充実

- 生涯学習施設が老朽化していることから、アンケートやSNS の活用により把握した市民ニーズを踏まえ、今後の活動環境の整備手法について検討します。
- 市民の生涯学習活動の支援や、地域課題の解決にも活かすことができるように、市民等が実施する生涯学習活動に対し助成金を交付します。
- 市立図書館において、市民が「集い・学び・交流する」ことを目的とした様々な講座を企画し、実施します。
- 市民の健康寿命の延伸や社会参加を促進していくため、生涯学習活動を通じた様々な取組の実施や生涯学習施設で実施する事業等について、関係団体と連携してターゲットを絞った情報発信を行います。

3 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- スポーツ・レクリエーション活動の指導者を育成するため、スポーツ推進委員や関係団体と協力し、初心者から上級者まで気軽に参加できる事業やきっかけづくりになる取組を実施します。
- スポーツ・レクリエーションを楽しむ機会を充実するため、ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション大会を開催します。



守口市立図書館

市民が「集い・学び・交流する」施設として、本市初となる守口市立図書館が令和2(2020)年度に開館しました。読書が楽しめる環境を整備した滞在型の図書館として、閲覧・自習スペースのほか、さまざまなイベントを行っており、素敵な空間で本や人との出会いを楽しむことで、生涯学習をより充実できる施設となっています。



▲守口市立図書館



5年後の守口像

- 1 守口市美術展覧会や日本南画院大作展をはじめ、身近に文化・芸術にふれることで、文化・芸術活動を自ら行う市民が増えています。
- 2 指導者の育成や関係団体の協力によって、市民の文化・芸術活動の支援体制が構築され、市民による文化・芸術活動が活発に行われています。
- 3 文化財の適正な保存や活用により、文化財についての情報が発信され、市民が誇れる魅力の一つとなっています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1 守口市美術展覧会、日本南画院大作展の入場者数	1,181人 R6年度	
2 文化・芸術に関する提携大学数	1校 R6年度	
3 もりぐち歴史館の来館者数	2,291人 R6年度	

施策を取り巻く状況

- 国においては、文化・芸術の担い手の高齢化による継承や文化財保護が喫緊の課題とされています。
- 本市においても、文化・芸術の継承・振興や文化財の保護・活用は、守口市の魅力を継承し、発信していく上で重要です。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 守口市美術展覧会や日本南画院大作展を開催し、市民が身近に文化・芸術にふれる機会を提供しています。新たな文化・芸術が生まれるまちとして振興を図るためには、様々な機会を通じて市民の文化・芸術への意欲を醸成していくことが課題です。
- 2 大阪国際大学と文化・芸術に関する提携を締結し、文化・芸術の振興をしています。文化・芸術の推進に携わる指導者の高齢化が進んでいることから、今後、市民の文化・芸術活動を継続的に実施していくための支援体制の確保が課題です。
- 3 本市には、東海道57次の宿場町「守口宿」の趣を残す文禄堤などの史跡のほか、由緒ある寺社仏閣や旧中西家住宅・中西家文書・大枝中村家文書、また寺方提灯踊りなど有形、無形の文化財があり、貴重な財産となっています。このような有形・無形の文化財を適正に保存し、活用していくことが課題です。

主な取組

1 文化・芸術を身近に感じられる機会の提供

- 市民の文化・芸術への意識を醸成するため、関係団体と協力し、文化・芸術を身近に感じられるような事業やきっかけづくりになる取組を実施します。
- 提携大学などとも協力し、本市の歴史や芸術・文化等に関する講演会や展示会などを開催します。

2 市民の文化・芸術活動を支援するための体制の確保

- 市民の文化・芸術活動を支援する体制を確保するため、指導者の育成方法の検討や大学との連携強化に取り組みます。
- 新たに近隣の大学と文化・芸術に関する連携協定の締結に向けて取り組みます。

3 本市の魅力資源としての文化財の保存と活用

- 市指定有形文化財唯一の建造物である『もりぐち歴史館「旧中西家住宅」』を適切に保存・管理しつつ、民間活力も活用しながら、施設の魅力創造及び発信に取り組みます。
- 東海道57次の宿場町「守口宿」としての面影が残る文禄堤のまちなみを保存しつつ、令和7(2025)年度にオープンした「旧徳永家住宅」も活用しながら、市の歴史や文化の継承と魅力発信に取り組みます。
- 文化財を保存・活用するため、文化財のデジタルアーカイブ化を行い、デジタルデータをホームページ等で展示します。
- 市民が歴史や文化に親しみ、愛着を持ってもらうため、市内に点在する史跡や文化財、施設をめぐるルートを紹介した「守口文化財マップ」や「もりぐちぶらり歩きマップ」を活用し、広く情報提供を行います。



もりぐち歴史館

平成10(1998)年2月18日に中西家住宅を守口市指定有形文化財「建造物第1号」に指定しました。大阪府下に残る江戸時代の在郷の武家屋敷として貴重な文化財であることから、次世代に継承するため保存・修理工事を行い、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」として、平成13(2001)年から開館しています。



▲もりぐち歴史館「旧中西家住宅」



5年後の守口像

- 1 防災訓練や防災講座などを通じて、市民の自助意識が高まり、各世帯において生活に必要な食糧や生活用品の備蓄品が最低3日分、できれば1週間分以上備蓄しています。
- 2 住民参加型訓練等により共助による防災の重要性の理解が高まり、未結成地域での自主防災組織の新たな結成、近隣の自主防災組織間の協力体制による助け合いなど、自主防災組織の活動が活性化しています。
- 3 災害に備えた市の防災体制・受援体制・タイムラインの構築、SNS等を用いた情報発信の充実により、住民の避難行動に関する意識が深まり、自助・共助・公助それぞれにおいて必要な災害対応が適切に行われています。

評価指標

指標名	初期値		目指す方向
1 市が主催・共催等する防災訓練やセミナー等の実施回数	16回	R6年度	↑
2 自主防災組織数	170組織	R6年度	↑
3 市民に対する防災啓発広報の実施回数	3回	R6年度	↑

施策を取り巻く状況

- 今後30年以内に最大90%程度の確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震が発生すると、市全域で震度6弱以上の揺れが1分以上続き、人口の約半数以上の約75,000人の避難者が発生する等甚大な被害が想定されています。また、建物の倒壊や道路の損傷による交通の遮断、密集市街地での大規模な火災の危険性に加え、かつて淀川が市域の陸地に流れていたことから地盤が弱く、液状化が至る所で起こる恐れもあります。
- 千年に一度発生する規模の大雨が淀川の上流域で降ると、本市のほぼ全域を含む広い範囲で5~10mの浸水が起こることが想定され、淀川河岸に隣接する地域では河岸堤防の決壊や氾濫流の発生により木造家屋の倒壊の恐れがあります。また、寝屋川流域での大雨による浸水被害も想定されています。
- 令和2(2020)年には新型コロナウイルスが世界的流行となるなど、予期せぬ新たな災害への対応も求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 災害から命を守るのは自分自身という認識をすべての市民が持つ必要があります。南海トラフ巨大地震が発生すると全国的に物流が寸断され、物資が不足することが想定されています。そのため、市と大阪府では避難生活に必要な物品を3日間分備蓄していますが、各家庭においても物資を備蓄するなど、自助の意識を高め実践していくことが課題です。
- 2 平成7(1995)年に発生した阪神・淡路大震災では、生き埋めや閉じ込められた人の救助は、自助(自力、家族)が約7割、共助(友人、隣人)が約3割であるなど、近隣での助け合いが重要です。本市では自主防災組織が170組織結成されていますが、未結成の地域が約1割あります。また、結成から一定の年月を経て活動が低調になっている地域がみられます。地域の実情に合った自主防災組織の結成の促進や、高齢者や障がい者等の災害時要配慮者に対する支援等、自主防災組織による活動の充実が課題です。
- 3 市では、様々な防災・減災・縮災対策を実施し、日々新鮮な情報を取得し検討・研究していますが、住民にその内容が十分浸透していないため、少なからず温度差が生じています。市の施策を住民に、より分かりやすく、伝わりやすいように工夫して周知を図ることが重要な課題です。

主な取組

1 各家庭における災害対策(自助)の実践の促進

- 食品、飲料水その他の生活必需物資の最低3日分、できれば1週間分以上の備蓄のほか、家具転倒防止やガラス飛散防止の対策など、災害に備えた各家庭の取組が具体的に実践されるように、広報誌、SNS等を通じて、期待される行動を具体的に周知します。
- 各家庭で日頃から市ホームページや大阪府防災アプリなどで公表しているハザードマップを活用して、実際に現場に潜む自宅周辺の災害リスクを確認してもらうよう周知するとともに、いざというときの行動についてあらかじめ決めておく「マイタイムライン」の作成を促します。
- 市主催の防災訓練やセミナー等、市民が参加しやすいよう、内容などを工夫するとともに、市民に対する防災訓練実施の周知を徹底し、参加機関への働きかけや訓練内容等の充実を図ります。

2 共助による防災体制や活動内容の充実

- 大規模災害発生時における公助の役割を正しく伝えるとともに、自助、共助の重要性を啓発します。
- 自主防災組織が地域の防災リーダーとしての役割を果たすことを念頭に、未結成地域における結成を促進するとともに、事前防災対策、避難所運営、要支援者の避難支援の各分野に関する研修、訓練を定期的実施し、自主防災組織の自主的な活動を支援します。また、小学校区内の自主防災組織同士の連携を促進します。
- 自身による避難が困難な高齢者や障がい者など要支援者の避難行動が円滑に行われるよう、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織などに協力を求め、避難行動の体制づくりを進めます。
- 市災害受援計画を策定するとともに、災害ボランティアの受入れをスムーズにするための仕組みづくりや、災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成に取り組みます。
- 災害時の連携協力に係る民間企業等との協定締結を進め、被災者支援体制の強化に努めます。

3 避難所の充実と災害時における防災情報の提供

- 感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルを確立し、熱中症対策やプライバシー保護、女性や高齢者、障がい者への配慮を通じQOL(生活の質)の確保を図るとともに、地域住民主体による避難所運営を促進します。
- 避難所の資器材を整備するとともに、新たな避難所となりうる場所の確保や社会福祉施設等の民間との連携による要配慮者利用施設における福祉避難所の指定を進めます。
- 災害発生時に市が正確な情報を収集し、住民にいち早く提供できるよう、職員の非常参集体制の強化をはじめ、様々な情報伝達の方策など必要な環境を整備します。
- 災害発生時に住民が自ら情報収集し、判断できるようにするため、広報誌、SNS等を通じて、緊急時における市からの防災情報の提供方法を周知します。



共助の支え、自主防災組織

自主防災組織は、近い将来必ず来る大規模災害に備え、炊き出しや心肺蘇生などの訓練、地域への防災情報の発信など、日々活動をしています。ご近所での助け合いの精神を、万が一の備えに結び付けるため、地域防災の主要な担い手として活躍しています。



▲地域防災訓練の様子



5年後の守口像

- 1 年間を通じ、定期的を実施している救命講習を受講することにより、救急救命に必要な知識や技能を有する住民が増えることで、救急現場での救命活動が救急車到着前に迅速に行われています。
- 2 住民・市・消防組合・消防団が一体となって防火活動に取り組むことで、火災発生の未然防止や火災時の延焼拡大を防止する意識が高まり、火災被害が減少しています。
- 3 消防団の分団数が増加し、活動する地域が広がりそれに伴って団員数も増加しています。各地域においては更なる自助・共助力の向上に対する住民の意識が高まり、住民間の啓発活動や地域防災力の強化が図られています。

評価指標

	指標名	初期値	目指す方向
1	市民救命講習会の年間受講者数	967人 R6年度	↑
2	火災発生件数	29件 R6年度	↓
3	消防団の分団数	17団 R6年度	↑

施策を取り巻く状況

- 救急需要は年々増加傾向にあり、救急隊1隊あたりの出場件数が守口市門真市消防組合管内において全国10位と主要都市に匹敵するほど非常に多く、本消防組合の救急事情は逼迫している状態です。また、65歳以上の救急搬送率が右肩上がりに増加し、全体の約61%を占めています。今後も高齢化が進むと同時に気候変動等も伴って、出場件数が増える予測です。更に消防隊が出場した場合の救急活動支援も見込まれることから、救急体制の強化が求められています。
- 火災の発生件数については、過去10年間の推移をみると、概ね横ばいになっています。特に火災発生の中でも住宅火災が依然高い比率を占めており、火災に伴う被害額が増加しています。今後も引き続き消防力の強化が求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 心肺機能が停止した傷病者を救命することに加えて社会復帰率を高めるためには、現場に居合わせた市民「バイスタンダー」が、救急車の到着前にAEDや心肺蘇生等の救命活動を開始することが必要です。そのため、人が集まる様々な場所・場面において、AEDの設置拡大やマップ登録の呼びかけを行うと同時に、救命活動の知識や技能を備えた市民を増やしていくことが課題です。また、守口市門真市消防組合の救急隊は現在7隊で活動しており、稼働率が非常に高い状況にあります。今後、人命を預かる救急の充実化を図るためには、救急力の強化は重要な課題です。
- 2 本市には、道路が狭く古い木造建築物が密集している「密集市街地」が存在します。地震や火災発生時に大規模な被害になる危険性が高くなる恐れがあります。そのため、既存建築物の建替え促進、オープンスペースの確保等のまちづくりに関する取組のほか、公設消火栓の設置拡大などを含め、消防体制の充実に向けた取組や火災の発生を未然に防止する取組が課題です。
- 3 消防団は災害発生時に公助の役割と共助の支えの両面を担う重要な組織です。過去の大規模な災害時においては、その機動力を遺憾なく発揮し、台風接近前の事前周知や事後の見回り等を実施しました。しかし、市全体の一部地域には消防団の拠点が置かれていないことから、全市的な防災力向上に向けて、地域に拠点を置く分団を市全域に組織することが課題です。また、全国的にみると消防団員数が減少している中、本市では消防団員数が近年増加しています。今後とも継続的に団員数を増やし、地域における防災の担い手を育成していくことが課題です。

主な取組

1 早期に救命活動が開始できる体制の充実

- 多くの市民が年少期から救急救命に関する知識・技能を習得できるよう、防災訓練や学校活動などを通じた取組を進めます。
- 救命に必要な知識、技能等を習得した市民が増えるように、SNS、ホームページ、広報誌等を活用して、バイスタンダーの重要性や、守口市門真市消防組合が開催する市民救命講習の開催情報を市民や市内事業所に周知します。
- 消防・救急体制の強化に向け、近隣自治体と連携し、更なる消防の広域化を検討します。

2 火災の早期発見のための備えの充実

- 消防体制をさらに充実・強化するため、大規模な火災が発生しても活動が円滑にできるよう、大災害に備えて、隣接市等の消防本部と協力しつつ、消防力の強化を目指すため、消防の広域化について検討を進めます。
- 市内での火災発生件数の減少や、火災による延焼を防止するため、密集市街地における各家庭に住宅用火災警報器や地震発生時の火災原因に多い漏電火災対策としての感震ブレーカーの設置を促進するなど、守口市門真市消防組合が行う啓発活動の取組に協力します。

3 消防団の体制・装備・活動の充実

- 「自らのまちは自らで守る」という地域による防災力を高めるため、消防団が設置されていない地域における、分団の設置に向けての地域の体制確保の取組を支援します。
- 消防団の団員数を増やすために、市民に対して消防団の団員募集を広報するとともに、学生や女性、企業従業員等の多様な市民が参加しやすい環境を整えます。
- 災害現場で力を発揮できるように、守口市門真市消防組合の協力を得て、火災現場や災害での活動を想定した訓練の充実を図るとともに、消防団の装備を充実・強化します。
- 市民の消防団活動への理解を深めるために、消防団の活動を広く市民に周知します。
- 子どもの頃から防火意識を育成するため、小中学生等が火災予防啓発活動に参加できる機会を設けます。



消防団の充実・強化

本市では消防団の充実・強化を図っています。団員数は全国的に減少していますが、本市では市全域の分団設置を目指し近年増加しています。昼夜を問わず活動し、皆さんの安全・安心を守っています。



▲守口市消防団



5年後の守口像

- 1 警察及び市と防犯委員をはじめとする地域住民とが連携を密に犯罪撲滅に対する取組を実施することで、本市の重点取組犯罪である「自転車盗」や「特殊詐欺」の発生件数が減少しています。
- 2 住民それぞれの自助・共助の意識が高まり、防犯パトロールや子どもの安全見守りなど、自主的な活動により、犯罪が起こりにくい環境が整備されています。中でも、青色防犯パトロール隊や防犯委員が各地域で組織され、子どもや女性、お年寄りが犯罪に巻き込まれる件数が減少しています。
- 3 本市の「防犯カメラの市内設置台数1,100台」の取組は、住民に高い評価を得て「守られている目」として、市内の治安改善に大きな役割を果たしています。

評価指標

	指標名	初期値	目指す方向
1	守口市重点取組犯罪の認知件数 自転車盗認知件数 特殊詐欺認知件数	451件 53件	R6年度
2	青色防犯パトロール隊の結成校区数	6校区	R6年度
3	市と守口警察署で実施する市民への防犯情報の発信回数	1回	R6年度

施策を取り巻く状況

- 重点取組犯罪の「自転車盗」は、刑法犯罪の中でも認知件数が約3割と最多になっており、特に駐輪場での被害が多く、近年では電動アシスト自転車のバッテリー盗も増加傾向になっています。また、「特殊詐欺」は、犯罪の手口が多様化し、高齢者のみならず幅広い世代にも被害が及んでいます。
- 特殊詐欺被害の防止対策としては、高齢者に電話通話の自動録音機器の無償貸し出しや、防犯委員や市職員が警察に同行して地域住民への特殊詐欺被害防止に関する周知啓発活動を実施しています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 守口警察署と平成31(2019)年に締結した「守口市安全安心なまちづくりに関する協定」により、防犯対策の有効性向上への取組を進めています。体感治安を改善するには刑法犯認知件数の減少が必要で、市内犯罪の約3割を占める自転車盗の対策を行うことが必要です。また、特殊詐欺の手口が巧妙・多様化し、被害総額が増加しています。令和6(2024)年11月には高齢者被害防止を目的として、市と守口警察署、守口市社会福祉協議会の三者で「特殊詐欺被害防止対策に関する協定」を締結しました。今後は特殊詐欺への予防策や、犯罪遭遇時に近所の人や警察・行政に相談することの重要性などの犯罪抑止行動の実効性が課題です。
- 2 防犯委員は、地域の防犯活動の核となる活動を担っています。高齢化等により人員が減少している地域があり、防犯委員の確保が課題です。また、子どもが犯罪に巻き込まれないように、回転式の青色防犯灯を設置した車両により青色防犯パトロール隊が見守り活動を行っています。市内13の小学校区のうち活動が実施されているのは6校区であり、市内全域に活動を広げていくことが課題です。
- 3 防犯カメラを市内に1,100台設置したことにより、本市の街頭における犯罪は、近年、大きく減少しています。ただ、依然として治安に不安を感じる市民がいることから、防犯カメラの設置効果を市内外に徹底して周知するなど、本市の治安向上とその実態についてアピールし、不安を払拭することが課題です。

主な取組

1 守口市重点取組犯罪に対する対策の充実

- 治安改善対策の効果を高めるため、市と警察の共通目標として、「自転車盗」と「特殊詐欺」を「守口市重点取組犯罪」として定め、犯罪被害防止に努めます。
- 自転車盗を減らすため、施設管理者に対して施設内(駐輪場)の防犯カメラ設置の理解を求めるとともに、自転車所有者に対して施錠の徹底を呼びかけます。
- 特殊詐欺の被害を減らすため、市と守口警察署が共同で特殊詐欺対策機器や防犯機能付き電話機の普及促進に関する啓発を実施します。
- 特殊詐欺被害に巻き込まれそうになった時に市民が安心して相談できるように、特殊詐欺防犯アドバイザーを育成し、詐欺被害対策を進めます。
- 特殊詐欺への市民の警戒意識を高めるため、警察の協力を得て広報誌やSNS等を通じて周知に努めます。

2 地域住民による防犯活動の体制・活動の充実

- 防犯委員や青色防犯パトロール隊の活動への参加者を増やすため、広報誌やSNS等を活用するなど周知活動を積極的に行うとともに、公民連携による若年世代や幅広い世代を取り込んだイベントの企画なども視野に入れ、見守り活動の大切さや担い手不足であることを広く周知し、参加を促します。
- 青色防犯パトロール隊の活動範囲が市内全域に広がるように支援します。
- 日常生活の中からも気軽にできる防犯対策として「ながら見守り」の活動を支援します。

3 防犯に関する取組とその効果についての市民等への周知

- 守口警察署と連携し、防犯教室や広報誌、SNS等を通じて、犯罪から身を守るとともに、犯罪抑止に役立つ行動や、犯罪等注意情報を大阪府警察がお知らせする「大阪府警察安まちメール」の活用について啓発します。
- 街頭における犯罪の発生を抑制するため、1,100台設置した防犯カメラが市の安全安心を守る「見張り番」であることの周知を行うとともに、防犯カメラの効果検証を警察とともにに行い、エビデンス(科学的根拠)に基づき防犯対策の有効性を高めます。
- 治安に関する市民の不安を軽減するため、防犯カメラをはじめとする市の様々な防犯に関する取組とその効果を、市と守口警察署の連名で発信します。



地域防犯の担い手

市では、防犯委員、青色防犯パトロール隊、声掛け隊、見守り隊などの多くの市民が地域防犯の担い手として、日々の声かけや見守りなどを通して、地域防犯活動に参加しています。



▲歳末夜警活動



▲青色防犯パトロール車
(寺方南校区)



5年後の守口像

- 1 まちづくりの方向性が行政、企業、市民等と共有され、民間企業を中心とするエリアマネジメント^{*1}組織と連携したまちづくりに資する取組(ブランディング、魅力あるコンテンツの誘導、既存施設・空き家等のリノベーション、イベント等)が具体的に進むことで、まちのにぎわいが増え、守口の新しい都市イメージを創出しています。
- 2 密集市街地における準耐火建築物以上の建築物への建替え、建替え時の接道拡幅等により、災害に対するまちの安全性が高まっています。また、歩道確保により、市民が安全・安心に通行できるようになっています。

評価指標

	指標名	初期値		目指す方向
1	アンケートにおいて市民が思う守口の魅力 ・まちのにぎわい ・まちのイメージ	3.3%	R6年度 4.8%	
2	密集市街地における地震時の逃げやすさ (地区外への避難確率) ・大日・八雲東町地区 ・東部地区	96.3%	R6年度 96.8%	

施策を取り巻く状況

- 人口減少・少子高齢化に伴い、空き家、空き店舗や遊休公共資産が発生しており、それらの再生にあたっては、持続可能性を高め、エリアの価値を向上させる観点から、今ある建物をただ取り壊すのではなく、民間主導のまちづくり会社^{*2}等が新たな使い方をして、地域に新たな機能や人材を呼び込む「リノベーションまちづくり」が全国各地で進められています。
- 令和2(2020)年度に国が示した延焼危険性の新たな評価方法において、本市の住宅密集地区は、整備水準(想定平均焼失率23%未満)を満たすこととなり、国が定義する「地震時等に著しく危険な密集市街地」(危険密集地区)から外れることとなりました。このことにより、平成24(2012)年設定時における本市の危険密集地区213haはすべて解消されました。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 令和5(2023)年3月に守口市駅北側エリアを対象とし、守口の魅力と出会う機会を増やすことや、市内外の多くの人を惹きつける地域のランドマークとなる都市の顔づくり、それらの魅力の発信による都市イメージの向上など、公民が連携して、共にエリア価値向上に取り組むためのアクションプランとして、「守口市駅北側エリアリノベーション戦略」を策定しました。守口都市核におけるにぎわいや活動を拡げ、人の流れ(回遊性)をつくり、その効果を市域全体へ波及させることが課題です。
- 2 国が定義する危険密集地区は解消されましたが、本市の密集市街地における延焼の危険性、避難の困難性は依然として課題があります。土地・建物の所有者の高齢化などにより建替えへの意欲の低下がみられる中で、防災性の向上に向けて引き続き対策を継続することが必要です。

主な取組

1 中心市街地におけるエリアマネジメントの促進

- 「守口市駅北側エリアリノベーション戦略」に位置づけられている事業を有機的につなぎ、新たな魅力や賑わいが生まれるよう、市民や地元事業者、企業を中心とするエリアマネジメント組織と連携し、交流人口の増加やエリアへの期待値が高まるなどエリアの価値向上に取り組んでいきます。まちづくりにあたっては、守口の魅力と出会う機会を増やしつつ、守口市駅周辺において市内外の多くの人を惹きつける地域のランドマークとなる都市の顔づくりを行い、多世代が集える居場所を作るとともに、社会実験やイベント等を通じて守口の魅力と出会う機会を増やし、守口への愛着などに繋がるよう取り組みます。また、そういった取組が、市域全体に波及し、市民や地元企業自らがまちの魅力向上を図る市民協働のまちづくりを推進します。
- 守口都市核におけるにぎわいや交流を創出するため、ホール機能をはじめとする施設の誘導を念頭に、その最適な配置の考え方や、公民連携の導入も含め、将来の財政負担に十分配慮した効果的、効率的な事業化手法等について検討します。

2 密集市街地の解消

- 災害に対する脆弱性を持つ密集市街地の解消に関連する事業のスピードアップに向け、老朽建築物の除却や道路拡幅への理解を深めるため、関係機関による支援を活用し、まちの安全性や事業進捗を市民に分かりやすく示します。
- 密集市街地における主要生活道路を重点的に整備するため、地権者との合意形成に向けて取り組みます。



守口市駅北側エリアリノベーション戦略

守口に住み続けたい魅力や地域への愛着につながるよう、多様な活動やチャレンジの場の創出、まちへの波及効果や回遊性の向上による魅力ある個店の創出を促すことで、守口にしかない価値(守口の個性)を生み出す守口市駅北側エリアの形成を目指しています。



▲社会実験
(駐車場活用による子どもの遊び場)



▲社会実験
(沿道や近隣店舗事業者等と連携した道路空間の活用、賑わいづくり)

密集市街地の解消に向けた取組

密集市街地において、災害時の円滑な避難や消防活動を確保するための道路拡幅整備など、災害に強いまちづくりを進めています。



▲庭窪農協前交差点整備前



▲庭窪農協前交差点整備後
(平成30(2018)年度)

※1 エリアマネジメント

一定の地域(エリア)における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による合意形成や財産管理、事業・イベント等の実施、公民連携などといった主体的な取組

※2 まちづくり会社

主に中心市街地のまちづくりを推進する主体として設立する会社。地域密着型の公益性と企業性を併せ持ち、地域におけるディベロッパーとして、ハード・ソフトの両面から中心市街地の再生に取り組むことが期待される。



5年後の守口像

- 1 空き家対策の取組により、管理不全による危険な空き家が少なくなり、まちの安全性が向上するとともに、まちの景観が良好に保たれています。
- 2 耐震化対策を進めることにより、耐震性が低い木造住宅が減少し、住まいの安全性が向上しています。
- 3 市営住宅集約最適化計画に基づき、適切に維持管理や運営がされています。また、住宅確保要配慮者に対する住宅の供給を促進することにより、住宅確保要配慮者が住まいを確保することができます。

評価指標

指標名		初期値		目指す方向
1	空き家の腐朽・破損割合	20.7%	R5年度	
2	木造住宅の耐震化率	86.7%	R2年度	
3	住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録戸数	1,040戸	R6年度	

施策を取り巻く状況

- 人口減少などの社会的要因により、空き家が増加し、中には適正な管理がされず悪影響を与えるような危険な空き家が発生しています。空き家を放置することは、地域の安全・安心が脅かされるだけでなく、まちの景観も損なってしまいます。
- 大規模地震発生時に、耐震基準を満たしていない木造住宅は倒壊の恐れがあるとされています。
- 高齢者等の住宅確保要配慮者は今後も増加する見込みですが、民間住宅への入居が困難な場合があります。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 特定空家の認定を行い、空き家所有者による適正管理の意識を高めるよう取り組んでいます。今後、更に所有者の高齢化が進行していくなか、新たな空き家の発生を抑制していくことが重要です。
- 2 守口市耐震改修促進計画に基づき、守口市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、耐震化や補助制度に関する啓発に取り組んでいます。所有者の高齢化が進み、耐震化の意欲が低い状況にあり、耐震化が進まないことが課題です。
- 3 市営住宅の老朽化が進み、間取り等が時代の要求に対応していないなどの問題があります。維持管理方針の市営住宅を適切に管理・供給することが課題です。また、住宅確保要配慮者が必要とする住まいを確保することができるように、市営住宅の空き室や民間賃貸住宅を含めた市域全体の住宅ストックを活用していくことが課題です。

主な取組

1 空き家等対策の推進

- 空き家の適正管理を促すため、空き家対策に取り組む関係団体とも連携し、所有者に対して適正管理の必要性をセミナーや相談会等において説明します。また、新たな空き家を作らない発想から、将来、家を引き継ぐ若い世代を対象とした意識啓発を行います。
- 管理不全の空き家に対しては、指導等を通じて所有者による適正管理を促すとともに、空き家の除却に対する支援を行います。また、定期的に市内実態調査を行い、空き家が増加した地域、発生が予想される地域などを把握し、対応策を選択、実行します。

2 木造住宅耐震化の推進

- 昭和56(1981)年5月以前に建てられた耐震性の低い木造住宅の所有者の理解を深めるため、広報誌や市ホームページで補助制度の周知を図るとともに、NPO法人と協力し耐震化の必要性を説明します。
- 木造住宅の耐震改修に対する支援をはじめ、木造住宅の耐震改修工事や一部補強(シェルター設置)に対する支援を継続します。
- 耐震化対策を進めるため、国や大阪府の方針等を踏まえ、守口市耐震促進計画を改定します。

3 住宅確保要配慮者の住宅確保支援

- 耐震性等安全面の観点から着手している市営住宅の住替え促進事業を着実に進めるとともに、維持管理方針の市営住宅については、必要な改修等を計画的に実施し、適切な維持管理を行います。
- 守口市居住支援協議会の運営を通して住宅と福祉分野の連携を促進するとともに、市域全体の住宅ストックも活用し、住宅確保要配慮者の住まい確保を支援します。また、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を増やすため、国の住宅セーフティネット制度の趣旨や支援施策を賃貸住宅所有者や不動産事業者にも周知するとともに、セーフティネット住宅情報提供システムへの登録を促進します。



守口市空き家セミナーの開催

管理不全な空家等の増加を防ぐため、毎年、セミナーを開催し、空家の適切な管理や相続等に関する知識・情報等を発信しています。また、セミナーの開催にあわせ、不動産の専門家による個別相談会も実施しています。



▲空き家セミナー



5年後の守口像

- 1 公園の新規整備や再整備により、公園が季節を感じる緑豊かな安らぎ空間となり、子どもたちが元気に遊び、健康づくりやスポーツ、散歩、休憩の場として多くの人に活用されています。一定規模以上の公園に防災機能を整備することで、公園利用者や周辺住民の安心感を高めています。
- 2 指定管理者制度の導入により公園を一体的に管理することで、公園が常に綺麗で快適な空間となっています。また、様々なイベントが開催され、利用者でにぎわっています。
- 3 公共施設や街路樹、公園、民有地などにおいて、市民協働により地域の特性を生かした緑・花を増やす取組を行うことで、緑と花を楽しむ機会が増えています。

評価指標

指標名		初期値		目指す方向
1	公園の整備・再整備数	2箇所	R6年度	
2	指定管理公園における「スポーツ・防災・みどり」に関するイベント開催件数	8件	R6年度	
3	公園、緑・花ボランティアグループ数	66団体	R6年度	

施策を取り巻く状況

○公園には良好な都市環境の保全、防災、レクリエーション、都市景観の形成に加え、子どもの遊び場、高齢者等の健康増進、地域交流等、多面的な機能が求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 本市では高度経済成長期の急速な市街化の進展により小規模な公園が数多く整備されましたが、社会情勢の変化やニーズの多様化に伴い、時代のトレンドに合わないケースがみられます。環境変化に対応して、公園の整備・再整備を進めていくことが課題です。
- 2 大枝公園やよつば未来公園などの一定規模以上の公園や、市の公共施設に隣接するたきい公園、大日公園などの管理運営に指定管理者制度を導入したことで、民間のノウハウを活かした管理や新たなニーズの発掘が行われ成果を上げています。他の公園については、公園施設等包括管理業務委託を導入しましたが、民間ノウハウを生かしたさらなる管理レベルの向上が課題です。
- 3 本市には、緑の確保と保全及び緑・花意識向上の啓発を図るため、公共施設等への花苗の植え付け、水やり等の活動を行っている緑・花グループがあります。また、公園の草刈りやトイレ清掃等を自主的に行っているボランティアグループもあります。近年、このようなボランティアグループの高齢化が進んでおり、市民主体による緑・花活動を継続していくための体制確保が課題です。

主な取組

1 特色ある公園の整備

- 都市環境改善、運動及びレクリエーションの場となる健康増進空間、季節感を享受できる景観形成、地域の文化伝承・発信の場、子どもの健全な育成の場、地域コミュニティ活動の拠点、防災性の向上等の観点から、公園の整備・再整備にあたっては、ボール遊びができる防球ネットを整備した公園や一時避難場所としての機能を持つ広場を有する公園、障がいの有無や程度に関わらず、楽しく利用できるインクルーシブ遊具の設置など、特色ある公園整備を進めます。
- 公園の多様なストック効果を高めるため、単なる施設の更新にとどまらず、利用頻度の少ない公園の効率的な集約や、機能の分散・集約を含めた整備、隣接する公共施設との一体利用などに取り組むとともに、公園間を結ぶネットワークづくりも進めます。

2 民間のノウハウを活かした公園の管理

- 一定規模のある公園や公共施設に隣接する公園において、指定管理者の民間ノウハウを活かした管理や市民自らが参画するイベント等による公園の魅力向上など、新たなニーズへの対応を行い、イベントの開催やキッチンカーによる飲食など新たなにぎわい創出に取り組みます。
- 指定管理公園に含まない公園は、包括管理業務委託により、樹木や公園施設の維持管理レベルの向上に取り組みます。

3 市民協働によるまちの緑・花

- 緑・花活動の担い手を育成するとともに、緑・花に携わる市民の活動を支援するため、協議会を設立し、講習会やイベント等を行います。協議会の運営を指定管理者で行うことにより、民間のノウハウを活用したより実践的な活動を展開します。
- ボランティアによる公園管理や緑・花活動を広げていくため、緑・花に関心のある民間企業や学校等に市内の公共花壇等での花苗の植付や育成、公園管理への協力を呼びかけます。



利用者でにぎわう公園の整備

老朽化した公園や学校跡地などの公有財産を活用して、新しい遊具を設置したり、憩いの場となる公園を整備しています。

整備された公園は、こどもたちで賑わい、地域の憩いの場になっており、災害時には一時避難場所としても活用されます。



▲世木公園【子供たちで賑わう公園】



▲よつば未来公園【イベント活用】



▲日吉公園【防災訓練】



5年後の守口像

- 1 ゆとりある歩行空間や、ユニバーサルデザインを考慮した都市計画道路及び主要な生活道路の整備を進めることにより、安全で快適に市民が歩行・移動できています。
- 2 自転車の走行空間の確保や運転マナーの向上により、市民が安全に自転車を利用しています。自転車駐車を整備することにより、駅前等の放置自転車が減少しています。
- 3 市民が、公共交通を多く利用することにより、公共交通が維持され、外出しやすい環境が確保されています。

評価指標

指標名		初期値		目指す方向
1	安全な歩行空間の増加延長距離 (歩道・歩行路整備及びグリーンベルト等設置)	歩道及び歩行空間 133m グリーンベルト 25m	R6年度	
2	放置自転車撤去台数	2,013台	R6年度	
3	目的地までの移動手段に占める代表的な公共交通 (鉄道、バスなど)の割合	43.8%	R2年度	

施策を取り巻く状況

- 都市部の道路においては、歩道は歩行空間としての役割のみならず、並木道などの都市景観の形成、ライフライン等の収容空間、沿道へのアクセスのための空間等としても重要な役割を持っています。
- 高齢者や自転車に関わる交通事故が増えています。高齢化が進む中、誰もが安心して移動できる環境を整えていくことが必要となっています。
- 路線バスの休止や撤退が全国的に大きな問題となっており、本市においても課題となっています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 大阪市に隣接し早くから住宅建設が進んだ本市は、幅員の狭い道路が多く、十分な歩行空間や自転車走行空間の確保ができていない状況です。今後の道路整備にあたっては、移動空間としての利便性や安全性等の機能の確保にとどまらず、やすらぎや潤いの視点、人にやさしいユニバーサルデザインの推進により、地域に密着した快適で良好な道路空間を形成することが課題です。
- 2 本市の人口1万人あたりの自転車事故発生件数は減少していますが、高齢者の事故が多くなっています。歩行者の安全を確保するためには、「自転車は『車両』であり、車道を通行する」という原則のもと、歩行者と自転車の通行位置の分離を図るなど、歩行者の安全を守る取組を進めていくことが課題です。放置自転車の移送等により放置自転車は減少傾向にありますが、未だ放置自転車が目立つ状況にあることから、放置自転車対策をさらに進めることが課題です。
- 3 近年本市においても路線バスの縮小・廃止が行われています。市民の公共交通の利便性を確保するため、今後の地域公共交通の在り方を検討した上で必要な施策展開を行うことが課題です。

主な取組

1 安全で快適な歩行空間の整備

- 景観や防災面に配慮した、にぎわいとゆとりある歩行空間の創出を目指し、都市計画道路豊秀松月線等において、歩道幅や電線類の地中化による無電柱化、自転車通行空間や植樹帯の整備を進めます。
- 誰もが安全で快適に通行できるよう、ユニバーサルデザインを推進し、歩道の設置やカラー舗装等の路面標示により、各道路の特性に見合った歩行空間の確保に努めます。
- 通学路となっている道路においては、「グリーンベルト^{※1}」の設置を進めます。

2 安全で適切な自転車利用の推進

- 歩行者と自転車の通行位置を分離するため、守口市自転車活用推進計画に基づき、自転車走行空間を確保します。
- 自転車利用者のマナーを向上するため、交通安全教室等を開催します。
- 放置自転車を減らすため、市有地の活用を含めて自転車駐車場の整備を検討するとともに、地域と連携した放置自転車対策や啓発活動に取り組みます。

3 公共交通の利便性の維持・向上

- 人口減、高齢化を踏まえた上で、交通利便性を確保するため、継続してバス事業者やタクシー事業者と協議を行うとともに、民間事業者との連携についても検討します。
- 大阪モノレール南伸事業(令和15(2033)年度開業予定)において、門真市と連携して(仮)松生町駅の開業を目指します。
- 公共交通機関の利用者を増やすため、関係事業者と協議し、ICTの活用も含め、広く公共交通維持に向けた取組を検討します。



安全な歩行空間の整備

新たな道路の整備にあわせ、歩道を設置して歩行者の安全を確保しています。また、歩道整備が難しい道路では、小学校の通学路にグリーンベルトを設置して自動車等への注意喚起を行い、速度抑制や接触事故の防止を図っています。



▲馬場菊水線【歩道整備】



▲守口63号線【グリーンベルト】

※1「グリーンベルト」…路側帯を緑色のラインや塗装で目立たせていることで、車の運転手に対してスピード抑制や接触事故等への注意喚起を促し、安全性を高める路面標示のこと。



5年後の守口像

- 1 管路の耐震化等を進めることにより、地震や豪雨災害等の自然災害時においても、必要最小限の上下水道機能を提供するための準備が整っています。
- 2 下水処理場の放流水の水質を維持するための取組により、流域の水質が適切に保たれています。
- 3 中長期にわたる投資と財源を見据えた施設の効果的な維持補修及び更新により、上下水道施設の資産が適切に管理され、上下水道事業が健全に運営されています。

評価指標

指標名	初期値		目指す方向
1 水道基幹管路の耐震化率	42.0%	R6年度	
2 下水処理場の放流水質基準超過回数	0回	R6年度	
3 老朽化した下水道管渠の改築率	73.0%	R6年度	

施策を取り巻く状況

- 近年頻発する地震や豪雨災害の影響は甚大で多くの被害が発生しており、特に能登半島地震においては、大規模な断水が広範囲かつ長期的に発生したことを踏まえ、水道の配水場や下水の処理場などの急所施設及び避難所などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を一体的に進める必要があります。災害時等の被害軽減のため施設の耐震化が急務ですが、限られた財源の中で災害等非常時を踏まえた効率的な施設の整備を行う必要があります。
- 水道水の水源である淀川では、近年は、随分と浄化され、環境基準もその項目の多くが達成されていますが、過去、水質事故の発生や環境ホルモン等特定化学物質の流出などが発生しており、引き続き安全な水の供給に向けた環境保全への取り組みが求められます。
- 人口減少等による水需要の減少に伴って、料金収入が減少する中、高度経済成長期に整備した施設が更新時期のピークを迎えており、健全な事業運営を維持することが難しくなっています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 上下水道は重要なライフラインであることから、災害時等の被害軽減を図ることを目的とした上下水道システムの構築に向け、更新や改良による施設の耐震化に加えて、早期に業務を回復することができる体制づくりが課題です。
- 2 淀川の水質を保全するため、流域全体として上下水道の水質管理を強化することが大切です。また、本市下水処理場からの処理水は寝屋川を通じ大阪湾に注いでいるため、同河川への放流水質を排水基準に即して維持していくことが必要です。
- 3 上下水道施設を更新するには、膨大な費用が必要であるため、将来にわたり計画的で効果的な老朽化対策が必要です。上下水道の資産状況を把握し、将来の施設規模を勘案した投資と財源の整合を踏まえた予防保全的な維持補修などの計画的な更新が課題です。

主な取組

1 災害に強い上下水道の整備

- 災害発生時に適切な初動活動が行えるよう、継続的な訓練の実施に加え、「事業継続計画※1」及び災害対策等マニュアルの更新や応援受入態勢の構築を図ります。
- 災害が発生しても水道水を安定して供給できるように、基幹となる管路や施設の耐震化を計画的に進めます。また、災害時に広域的な水の融通ができるように災害連絡管を整備します。
- 大雨等が発生した時にも市街地が浸水しないように、大阪府や寝屋川流域の関係市と連携協力して総合治水対策のために必要な施設を整備します。
- 災害時においても避難所等で飲料水や生活用水が不足しないように、応急給水体制を整備します。
- 災害時においてもトイレ環境が維持できるように、避難所となる施設にマンホールトイレを設置します。

2 水道水及び放流水の適切な水質管理

- 安全な水を供給するために、流域の関係団体と緊密に連携し、水源から各家庭の蛇口に至るまでの水質を管理します。
- 下水処理場からの放流水質の排出基準を遵守し、これを厳しく維持するため、必要な設備を更新します。

3 持続可能で透明性のある事業運営

- 中長期にわたる財政計画に基づき、広域化も含め、施設の効果的な維持補修及び更新を行います。水道事業については、令和6(2024)年4月から大阪市との庭窪浄水場の共同運用を開始したことに伴い、稼働を停止した既存の浄水施設を順次撤去しながら耐震性のある配水施設に再構築し、耐震化率の向上を図ります。
- 施設と設備のスリム化を進めるため、規模を絞って設備投資を行います。
- 上下水道の財政状況について、市民の理解をさらに深めるため、定期的に公表します。



災害や水質事故による断水が発生した場合、応急給水を効果的に実施できるように、加圧式給水車や応急給水に必要な資機材を整備しています。



▲加圧式給水車

浸水対策事業

大阪府及び寝屋川流域関係市で下水道と河川が一体となった総合治水対策を進め、地下河川や調節池などの施設を整備しています。



▲松下菊水放流幹線 内部(工事中画像)

※1「事業継続計画（BCP）」…大規模災害時等において、人材や資機材など限られた資源（リソース）を用いて、暫定的な上下水道施設の復旧など優先順位の高い業務（優先実施業務）を行うための対策を定めたもの。



5年後の守口像

- 1 住工共存への理解や共生を促進するとともに、操業環境の改善等に取り組むことで、現事業者が事業を営みやすい環境を創出し、企業誘致にも繋がります。
- 2 従業員の定着や人材確保を支援することにより中小企業が事業を継続できています。ものづくり企業においては後継者が確保され、技術継承の取組が進んでいます。
- 3 商店街や小規模店舗の新たな魅力の発掘や商業環境の整備を促進することにより、特色ある商いを行うことを通じて、商店街が地域コミュニティの交流の場、地域振興の拠点として機能しています。

評価指標

指標名	初期値		目指す方向
1 工業活性化支援補助金を活用して支援した事業者数	29者	R6年度	
2 市内就業者数	57,105人	R3年度	
3 商業振興事業支援補助金を活用して支援した商業団体数	7団体	R6年度	

施策を取り巻く状況

○少子高齢化や操業環境の変化により、労働力不足や、技術を継承していくことが難しくなっています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 本市には住宅と工業が隣接した地域があります。住工共生は、昼間にも従業員の目があるなど防犯上のメリットもあります。住工共生を目指して令和元(2019)年度に守口市工業振興条例を施行しました。しかし、工場の操業による騒音や工場の立地、建て替え時の規制などが原因となり、企業の市外流出が生じています。住民と企業の双方において、住工共生の必要性についての理解を深めていくことが課題です。また、本市の基幹産業であるものづくり企業が、今後も事業を継続するには、デジタル化や生産性の向上等、操業環境の変化への対応が急務となります。
- 2 中小企業における人材確保や後継者育成のニーズについて、「極の守の会^{*1}」や守口門真商工会議所等と連携し把握に努めています。しかし、人材を募集しても応募者が少ないことから、必要とする人材を十分に確保できるように応募者を増やすことが課題です。また、人材の定着に向けて、中小企業における福利厚生の充実や労働環境の向上が課題です。
- 3 商業の活性化に向けて商店街等のイベント等を支援しています。しかし、経営者の高齢化により廃業する店舗が増加するとともに、廃業後も新たに店舗として活用されていません。地域住民から必要とされる商店街であり続けるために、守口市商業振興条例に基づき、個店や大型店・商店会・経済団体が連携し、地域に根差した商業基盤の確立が課題です。

主な取組

1 ものづくりを続けられる住工共生環境や操業環境の整備

- 守口市工業振興条例に基づき、住工共生への市民の理解を得ながら中小企業が健全に発展できるよう、市民の理解を深めるための啓発や、企業による周辺的生活環境を保全・改善するための設備(防音壁、街灯、緑化等)の設置や自社ホームページの開設、地域交流の取組を支援します。
- 時代の変化に応じた規制の見直しや、企業ニーズを把握しつつ、操業環境の変化に対応するため、挑戦する企業の取組を支援します。

2 中小企業における従業員定着や雇用確保の支援

- ものづくり技術を継承する後継者が確保できるよう、ものづくり企業における従業員の定着に向けた取組を支援します。
- 中小企業が必要とする人材を確保することができるように、「もりクルート事業^{*2}」を実施することで、高校や大学等との接点の場を創出するとともに、合同企業就職説明会面接会事業を開催するなど企業と求職者とのマッチングを支援します。また、市内ものづくり企業の高度な技術力や働く魅力等を紹介する「極の守^{*3}」等の活用により、本市で働く魅力を発信します。
- 必要とする人材を確保することができるように、中小企業が多様な働き方や魅力的な就業環境を整えることを支援します。

3 地域コミュニティの交流の場を目指した商店街等の取組の支援

- 地域住民の通いの場となり、共助を促進する地域コミュニティの交流の場としての役割を商店街が担うようになるために、地域と連携して特色ある取組を展開する商店街等を支援します。



極の守「繫」

本市が誇る技あり企業を紹介している書籍の第2弾です。第1弾は、平成28(2016)年度に50社を掲載し作成しました。現在の第2弾は、令和6(2024)年度に55社を掲載して発行したものです。各企業の素晴らしい技術力や企業の特徴を紹介し、広く発信することで、ビジネスチャンスや人材確保に繋げる、そして地域経済の発展に繋げるとの思いを込めて「繫」と副題を付けて作成しています。



▲極の守「繫」

もりクルート

もりクルート▶

市内ものづくり企業の魅力発信や人材確保を支援するため、参加企業での職場見学や就業体験などの募集を市で行い、企業と学校・生徒とを繋ぐ役目となる事業を行っています。「もりクルート」とは、もりぐちとリクルートを併せた造語です。



商店街活性化イベント

商店街活性化イベント▶
(京阪東通商店街「ふゆのまつり」)

地域商業の振興を目的として、商店街等が販売促進や集客力の拡大を図るために実施するイベント等に対して支援をしています。商業者が工夫を凝らし、地域のにぎわい創出や商業の活性化のための催しを行っています。



※1「極の守の会」・※3「極の守」

「極の守の会」は、極の守に掲載された企業が有志で結成し、地域経済活性化等を目的とした会。「極の守」は、市内ものづくり企業の技術力等を発信するため作成した書籍の名称。

※2「もりクルート事業」 「もりぐち」と「リクルート」を併せた造語。市内ものづくり企業の魅力発信や人材確保を目的とした事業。



5年後の守口像

- 1 本市の地域資源を活用した取組やイベント等に磨きをかけるとともに、新たな魅力の創造に取り組むことにより、国内外にアピールできる魅力コンテンツが増えています。
- 2 広報誌、ホームページ、SNS等の多様な広報手段や夢・未来大使、もり吉などを効果的に活用して、市内外の人に向けて本市の魅力を決えず発信することにより、市内外の人々の守口市への関心や愛着が深まっています。
- 3 令和7(2025)年の「大阪・関西万博」の開催を契機に、国の内外からの来訪客増加を目指した取組を一層進めることにより、来訪客を通じて本市の魅力が世界中に発信されています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1 本市の魅力を知り、訪れる機会を創出するイベントの開催件数	7件 R6年度	↗
2 市公式 SNS のフォロワー数	58,019人 R3年度	↗
3 来訪者増加を目的としたシティプロモーションを含む市の SNS 発信件数	494件 R6年度	↗

施策を取り巻く状況

- SNS等の普及により、情報収集や情報発信が手軽に行えるようになり、市の認知度アップや集客に役立てることがしやすくなった中で、情報内容に応じた発信媒体の使い分けをするとともに、興味・関心を引く内容を意識した情報発信が重要となっています。市民に対しては市への愛着・誇りを高めるとともに、市外の方には本市へ興味を持ってもらうため、シティプロモーション活動を推進し、魅力的な地域づくりや交流人口の増加等を目指すことが重要となっています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 市民協働による市民まつりやいい夫婦フェスタの開催、市民の参加者を募った守口大根長さコンクール等、本市の地域資源を生かしたイベントが定着しています。今後も、地域資源を活用した本市ならではの魅力を、関係機関などとともに絶えず創造していくことが課題です。また、本市ふるさと納税のPRを含め、継続的に市の魅力をPR していくことも課題です。
- 2 情報の周知のための広報手段が多様化しており、本市でもSNSや公民連携による情報アプリを活用した情報発信を行っています。市内外の多くの方に本市の魅力を伝えるために、情報内容の充実や時代に沿ったコンテンツの早期導入が課題です。また、SNSなどを利用しない市民等に向けた情報の充実も課題です。
- 3 本市では、海外の姉妹・友好都市であるカナダ・ニューウエストミンスター市、中国・中山市や、国内の友好都市である高知県東洋町、和歌山県かつらぎ町、滋賀県高島市と様々な交流を行っています。時代の変遷とともに交流内容が変化してきていますが、ニーズに合った市民相互の交流を立案することが課題です。また、「大阪・関西万博」の開催を契機に、今後も国内外の観光客の増大が見込まれ、地域経済の更なる活性化の起爆剤となる可能性もあるため、多くの来訪客に本市を訪れてもらうコンテンツを創出し、継続的に発信していくことが課題です。

主な取組

1 本市らしさのある魅力コンテンツの創造

- 市民まつり等のイベント内容の定期的な見直しを行うことで、地域住民が一体となって地域の魅力を発信します。
- 本市らしさのある魅力コンテンツを創出し、増やすため、大学や民間を含めた関係機関との連携により、地域資源を活用した新たな魅力創造に取り組めます。
- 淀川は、本市にとって身近に自然と触れ合える貴重な親水空間であり、流域自治体との連携も視野に、今後もこの空間を地域の資源として活用し、その魅力発信をします。
- 市内をはじめとする民間事業者との効果的な連携により様々な市の地場産品を創造、発掘し、ふるさと納税制度を活用した寄付の返礼品目追加するなど、市の魅力を広く発信します。
- 市のPR資源の一つである、なにわの伝統野菜「守口大根」の長さコンクールを実施し、市内外に広く周知するとともに、季節限定のふるさと納税の返礼品目として活用できるよう取り組むなど、市の魅力度のさらなる向上に繋げていきます。

2 効果的な情報発信

- 守口の魅力を戦略的に発信するため、民間事業者との連携を深めるとともに、そのコンセプトを設定し、訴求する層のターゲティングを行った上で、動画を活用した情報発信などにより、市内外への効果的なシティブロモーションの取組を進めます。
- 市政情報やイベントなどに対する市民の関心を高めていくため、話題性のある企画や閲覧状況等の分析など、ホームページやSNS等の効果的な活用に努めます。
- 市外からの集客を増やすため、集客力のある夢・未来大使の起用等により、インパクトのあるイベントを企画・開催します。

3 観光振興及び自治体交流

- 本市への外国人来訪者の増加に向け、本市の地域資源を外国人の視点で再評価し、外国人が本市の様々な地域資源や市民の暮らしや文化にふれあえる体制を整えます。
- 国内外からの来訪者に本市の魅力をアピールできるように、大阪府や大阪観光局、民間事業者等との連携により、効果的な情報発信を行います。
- 姉妹・友好都市との交流事業を引き続き行うことで、都市交流を通じた市のイメージ向上を図るとともに市民の多文化理解を深め、国際的な視野を広げる取組を推進します。



#もりスマイルフォトコンテスト

#もりスマイルフォトコンテスト▶

市の公式Instagram(@moriguchi_smile)で実施しているフォトコンテスト。市の魅力を再発見する素晴らしい機会となっています。皆さんが撮影した本市の素晴らしい風景や文化など、数多くの魅力が共有されています。



守口公民連携博覧会(守博)

令和5(2023)年度から開催している魅力発信イベントです。市民・地域団体・企業等の多様な主体と、行政とのパートナーシップによる「公民連携」をキーワードに、民間事業者との共催により地元の大学や団体のダンス、盆踊りの披露ステージをはじめ、ものづくり企業のワークショップ、飲食事業者のブース、キッチンカー出展等を実施し、市内外から数千人の方の来場がありました。



◀守口公民連携博覧会(守博)
▼





5年後の守口像

- 1 市民への啓発や事業者への指導等により、市民が資源物の分別に積極的に取り組み、また事業者がごみの適正処理を推進することで、ごみの排出量が減少しています。
- 2 2050年ゼロカーボンシティ実現に向け「守口市地球温暖化対策実行計画」に基づいた温室効果ガス排出量削減の取組として、住宅や事業所におけるLED照明や太陽光発電の導入をはじめとした、省エネ対策・再エネ利用の促進を図るための各種補助事業等を展開し、市域における温室効果ガス排出量削減に向けた取組を着実に実践しています。
- 3 大気・水質等の継続的な環境監視や事業者に対する指導により、良好な大気環境や水環境が保全されています。また、喫煙マナーの向上やまちの美化の啓発により、快適な生活環境が確保されています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1 1人1日あたりのごみ排出量	708g R6年度	↓
2 市域における温室効果ガス排出量の削減割合 (H25年度比)	31.7% R4年度	↑
3 <ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情解決率 ・路上喫煙禁止区域内喫煙率 	97.3% R6年度 守口地区 0.27% R3年度 大日地区 1.15%	↑ ↓

施策を取り巻く状況

○持続可能でよりよい世界をめざして、地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染、食品ロス、再生可能エネルギーの普及、生物多様性の保全など様々な環境問題の解決を目指した目標がSDGsとして掲げられています。特に地球温暖化対策は世界的にも喫緊の課題で、本市でもゼロカーボンシティ宣言のもと、2050年脱炭素社会を実現する上で、行政、事業者、市民等のあらゆる主体が温室効果ガス排出量削減の取組を実践していくことが必要です。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 ごみの排出量は平成20(2008)年度から2割程度減少し、リサイクル率は20%程度で推移しています。生活系ごみは焼やすごみの中から再資源化できる品目を分別収集し、横ばいで推移しているリサイクル率のさらなる向上、また事業系ごみは、搬入時の検査および排出事業者に対して適正処理を周知しているものの、一部で搬入不適物の混入がみられ、事業者における、さらなるごみ減量・適正処理を進めていくことが課題です。また、本市でも、「プラスチック新法」などへ対応するために、製品プラスチックのリサイクル体制の整備が課題です。不法投棄は庁内関係各課と警察との連携により、発生防止のための取組について検討を重ね、道路、公園、空き地等で年間300件程度あった件数が150件程度まで減少していますが、更なる不法投棄の減少に向けた新たな取組が課題です。
- 2 市民や事業者がLED照明や太陽光発電の導入等の省エネ対策・再エネ利用の促進を図る上で、それらの導入に対する利用しやすい補助事業の活用が契機となります。温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けては、国等の補助金を活用した効果的な事業展開ができるかが大きな課題です。さらに、市民や事業者の主体的な環境配慮行動の実践を促すため、効果的な啓発を行うことも課題です。
- 3 環境関連法令に基づく事業者への指導や規制の強化等により、工場等の固定発生源対策や自動車排出ガス対策が推進され、市内の大気環境は改善傾向にあります。一方、工場等の事業活動や建設工事に伴う騒音・振動等の公害苦情が年間30件程度発生しており、事業者への指導等を効果的に行うことが課題です。また、路上喫煙やタバコの吸い殻のポイ捨て等、喫煙マナーに関する苦情に対するより効果的な啓発・指導の実施、喫煙所の整備や犬の狂犬病予防注射の接種率の向上、猫の屋外飼養によるトラブル解消も課題です。

主な取組

1 循環型社会の形成・適正処理の推進

- 現在燃やすごみとして焼却処分している廃食用油等の品目について、民間事業者と連携し、再資源化することでリサイクル率の向上を目指します。
- 事業系ごみの減量化・適正処理を推進するため、多量排出事業者に対して減量指導を行います。処理施設等で搬入不適物を発見した場合は、排出事業者に対して指導します。
- リチウムイオン電池等の新たなごみの収集体制や高齢者等を対象にしたふれあい収集の実施等、社会情勢の変化に伴う収集体制を引き続き整備します。
- 焼却施設跡地に製品プラスチック保管施設の整備、製品プラスチック廃棄物の分別収集計画や再商品化計画を作成し、製品プラスチックの分別収集を実施します。
- 不法投棄を防止するために、警察と積極的な情報交換を行うとともに、防犯カメラの活用など、不法投棄をされにくい環境づくりの啓発に取り組みます。

2 2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた市域における温室効果ガス排出量削減の促進

- 市域での温室効果ガス排出量削減を促進するため、国等の補助金の活用や公民連携等により、再生可能エネルギーの導入や太陽光発電設備の設置等、市民、事業者に対し、再エネ・省エネに関する支援事業を展開します。
- 市民、事業者に対して、広報誌やSNS 等で省エネに関する啓発やイベント情報、支援事業等を分かりやすく効果的に発信します。

3 生活環境の保全

- 騒音・振動等により周辺的生活環境を損なうことのないよう、工場・事業場(事業所を含む)や工事現場に立入調査を実施し、規制基準の遵守や施設の維持管理、工事作業等について指導・助言を行います。
- 市内の環境の状況を把握するため、大気、水質、騒音、振動の環境監視を継続的に行い、その結果を公表します。
- まちの美化推進のため、市民団体等と連携して、清掃活動や違反広告物の除去活動等を行います。
- 路上喫煙による迷惑を防止するため、関係機関と連携して、路上喫煙禁止区域内外において、喫煙マナー向上に向けた啓発活動を行うとともに、喫煙所の整備についても検討を行います。
- 狂犬病予防注射の接種率向上と猫等による生活環境被害の防止や殺処分ゼロを目指し、関係機関と連携して、猫の不妊・去勢手術の促進や飼い主に対する適正飼養の啓発を行います。



民間事業者との連携による環境啓発事業

民間事業者との連携による環境啓発事業に取り組んでいます。

環境問題をテーマにした世界の子どもたちの作品を展示し、行動変容のきっかけとなることを願った「環境絵画展」、携帯電話を分解して身近な製品の中の限りある資源の大切さを学ぶ「ケータイ分解教室」、LEDを使ったライトづくりを通して、暮らしの中の省エネを学ぶ小学生対象の「省エネ工作教室」など様々なイベントを開催しています。



▲環境絵画展



▲省エネ工作教室



▲ケータイ分解教室▲



5年後の守口像

- 1 あらゆる事業費の増高等に伴う市の財政状況を注視しつつ、施策の「選択と集中」を図りながら、安定的な行財政運営を行っています。
- 2 絶え間ない改革・改善の取組により、持続可能な行政運営が行われるとともに、時代のニーズに対応した魅力的な施策が展開されています。
- 3 少数精鋭組織のもと、将来にわたって安定的かつ効果的な行政運営が行われています。

評価指標

指標名	初期値		目指す方向
1 財政調整基金残高	64億円	R5年度	
2 「守口市行政経営プラン」のうち、「行政経営の取組」における項目の達成状況	27.6%	R6年度	
3 人口1,000人あたりの職員数	3.8人	R7年度	

施策を取り巻く状況

○高齢化に伴う社会保障経費の増加に加え、人件費や建築資材の高騰、金利上昇に伴う公債費の増大などにより、市の歳出の大部分においてその影響が顕著になっています。市民ニーズや時代の変化を的確に把握し、限られた財源をいかに効率的かつ有効に活用するかという観点に立ち、行財政運営を行っていく必要があります。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 「物価上昇によって、経常的な経費の増加に加え、建設事業費などの施設整備に係る経費が増大することで慢性的な財源不足が生じ、財政運営が困難になることが想定されます。そのような状況において、財政運営に必要な財源をいかに確保していくかが課題です。
- 2 本市では、事業の民間委託や指定管理者制度の導入拡大、事務事業評価による事業の見直しなど、多くの改革・改善を進めてきました。複雑多様化する市民ニーズや新たな行政課題にスピード感をもって対応していくため、必要な取組を次々と展開していくことができる行政経営の体制づくりや資源配分の仕組みづくりが課題です。
- 3 計画的な職員数の適正化に取り組み、本市の職員数は大阪府内でも最も少ない水準となっています。市民サービス・利便性の向上を図りつつ、更なる少数精鋭組織を目指していくためには、引き続き行政事務の効率化と職員・組織両面における能力向上を図る必要があります。



主な取組

1 柔軟性等のある財政構造の確立

- 経済状況の変化による予期しない市税収入などの減少や、災害発生等の不測の事態による支出の増加などに十分対応できる財源を確保する観点から、引き続き財政調整基金の積立てを進めます。
- 複雑多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる財政構造とするため、歳入確保の面においては物価上昇に対応した使用料の見直しに加え、新たな歳入確保策の検討を進めます。また、歳出面においては事業の選択と集中を図るとともに、事業経費の見直しなど、徹底した歳出削減に向けた行財政改革に取り組みます。

2 効果的かつ効率的な行政運営

- 量的な見直しや削減を中心とするこれまでの行財政改革の取組に加え、市の保有する様々な経営資源を最大限に活用し、行政コストを抑えつつ、市民サービスの更なる向上を目指すという「行政経営」の視点を踏まえた、より質の高い、効率的・効果的な行政運営を進めます。
- 時代の変化や新たな市民ニーズに対応するための財源と体制を確保するため、EBPM(証拠に基づく政策立案)の考え方を取り入れるなど、改革・改善の取組や行政評価の取組をさらに進展させ、より効果的に事業の選択と集中を行います。
- デジタル技術の活用により、これまでにない新たな視点を取り入れた行政運営や市民サービスの手法を構築できるよう、組織の体制や意識の変革に向けた真の「DX(デジタル・トランスフォーメーション)」に取り組みます。
- 公共施設整備等におけるPPP/PFI等の手法の導入や、民間事業者のノウハウ等の活用など、公民連携手法を導入した事業の拡大に積極的に取り組みます。
- 質の高い市民サービスを持続的に提供するため、協働の「プラットフォーム」の充実による「新しい公共^{*1}」の促進や周辺自治体等と連携し、広域行政や自治体連携による取組を拡大します。

3 少数精鋭組織の構築

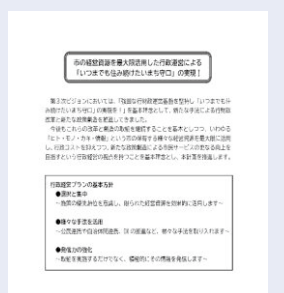
- 高い個の能力や専門性に裏付けられた少数精鋭組織を目指し、職員が最大限の力を発揮できるように人材育成・能力開発に取り組みます。
- これまでの研修機関の活用に加え、新たに大学等の研究機関や民間企業への職員派遣を検討し、職員の意識・業務遂行能力等の向上を図ります。
- 採用活動の工夫改善により、本市の将来を担う人材を計画的に採用するとともに、適材適所と能力本位の配置及び昇任管理を行います。
- 高度な専門性を有する業務において必要な人材を確保するため、多様な任用制度を活用します。
- 今後、行政に求められる役割が変化していくことも見据え、市民サービスのあり方も含めた、新たな行政課題に柔軟に対応できる組織となるよう不断の見直しを行い、目的達成に向けた最適な組織づくりや庁内連携を図ります。



守口市行政経営プラン

「守口市行政経営プラン」抜粋▶

市の保有する「ヒト・モノ・カネ・情報」といったさまざまな経営資源を最大限に活用し、行政コストを抑えつつ、市民サービスの更なる向上を目指すことを基本理念とし、本市がこれまで取り組んできた不断の行財政改革の推進と、新たな政策創造により、魅力と活気にあふれる「いつまでも住み続けたいまち」に取り組んでいます。



※1「新しい公共」…これまで行政が担ってきた公共サービスを、住民、NPO、企業などの多様な主体が協働して提供していくという考え方で、社会の成熟化や価値観の多様化に対応し、地域社会の持続的な発展を目指すもの。



5年後の守口像

- 1 老朽化が進む公共施設について、今後の人口減少と市民ニーズの多様性を踏まえ、必要な規模や機能を見定めた上で、施設の改修や更新が行われています。
- 2 行政のデジタル化が着実に推進される中、行政運営の効率化が図られるとともに、強固なセキュリティ対策のもと、安心・安全で質の高い市民サービスが提供されています。
- 3 市の行政課題が市民や民間事業者とも共有され、協働・共創の考え方にに基づき、行政・市民・企業・学校など多様な主体によって課題を解決していく仕組みが構築されています。

評価指標

指標名		初期値		目指す方向
1	公共建築物等延床面積	304,476㎡	R6年度	
2	行政手続きのオンライン化の割合	27.5%	R6年度	
3	公民連携手法に基づく新たな取組の件数	80件	R6年度	

施策を取り巻く状況

- 公共施設について、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の着実な推進のため、PDCAサイクルに基づく進行管理により、計画の推進と継続的な改善を図る必要があります。
- 現在、国はデジタル社会の実現を目指しており、自治体においても、行政サービスの利便性向上、業務の効率化、安全・安心な情報環境の整備を目的として、デジタル関連施策の加速が求められています。具体的には、窓口業務等の改革(フロントヤード改革)をはじめ、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及・利用促進等、多岐にわたる分野での対応が求められています。
- 国際社会では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、令和12(2030)年を年限として「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けて取組を進めています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 本市の公共施設は、昭和30～40年代の経済成長期の人口急増に対応するため建設されたものが多く、老朽化が進んでいます。人口減少と将来における市民へのサービス確保を見据え、限られた財源の中で、市民生活や市民活動の拠点となる公共施設に求められる機能を踏まえながら、公共施設の維持管理、更新等を図っていくことが課題です。
- 2 市民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、ICT活用に不慣れな人への配慮を行いつつ、様々な手続きの電子化をはじめとしたICTやAI技術の更なる利活用により、「書かない」、「待たない」、「来る必要のない」市役所窓口の実現を目指すことが課題です。
- 3 多様な行政課題の解決に向け、市民や事業者、大学など様々な主体との対話・連携・協働の場と仕組みを整えていくことが課題です。

主な取組

1 公共施設の適正管理

- 公共施設を適正に管理するため、維持管理コストの見通しや施設整備の方針などを記載した個別施設計画に基づき、効率的に維持管理・更新等を行います。
- 個別施設計画の内容を市全体の公共施設総合管理計画にフィードバックし、施設の集約化が必要となる場合には、市民ニーズに対応する機能を複合化するなど、公共施設全体のマネジメントに取り組みます。

2 行政のデジタル化の推進

- 市役所窓口における行政手続をはじめとする公共サービスについて、利用者の利便性とサービス水準の向上を図るとともに、行政事務の効率化を推進するため、ICTやAI等の先端技術の活用を積極的に進めます。
- 近年、高度化・巧妙化するサイバー攻撃への対応が求められる中、情報資産を守るためのセキュリティ対策の強化に取り組みます。
- 開かれた市政の推進と市民参加の促進に向けて、個人情報保護等に配慮しつつ、誰もが利用しやすい形で行政情報の公開を進めるオープンデータ化を促進するなど、データ利活用の環境整備を図ります。

3 協働・共創の仕組みづくりの推進

- 多様な主体と協力して共通の目的を達成する「協働」と、対話を通じて新たな価値を創造する「共創」による取組を、適正かつ積極的に進めていくため、企業や大学との包括連携協定等を活用し、対話・連携・協働の場と仕組みを整えます。



守口市役所 庁舎

市庁舎は、旧三洋電機守口第一ビルをリノベーションし、平成28(2016)年から運用を開始しています。

市民に開かれた庁舎をキーワードに、市役所機能だけでなく、年金事務所や大阪府守口保健所などを誘致し、複合化しているほか、地階には午後10時まで使用できる中部エリアコミュニティセンターも設置しています。市が所蔵する美術作品の常設展示を行うなど、誰もが利用しやすく、親しみやすい庁舎を目指しています。



▲守口市役所 庁舎

オンライン手続

本市では、前期基本計画の取組期間中において、LINE等も活用し、「住民票の写し」や「戸籍全部(個人)事項・戸籍附票証明書」等、行政サービスのオンライン申請手続の導入を積極的に進めてきました。今後も、オンラインによる行政手続を増やし、市民サービス・利便性の向上に取り組みます。

LINE申請▶

▼オンライン申請



なにわの伝統野菜「守口大根」

長さ1 m以上、長いものは2 mを超えるものもある世界一長いといわれる大根です。

室町時代の守口、淀川周辺の畑で誕生したという説があり、その大根は漬物の材料とされ、天正13年に守口村に立ち寄った豊臣秀吉がその味を絶賛し、「守口漬」と名付けたとされています。

その後「守口宿」の名産品となり、明治時代には「守口大根」として広く親しまれましたが、街の発展に伴う農地の減少などにより、市内での栽培は衰退しました。

現在、守口都市農業研究会を中心に、市内農家など多くの方々の協力を得て、栽培方法の改良など、伝統野菜の継承を図っています。



MORIGUCHI CITY

巻末資料



1. 前期基本計画における取組状況の評価
2. SDGsについて
3. 分野別計画一覧
4. 守口市総合基本計画条例
5. 総合基本計画(基本構想・後期基本計画)策定体制
6. 総合基本計画(基本構想・後期基本計画)策定経過
7. 市民参加・参画の取組
8. 守口市総合基本計画審議会
9. 市歌・市章・市の木・花・市民憲章

1 前期基本計画における取組状況の評価(令和7年4月時点)

※「初期値からの方向」が、前期基本計画策定当初の「目指す方向」と異なる項目は、下線、黄色塗りつぶしで表示

施策名	指標名	初期値		目指す方向	実績値			初期値からの方向	備考
					R5	R6	R7(見込)		
1 子ども・子育て支援	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合(%)	78.7	令和元年度	↗	82.5	79.6	83.0	↗	
	妊娠から出産までに子育て世代包括支援センターの専門職による相談・支援等を受けた人の割合(%)	97.9	令和元年度	↗	99.0	99.6	99.5	↗	
	4月1日時点の厚生労働省定義の待機児童数(人)	0	令和2年度	→	33	0	0	→	
2 青少年	青少年活動団体補助金交付団体数(団体)	17	令和元年度	↗	19	20	20	↗	
	青少年健全育成協力数 「子ども110番の家」運動協力家庭数(件)	1,515	令和元年度	↗	1,378	1,364	1,400	↘	
	青少年健全育成協力数 「少年を守る店」運動協力店舗数(件)	388	令和元年度	↗	370	370	388	→	
	大阪府の青少年の検挙・補導人数 大麻取締法(人)	92	令和元年度	↘	197	190	200	↗	
	大阪府の青少年の検挙・補導人数 覚せい剤取締法(人)	10	令和元年度	↘	15	6	—	↘	令和7年度末時点での件数の予測が困難であるため、令和6年度の数値にて評価。
3 学校教育	全国学力調査の質問紙調査における学習状況に係る肯定的回答率(%)	67	令和元年度	↗	77	80	80	↗	
	関係諸機関と連携した授業の実施回数(回)	50	令和元年度	↗	50	47	47	↘	
	学校支援ボランティアの人数(人)	1,612	令和元年度	↗	1,243	1,209	1,300	↘	
4 教育環境	大規模な改修等による教育環境整備を実施した学校数(校)	—	令和元年度	↗	—	—	—	—	現在取組中であるため、評価不可。
	「タブレットPCを活用し、問題解決等することがとてもできる」と回答した児童・生徒の割合(%)	56	平成30年度	↗	85	88	90	↗	
	登下校時の交通事故発生件数(件)	0	令和元年度	→	0	0	0	→	
5 人権・多文化共生	人権に関する講演会等の参加者数(人)	1,976	令和元年度	↗	895	1,056	900	↘	
	人権相談窓口の年間開設日数(日)	168	令和元年度	↗	178	175	180	↗	
	多文化共生に関する講座等の参加者数(人)	2,979	令和元年度	↗	2,662	3,924	2,900	↘	
6 男女共同参画	男女共同参画をテーマにした講演会等の参加者数(人)	140	令和元年度	↗	32	76	100	↘	
	専門カウンセラーによる女性相談対応件数(件)	72	令和元年度	↗	60	52	80	↗	
	審議会等委員の女性比率(%)	26	令和元年度	↗	25	27	25	↘	
7 健康	健康寿命 男(歳)	77	平成30年度	↗	—	—	79	↗	
	健康寿命 女(歳)	82	平成30年度	↗	—	—	83	↗	
	特定健康診査受診率(%)	34	平成30年度	↗	33	—	33.4	→	
	自殺者数(人)	18	平成30年度	↘	14	24	12	↘	
8 地域福祉	小地域ネットワーク活動の参加者数(人)	37,602	令和元年度	↗	37,864	58,240	40,000	↗	
	コミュニティソーシャルワーカーによる各機関へのつなぎ件数(件)	319	令和元年度	↗	2,871	2,304	3,000	↗	
	生活保護受給者のうち、就労支援対象者の就労支援事業参加率(%)	19.9	令和元年度	↗	71.1	73.5	70.0	↗	

施策名	指標名	初期値		目指す方向	実績値			初期値からの方向	備考
					R5	R6	R7(見込)		
9 障がい者福祉	地域生活支援拠点の整備数(数)	1	令和元年度	↗	3	4	5	↗	
	就労移行支援等を行う福祉施設の利用から一般就労に移行した障がい者数(人)	36	令和元年度	↗	35	—	57	↗	
	障がい者理解に係る講座等参加者数(人)	1,722	令和元年度	↗	2,236	2,475	2,236	↗	
10 高齢者福祉	自立支援型ケア会議検討事例数(件)	96	令和元年度	↗	116	43	78	↘	
	認知症サポーター数(人)	7,665	令和元年度	↗	9,688	10,637	11,700	↗	
	通いの場の確保・活用状況 通いの場箇所数(箇所)	86	令和元年度	↗	208	307	524	↗	
	通いの場参加者数(人)	1,934	令和元年度	↗	8,555	14,007	20,689	↗	
11 コミュニティ活動	地域コミュニティ協議会の認知度(%)	46	令和元年度	↗	—	—	45	→	令和6年度に実施した市民アンケート結果から算出。
	各コミュニティセンターの年間平均利用率(%)	29.7	令和元年度	↗	39.6	36.4	45.6	↗	
12 市民協働	守口市公営型協働事業提案制度提案件数(件)	1	令和元年度	↗	3	2	3	↗	
	市民団体と協働した行政の事業数(件)	50	令和元年度	↗	46	55	51	↗	
	市民の声への意見提出件数(件)	473	令和元年度	↗	493	460	500	↗	
13 生涯学習・スポーツ	守口市立図書館の利用者数(人)	—	令和元年度	↗	319,808	344,101	359,325	↗	
	守口市民体育館と守口文化センターの来館者数(人)	314,162	令和元年度	↗	389,968	424,321	394,000	↗	
	ニュースポーツ講習会の参加者数(人)	259	令和元年度	↗	386	312	400	↗	
14 文化	守口市美術展覧会、日本南画院大作展の入場者数(人)	1,491	令和元年度	↗	1,569	1,181	1,600	↗	
	文化・芸術に関する提携大学数(校)	1	令和元年度	↗	1	1	1	→	
	もりぐち歴史館の入館者数(人)	2,694	令和元年度	↗	2,268	2,291	2,694	→	
15 防災・減災・縮災	市が主催する防災訓練の参加者数(人)	420	令和元年度	↗	541	313	481	↗	
	自主防災組織数(組織)	174	令和元年度	↗	174	170	174	→	
	市民に対する防災啓発広報の実施回数(回)	1	令和元年度	↗	3	3	3	↗	
16 消防・救急	市民救命講習会の年間受講者数(人)	785	令和元年度	↗	684	967	614	↘	
	火災発生件数(件)	30	令和元年度	↘	28	29	27	↘	
	消防団の分団数(団)	15	令和元年度	↗	17	17	17	↗	
17 防犯	守口市重点取組犯罪の認知件数 自転車盗の認知件数(件)	485	令和元年度	↘	502	451	502	↗	
	守口市重点取組犯罪の認知件数 特殊詐欺認知件数(件)	31	令和元年度	↘	55	53	55	↗	
	青色防犯パトロール隊の結成校区数(校区)	6	令和元年度	↗	6	6	6	→	
	市と守口警察で実施する市民への発信回数(回)	1	令和元年度	↗	1	1	1	→	

巻末資料

施策名	指標名	初期値		目指す方向	実績値			初期値からの方向	備考
					R5	R6	R7(見込)		
18 都市空間	アンケートにおいて市民が思う守口の魅力「まちの賑わい」(%)	2.8	令和元年度	↗	—	3.3	3.0	↗	令和6年度に実施した市民アンケート結果から算出。
	アンケートにおいて市民が思う守口の魅力「まちのイメージ」(%)	3.6	令和元年度	↗	—	4.8	5.0	↗	令和6年度に実施した市民アンケート結果から算出。
	地区外への避難確率(密集市街地の地震時における逃げやすさ)大日・八雲東町地区(%)	96.0	令和元年度	↗	96.1	96.3	97.0	↗	
	地区外への避難確率(密集市街地の地震時における逃げやすさ)東部地区(%)	94.6	令和元年度	↗	96.7	96.8	97.0	↗	
19 住まい	特定空家等候補数(件)	44	平成28年度	↘	—	—	—	—	新規数の把握を行っていないため、評価不可。
	木造住宅の耐震化率(%)	80.9	平成27年度	↗	—	—	—	—	守口市耐震促進計画において、5年周期で耐震の進捗を確認することになっており、令和7年度の見込値は算出できないため、評価不可。
	住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録戸数(戸)	51	令和元年度	↗	945	1,040	945	↗	
20 緑・花・公園	公園の整備・再整備数(箇所)	1	令和元年度	↗	4	2	2	↗	
	指定管理者制度等導入公園数(箇所)	1	令和元年度	↗	6	5	6	↗	
	公園、緑・花ボランティアグループ数(団体)	61	令和元年度	↗	65	66	65	↗	
21 道路・交通	都市計画道路整備進捗率(%)	78.5	令和元年度	↗	79	79	79	→	
	放置自転車撤去台数(台)	2,674	令和元年度	↘	2,904	2,013	2,500	↘	
	コミュニティバス利用者(人)	28,145	令和元年度	↗	31,834	33,455	—	↗	令和6年度末で廃止となったため、令和6年度の数値にて評価。
22 上下水道	水道基幹管路耐震化率(%)	35.1	令和元年度	↗	40.8	42.0	42.5	↗	
	下水処理場の放流水質基準超過回数(回)	0	令和元年度	→	0	0	0	→	
	老朽化した下水道管渠の改築済率(%)	47.5	令和元年度	↗	67.0	73.0	79.5	↗	
23 地域産業	工業活性化支援補助金を活用して支援した事業者数(社)	—	令和元年度	↗	34	29	50	↗	
	市内で就業する市民の割合(%)	35.9	平成27年度	↗	—	—	36	↗	
	商業振興事業支援補助金を活用して支援した商業団体数(団体)	8	令和元年度	↗	9	7	9	↗	
24 魅力創造・発信	魅力創出を目指した新規イベントの開催件数(件)	5	令和元年度	↗	6	7	6	↗	
	市公式SNSのフォロワー数(人)	8,603	令和元年度	↗	53,710	58,019	57,110	↗	
	外国人の来訪を目指した市が関わる取組の件数(件)	0	令和元年度	↗	0	0	0	→	
25 環境	1人1日あたりのごみ排出量(g)	823	令和元年度	↘	721	708	674	↘	
	環境啓発の実施回数(回)	17	令和元年度	↗	26	34	35	↗	
	公害苦情解決率(%)	88.0	令和元年度	↗	92.3	97.3	—	↗	苦情件数の予測が困難であるため、令和6年度の数値にて評価。

指標		初期値		実績値			初期値からの方向	備考	
施策名	指標名		目指す方向	R 5	R 6	R 7 (見込)			
26 行財政運営	財政調整基金残高（億円）	29.3	令和元年度	↗	65.0	64.0	50.0	↗	
	経常収支比率（%）	99.5	令和元年度	↘	97.7	-	-	↘	経常収支比率の予測が困難であるため、令和5年度決算の数値にて評価。
	人口1,000人当たりの職員数（人）	4.1	令和2年度	↘	4.1	4.0	3.7	↘	
27 公共サービス	公共建築物等延床面積（㎡）	314,457	令和元年度	↘	308,461	304,476	305,186	↘	
	ICTを活用した行政効率化及び市民サービスの新規創出件数（件）	10	令和元年度	↗	6	7	5	↘	
	SDGsに基づく新たな事業の件数（件）	-	令和元年度	↗	2	2	3	↗	



2 SDGs について

SDGs(Sustainable Development Goals、エスディジーズ)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、政府においても積極的に取り組んでいます。

本市においては、総合基本計画に掲げる将来都市像「いつまでも住み続けたいまち守口」の実現に向けて、市民、市内各団体、事業者等と協働しつつ、各施策、各事務事業を進めていくことを通じて、国際社会として取り組むSDGsの目標の達成に貢献します。

下記の表は、27施策とSDGsの17の目標との対応関係を示しています。

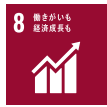









SDGsの目標		1	2	3	4	5	6	7
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに
施策								
	施策1	子ども・子育て支援	●		●	●	●	
	施策2	青少年			●			
	施策3	学校教育				●		
	施策4	教育環境			●	●		
	施策5	人権平和・多文化共生				●	●	
	施策6	男女共同参画				●	●	
	施策7	健康			●			
	施策8	地域福祉	●		●			
	施策9	障がい者福祉			●	●		
	施策10	高齢者福祉			●			
	施策11	コミュニティ活動						
	施策12	市民協働						
	施策13	生涯学習・スポーツ			●	●		
	施策14	文化				●		
	施策15	防災・減災・縮災	●					
	施策16	消防・救急			●			
	施策17	防犯						
	施策18	都市空間						
	施策19	住まい						
	施策20	緑・花・公園			●			
	施策21	道路・交通			●			
	施策22	上下水道			●			●
	施策23	地域産業						
	施策24	魅力創造・発信						
	施策25	環境			●			●
	施策26	行財政運営						
施策27	公共サービス							

SDGsの取組の特徴

- 普遍性** 先進国を含め、全ての国が行動
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」
- 参画性** 全てのステークホルダーが役割を
- 統合性** 社会・経済・環境に統合的に取り組む
- 透明性** 定期的にフォローアップ

(資料) 外務省「持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けて日本が果たす役割」をもとに作成

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/2001sdgs_gaiyou.pdf)

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
									
●								●	
									●
		●						●	●
			●					●	●
		●						●	
		●							
●									●
●		●							
			●						●
			●						●
			●						●
			●						●
			●		●				●
			●					●	●
			●		●				●
			●	●	●				●
●	●		●						●
●			●						●
			●	●	●	●			●
			●						●
			●						●

3 分野別計画一覧

総合基本計画を最上位計画として、個別の行政分野における計画を策定し、行政運営を行っています。
 なお、「計画期間」の記載がないものについては、終期の設定がない計画です。

計画等の名称 ※計画名から守口市、○次等の文言を削除	計画期間	第6次総合基本計画の計画期間												関連施策	
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
総合基本計画 基本構想	10年													R3～R12(R8修正)	すべて
総合基本計画 後期基本計画	5年													R8～R12	すべて
こども計画	5年													R7～R11	施策1
教育大綱	5年													R8～R12	施策3
めざす守口の教育	5年													R8～R12	施策3
いじめ防止基本方針	—	H26策定												施策3	
市立学校図書館基本計画	—	H30策定												施策3	
学校における生徒指導の体制について	—	H26年策定												施策3	
市立中学校に係る部活動の方針	—													R1策定	施策3
人権教育基本方針	—	H13年策定												施策3	
外国人児童生徒等の教育に関する指導の方針	—	H5年制定(H15、R4改訂)												施策3	
学校規模等適正化基本方針(改訂版)	—	H24策定(R4改訂)												施策4	
魅力ある学校づくりをめざして	—													R1策定	施策4
学校施設整備計画	30年													R2策定	施策4
守口市立中学校等給食実施方針	—													R7策定	施策4
人権行政基本方針(改訂版)	—	R3改訂												施策5	
男女共同参画推進計画	10年													R8～R17	施策6
健康増進計画(食育推進計画・自殺対策計画)	12年													R7～R18	施策7
新型インフルエンザ等対策行動計画	—	H25策定(R8改訂)												施策7	
国民健康保険データヘルス計画 (特定健康診査等実施計画)	6年													R6～R11	施策7
地域福祉計画	5年													R5～R9	施策8
障害者計画	10年	H29～R8												施策9	
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	3年													R6～R8	施策9
老人福祉計画及び介護保険事業計画 (もりぐち高齢者いきいきプラン)	3年													R6～R8	施策10
地域コミュニティ拠点施設基本計画	—	H25策定												施策11	
コミュニティ施設整備計画	—	H28策定												施策11	
市民協働指針	—	H25策定												施策12	
生涯学習推進計画	5年													R8～R12	施策13
子ども読書活動推進計画	5年													R7～R11	施策13
市立図書館運営方針	—													R1策定	施策13
強靱化地域計画	10年													R2～R11	施策15
国民保護計画	—	H19策定(H29改訂)												施策15	
地域防災計画	—	(R5改訂)												施策15	

計画等の名称 ※計画名から守口市、○次等の文言を削除	計画期間	第6次総合基本計画の計画期間												関連施策	
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		R12
都市計画マスタープラン	10年				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	施策18
立地適正化計画	20年	H29～R22												施策18	
守口市核周辺における将来都市ビジョン	—	H28策定												施策18	
バリアフリー基本構想	—	H13～順次策定												施策18	
住宅密集地区整備計画	—	H11～R12												施策18	
守口市駅北側エリアリノベーション戦略	—						R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	施策18
空家等対策計画(改定版)	5年						R5	R6	R7	R8	R9				施策19
市営住宅集約最適化計画	15年						R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	施策19
花と緑の基本計画	10年													R13	施策20
公園施設長寿命化計画	10年													R15	施策20
公園マスタープラン	8年						R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	施策20
公園整備方針	—														施策20
自転車活用推進計画	10年														施策21
水道ビジョン2023	10年						R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	施策22
水道事業経営戦略2025	10年													R16	施策22
水道事業アセットマネジメント2025	40年													R46	施策22
下水道事業経営戦略	10年						R7	R8	R9	R10	R11	R12			施策22
下水道事業計画	7年													R10	施策22
地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画	5年													R10	施策23
創業支援等事業計画	14年													R9	施策23
都市農業振興基本計画	10年						R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R11	施策23
地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	—	H13策定(R3改訂)												施策25	
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	15年													R12	施策25
一般廃棄物処理基本計画	10年													R17	施策25
分別収集計画	5年													R12	施策25
災害廃棄物処理計画	—	H29策定(R6改訂)												施策25	
まち・ひと・しごと創生総合戦略	5年													R12	施策26
人口ビジョン	35年													R42	施策26
行政経営プラン	4年													R8	施策26
定員管理計画	5年													R10	施策26
人材育成基本方針	—	H26策定(H29改訂)												施策26	
特定事業主行動計画	5年													R12	施策26
公共施設等総合管理計画	30年	H26～R25												施策27	
個別施設計画	10年						R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R12	施策27

4 守口市総合基本計画条例

平成31年3月25日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合基本計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合基本計画 基本構想及び基本計画で構成する計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の基本目標及び施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、施策を体系的に示すとともに、行政各分野の主要な施策をまとめた計画をいう。

(市民意見の聴取)

第3条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民に意見を聴取しなければならない。

(守口市総合基本計画審議会)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守口市総合基本計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、審議会の担当事務に関し市長が適当と認める者

4 審議会は、市長の諮問に応じ、総合基本計画に関する事項について、調査審議し、答申する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

(総合基本計画との整合性の確保)

第7条 市長は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合基本計画との整合性を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

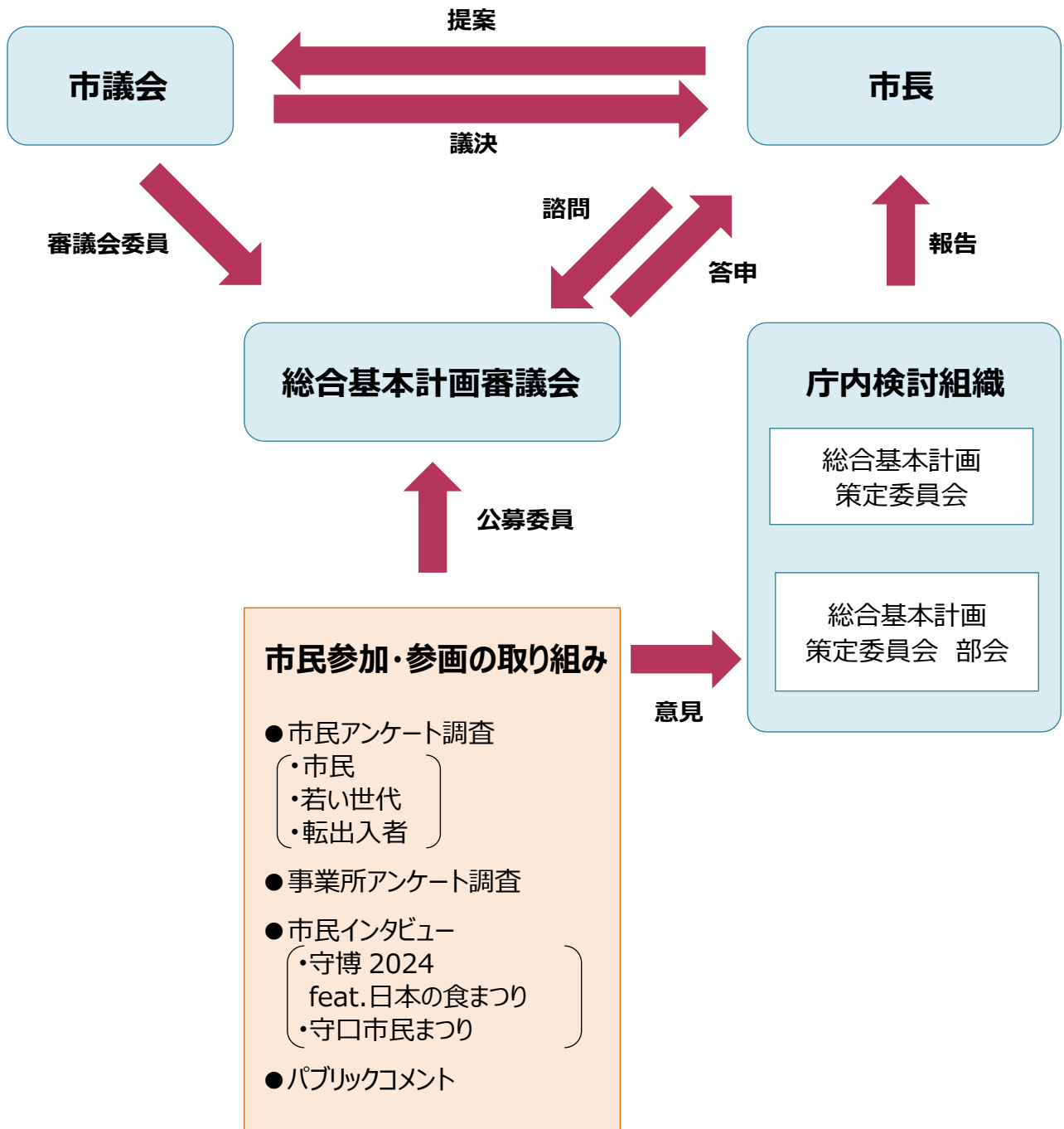
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(守口市総合基本計画審議会条例の廃止)

2 守口市総合基本計画審議会条例(昭和44年守口市条例第5号)は、廃止する。

5 総合基本計画(基本構想・後期基本計画)策定体制



6 総合基本計画（基本構想・後期基本計画）策定経過

		策定経過	市民参加・参画の取り組み		
令和5年度	6月		市民アンケート調査の実施 ・転出入者		
	7月				
	3月				
令和6年度	4月	策定方針の決定			
	5月				
	6月	策定委員会			
	7月				
	8月				
	9月		策定委員会	市民アンケート調査の実施 ・市民 ・若い世代	事業所アンケート調査の実施
	10月			市民インタビュー	
	11月			市民インタビュー	
	12月				
	1月				
	2月				
	3月		基本構想(修正案)・後期基本計画(素案)の決定		
	令和7年度		4月		
5月					
6月					
7月			諮問		
8月					
9月					
10月			総合基本計画審議会		
11月			答申		
12月					
				パブリックコメント	
		1月	基本構想(修正案)・後期基本計画(案)の決定		
		2月	基本構想(修正案)について市議会2月定例会で審議・議決		
		3月	第6次守口市総合基本計画後期基本計画を策定		

7 市民参加・参画の取組

市民アンケート調査

本市の魅力や課題、今後の居住意向などについての意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

種別	対象 (発送数)	調査内容	有効回答数 有効回答率
市民アンケート	市内在住の 22歳以上の市民 (2,000人)	守口市のイメージや住みやすさ 身近な地域での地域活動 守口での居住意向 守口市の今後のまちづくり 守口市政 など	818件 40.9%
若い世代に対するアンケート	市内在住の 15～21歳の市民 (1,000人)	守口市のイメージや住みやすさ 仕事の希望 結婚子育てに対する意識 守口市の今後のまちづくり など	204件 20.4%
転出入者アンケート(守口市の魅力に関するアンケート)	守口市に転入届、 転居届、転出届を 届出された市民	引っ越し前後の住まい、家族構成 引っ越した理由、考慮した居住環境 守口市のイメージ、魅力、課題 引っ越し先として検討した市町村 など	811件

事業所アンケート調査

市内に立地する事業所から本市での立地メリットや経営課題などについての意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

種別	対象 (発送数)	調査内容	有効回答数 有効回答率
事業所アンケート	市内に単独事業所 又は本社を置く事業所 (500事業所)	事業所の現況 守口市に立地するメリット課題 事業所の今後の意向事業承継 人材確保 新たな顧客の確保 周辺住民との関係 守口市のまちづくりへの協力 など	187件 37.4%

巻末資料

市民インタビュー

本市の魅力と課題についての市民意識、施策に関するニーズを把握するため、市民インタビューを実施しました。

対象	日時場所	調査内容	参加
守博2024 feat.日本の食まつり インタビュー	令和6年10月13日 守口市駅前カナディアンスクエア	定住意向 守口市の魅力 守口市の課題 など	守博2024 feat.日本の食まつり 来場者 177名
守口市民まつり 来場者インタビュー	令和6年11月3日 大枝公園 (守口市民まつり会場)	定住意向 守口市の魅力 守口市の課題 など	市民まつり 来場者 85名

市民インタビュー 当日の内容



パブリックコメント

守口市が作成した「第6次守口市総合基本計画(基本構想修正案・後期基本計画案)」を市民の皆さまに周知するとともに、幅広い意見を聴取するためパブリックコメントを実施しました。

募集期間	令和7年12月26日から令和8年1月25日まで
募集方法	広報もりぐち12月号及び市ホームページに募集概要を掲載し、メール、郵送、FAX、各公共施設に設置の応募箱への投函により受付
提出状況	意見件数 3件 36項目

8 守口市総合基本計画審議会

守口市総合基本計画審議会委員名簿

氏名	所属
1号委員（市議会議員）	
池嶋 一夫	守口市議会議員
武田 賢一	守口市議会議員
福西 寿光	守口市議会議員
福本 健一	守口市議会議員
由井 龍一郎	守口市議会議員
2号委員（学識経験者）	
岡田 進一	大阪公立大学大学院 生活科学研究科 教授
岡山 敏哉	大阪工業大学 工学部建築学科 教授
河田 恵昭	関西大学 社会安全研究センター長
久保田 健一郎	大阪国際大学短期大学部 幼児保育学科長 教授 京都大学 非常勤講師
西川 信廣	京都産業大学 名誉教授
◎ 久 隆浩	近畿大学 名誉教授
森 由香	特定非営利活動法人とよなかESDネットワーク理事長 非常勤講師(大阪大学、近畿大学、帝塚山大学)
3号委員（市民）	
加納 恭子	公募市民
津崎 明希	公募市民
鶴留 智子	公募市民
4号委員（市長が適当と認める者）	
大井 由喜子	守口市民生委員児童委員協議会 副会長
田中 英夫	大阪府守口保健所 所長
永井 由恵	守口門真商工会議所 女性会 監事
森 美恵子	庭窪地域コミュニティ協議会 会長
○ 安田 操	守口市赤十字奉仕団 委員長

◎会長 ○副会長

令和7年7月9日現在
※五十音順

審議経過

	日程	内容
第1回	令和7年7月15日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会会長及び副会長の選出について 2. 第6次守口市総合基本計画の諮問について 3. 審議会の運営について 4. 基本構想(修正案)及び後期基本計画(素案)の概要の説明について 5. その他
第2回	令和7年9月9日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本構想(修正案)の検討について 2. 後期基本計画(素案)の検討について 3. 後期基本計画(素案)の概要の説明について 4. その他
第3回	令和7年10月24日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 後期基本計画(素案)の検討について 2. 後期基本計画(素案)の概要の説明について 3. その他
第4回	令和7年11月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 後期基本計画(素案)の検討について 2. その他
第5回	令和7年12月23日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第6次守口市総合基本計画基本構想及び後期基本計画の答申について 2. その他



審議会風景



答申の提出(令和7年12月23日)

諮問

守企第 778 号
令和 7 年 7 月 15 日

守口市総合基本計画審議会
会長 久 隆浩 様

守口市長 瀬野 憲一

第 6 次守口市総合基本計画について（諮問）

守口市総合基本計画条例第 5 条の規定に基づき、第 6 次守口市総合基本計画基本構想（修正案）及び後期基本計画（素案）について貴審議会の意見を求めます。

答申

令和 7 年 12 月 23 日

守口市長 瀬野 憲一 様

守口市総合基本計画審議会
会長 久 隆浩

第 6 次守口市総合基本計画について(答申)

令和 7 年 7 月 15 日付け守企第 778 号で諮問のあった標記について、別添のとおり答申します。
今後、本答申を尊重され、総合基本計画を策定されるとともに、この計画に基づき、様々な施策が的確に推進されることを期待します。

なお、本審議会の審議過程で各委員から出された意見等についても十分に尊重され、市行政を推進されるようあわせてお願いします。

別添（略）

第 6 次守口市総合基本計画 基本構想（答申）

第 6 次守口市総合基本計画 後期基本計画（答申）

9 市歌・市章・市の木・花・市民憲章

(1) 守口市歌

守 口 市 歌

明朗に はつらつと 安西冬衛 作詞
 ♩ = 112 - 116 古関裕而 作曲

の ぼ る たーかーせの しーのーめ に
 な り わ い し げ く ひ と さ わ に
 か が や く いーらーか は て しーな く
 せ い さ ん ひ び に は つ ら つ と
 に ぎ わ い ひ び に も り ぐ ち し み
 よ も り ぐーちーの こ の ち かーら

守口市歌

作詞：安西冬衛 作曲：古関裕而

- 1 のぼる高瀬の東雲しのぶになりわいしげく人さわに
輝くひら燈あかりはてしなく生産せいさん日々に洗は漉らと
賑にぎい日々に守口市 見よ守口のこの力
- 2 長柄船瀬ながへの昔より 驛やき古く道みちひろく
開ひらけし都新みやこらしく 京阪けいはん一路いちろ颯さつ爽そうと
躍や進しん一路守口市 ああ守口のこのすがた
- 3 梅うめに櫻さくらに木犀きしに 正ただしきゆかり傳統でんとうの
ゆかしき響かがぎりなく 文化ぶんかを四方よっぺに絢爛けんらんと
平和へいを四方よっぺに守口市 おお守口のこの誇ほ
- 4 淀いづみの川瀬がわはかわれども かわらぬいのちうけつぎて
礎いし固かたくとこしえに 光ひかりを代々に燦然さんぜんと
榮さかを代々に守口市 いざ守口のこの希望きぼう

昭和26(1951)年11月1日制定

巻末資料

(2) 守口市章



「守口」の2文字を図案化したものです。

昭和26（1951）年に市制5周年を記念して、市民から公募した作品の中から選ばれたもので、「守口」の2文字を太く、力強く表現しています。

(3) 守口市の木 くすのき



寿命が長く、強健かつ雄大で、古くから親しまれている樹木です。

(4) 守口市の花 さつき



色彩感にあふれ、栽培も容易で、多くの市民が愛好するのにふさわしい花です。

(5) 守口市民憲章

わたしたちは、自由と平和を愛し、人間尊重と自主自立の精神に立ち、互いに協力してよりよい生活を営むためにこの憲章を制定します。

1. わたしたちは、公害を出さないように心がけ、緑と広場のある生活環境をつくりましょう。
2. わたしたちは、お互いに仲良くし、あたたかい人間関係によって連帯感を育てましょう。
3. わたしたちは、自然と文化財を守り、教養を高め、常識豊かな社会人となりましょう。
4. わたしたちは、社会福祉を進め、特に青少年に夢を、老人、身障者らには行きとどいた愛の手を伸ばしましょう。
5. わたしたちは、市政に対して批判と協力を惜しまず、明るい守口市をつくりましょう。

昭和48(1973)年5月3日 制定



守口の春(日吉公園)



守口の夏(大枝公園 水の遊び場)



守口の冬(淀川河川公園)



守口の秋(難宗寺)

第6次守口市総合基本計画 (基本構想・後期基本計画)

令和8(2026)年3月発行

発行者：守口市企画財政部企画課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通 2-5-5

電話：06-6992-1407

守口市ホームページ <https://www.city.moriguchi.osaka.jp>



